



市民みんなで
まるごと地域共生社会

第3期合志市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成30(2018)年～平成34(2022)年

合志市・合志市社会福祉協議会

はじめに

現代の地域社会を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化などにより、家族との結びつきや地域とのつながりが希薄になりつつあります。また、以前は家庭や地域の協力により解決できていた問題が、生活環境の変化に伴い解決が難しくなり、地域での担い手不足や相互扶助機能の低下が新たな社会問題として表面化しております。



これからのまちづくりは、子どもからお年寄りまでの誰もが地域の中で、安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

平成28年に発生しました熊本地震では、第2期計画の中、「自助」、「共助」、「公助」がある程度は機能したものと評価しています。しかし、第3期計画では、これらの経験をもとに、さまざまな生活課題について、「自助」、「共助」、「公助」の更なる連携強化によって解決していく取り組みが必要だと感じています。

私は、これまで「健康都市こうし」を掲げ、『健康』をキーワードにあらゆる政策を進めてまいりました。これからは、本計画を基に、さらに前進し、幸福を感じてもらえるようなまちづくりを目指してまいります。

そのためには、市民、事業者、行政、社会福祉協議会が連携し、協力し合い、協働できる地域社会をつくることであり、そのことが、一人ひとりの個性が尊重され、自立した生活が送れることにつながるものと確信しています。

結びに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました皆様に深く感謝するとともに、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

合志市長
合志市社会福祉協議会長

荒木 義行

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的と意義	1
3	地域福祉を推進するための「2つの計画」について	2
4	計画の性格	5
5	計画の位置づけ	6
6	計画の期間	6
7	計画策定における体制	7
第2章	合志市の地域特性	8
1	合志市の状況	8
2	アンケートの結果	16
3	計画策定における課題について	24
第3章	計画の基本理念と基本方針	40
1	計画の基本理念	40
2	計画の基本方針	41
3	計画の体系	42
第4章	取り組みと役割分担	43
1	つながりと支え合いの輪を広げる	43
2	地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める	58
3	相談・支援体制の連携の輪を強める	69
第5章	計画の推進にあたって	81
1	協働による計画の推進	81
2	具体的な計画の推進	82
3	計画の普及啓発と実践	82
資料編		83
	計画策定のための「Café オモイカタルバ」概要	83
	合志市地域福祉計画策定委員会要綱	91
	合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿	92
	用語説明	93
	関係法令	98

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、晩婚化、未婚化や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

こうした状況のなかで、介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、市町村では「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを実施するように定められました。また、生活保護に至る前の段階から、早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が施行されました。そのほか、障害者差別解消法が成立し、差別的取扱いの禁止や合理的な配慮について定められました。

しかし、これら複雑・多様化する課題に対応することは、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、住民相互の助け合いが必要不可欠となっています。

東日本大震災の発生により、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けされるとともに、避難行動要支援者の同意を得て、平常時から地域の団体に情報提供することが定められ、地域による支え合いの大切さが再認識されました。また、一昨年発生した熊本地震による被害からの復興計画においても、本市は「地域で支え合うまちづくり」を復興の基本方針の一つとして掲げ、住民同士のつながりや支え合いを原動力として復興を進めていくことにしました。

支え合い・助け合いの基盤は、人と人とのつながりです。地域住民がお互いの幸せを願い、困りごとや不自由さに気づき、声をかけ合い、支え合うことで“地域の絆”が育まれるなど、『誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会』の実現をめざす必要があります。

2 計画策定の目的と意義

社会情勢や技術革新が進む時代の分岐点にあたり、次世代に向けて市民がお互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会をつくっていくための理念や方向性を示すことを目的にこの計画を策定します。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要です。

そのため、計画策定段階から、市民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、今後も地域の課題を認識・共有しながら、『誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会』の実現に向けた取り組みを展開します。

3 地域福祉を推進するための「2つの計画」について

(1) 「地域共生社会」の必要性の高まり

私たちの暮らしは、生活環境も整備され、さまざまなモノや情報を手に入れることができる豊かな時代へと変化し、ライフスタイルや価値観が多様化しました。

豊かな社会の反面、生活格差の拡大、自殺者、高齢者また障がい者、児童への虐待の増加、社会からの孤立や孤独といった、さまざまな社会問題が生じています。

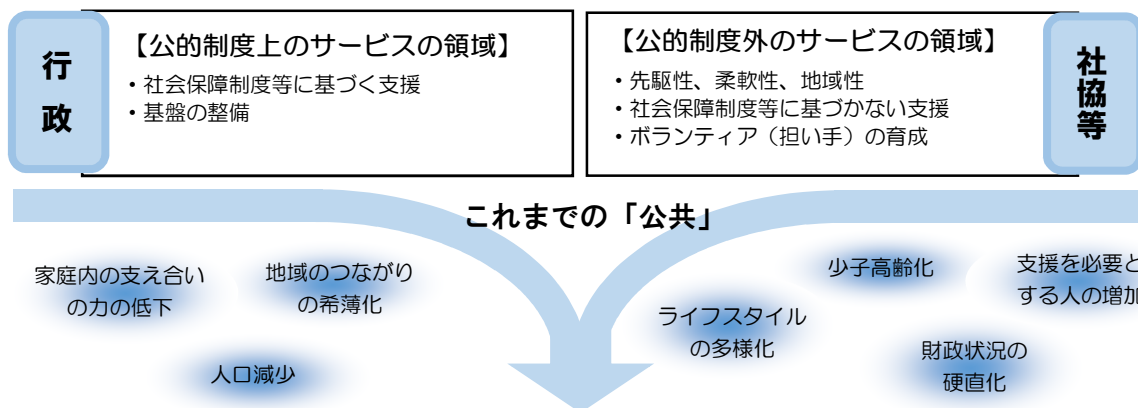
今日まで、このような課題の多くは、生活保護などの公的扶助、健康保険、介護保険などの社会保険、高齢者、障がい者、児童などに公平なサービスを提供する社会福祉など、行政が提供する「公的な制度上のサービス」と、その隙間にあり、公的サービスの対象とされない人を支援する社会福祉協議会、ボランティアなどが独自の活動の中で提供する「公的制度外のサービス」により対応してきました。

しかし、暮らしの変化に伴う多様化した課題や個別の福祉課題は、「制度の谷間」となることが多く、また地域活動への無関心化による担い手不足や財政状況の硬直化により、行政や社会福祉協議会、事業者による福祉サービスだけでは対応が難しい状況となっています。

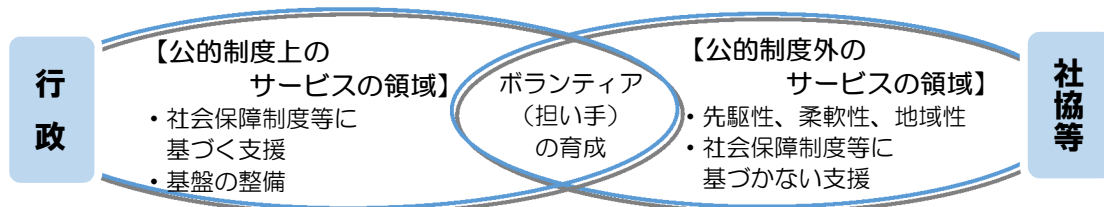
そのため、行政や社会福祉協議会だけでなく、市民、地域団体など地域を構成しているすべての人や団体が積極的に公共性をもったサービスの提供主体となり、公と民の役割分担のもと、日常生活を支える分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」の必要性が高まっています。こうした流れを背景として、国は、平成 28 年から「地域共生社会」の実現を掲げ、その具体化に向けた改革を進めています（P3 図参照）。「地域共生社会」とは、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティのことであり、公的な福祉サービスと協働して住民みんなが助け合い、地域の課題を解決しながらより良い暮らしを送ることのできる社会のことです。

地域福祉の推進には、「地域共生社会」を生み出す基盤となる「共助」の確立が大きな課題です。そのためには、同じ理念、考え方のもと連携・協働していく必要があります。本市では、本計画に「地域共生社会」の考え方を盛り込み、その実現に向け取り組んでまいります。また、その実現のためには、本市が平成 22 年に「合志市自治基本条例」で定めた、「将来にわたり、子どもたちが健やかに育まれ、すべての人権が尊重され、安全に安心して暮らしていく」ことができるように、市民と行政は「お互いの知恵と力を出し合い、参画及び協働によるまちづくり」を行う必要があります。

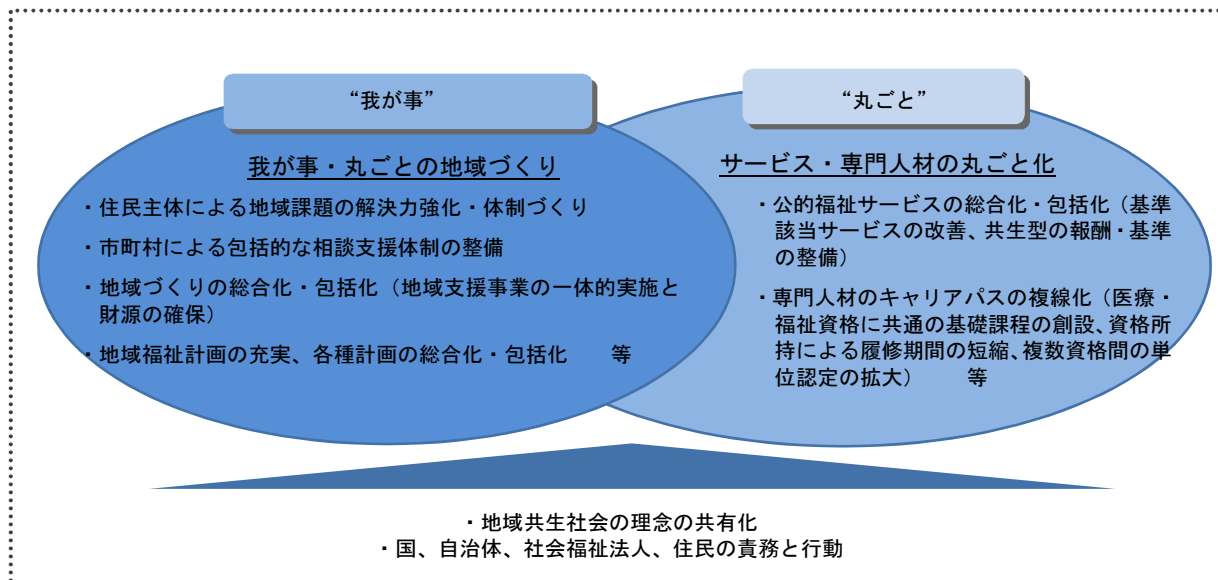
■行政と社協のサービス領域等の変化



「新しい公共」の必要性の高まり



■「地域共生社会」実現の全体像イメージ



資料：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

（厚生労働省 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料 平成28年7月15日）

(2) 計画の一体的な策定

「合志市地域福祉計画」は、「合志市総合計画」に基づき、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本目標、施策、取り組みの方向等を明らかにした市の計画です。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域住民などの参加を得て策定されるものであり、「地域福祉の推進」を目的として、互いに補完・補強し合う関係にあります。

前計画の策定時には、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化し、「支え合う みんなの力で 幸せ未来！」を掲げ、その目的を実現するために施策を推進してきました。

今回の計画策定においては、社会情勢の変化、前期施策の反省や住民アンケートの結果等の課題を共有し、地域福祉懇談会を市と社会福祉協議会が共同開催するなどの緊密な連携をはかり、前回と同様に地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化して作成します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



4 計画の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

■参考

社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

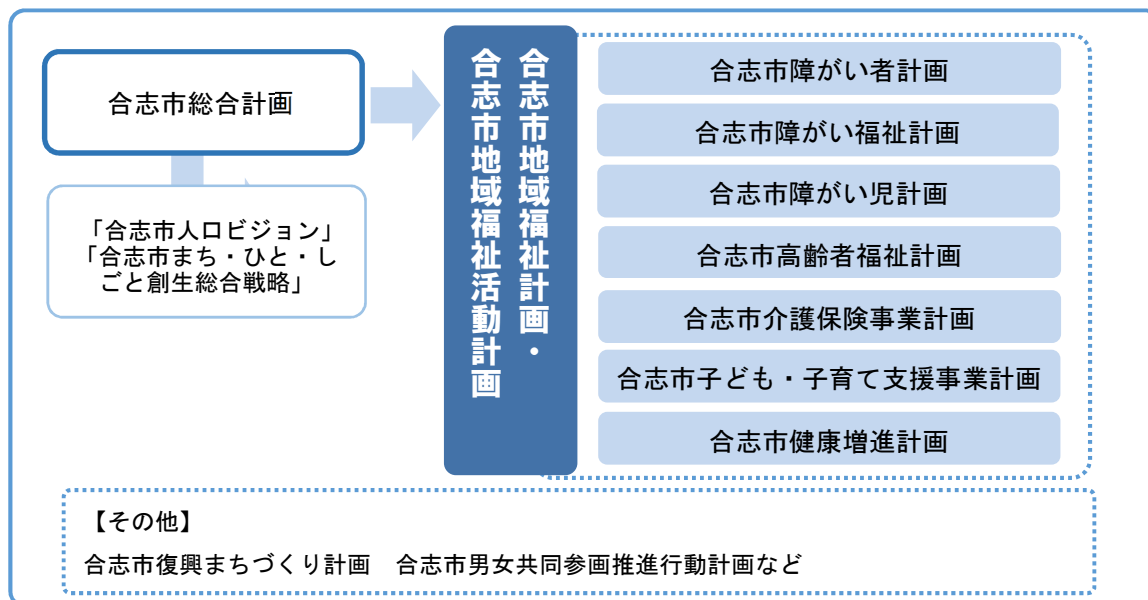
5 計画の位置づけ

本計画は「合志市総合計画」及び「合志市人口ビジョン」、「合志市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、地域福祉分野の基本計画として位置づけます。

これらの計画のもと、本計画は、地域の中で支え合い、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活を送ることができるよう支援する「合志市高齢者福祉計画」、障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「合志市障がい者計画」「合志市障がい福祉計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「合志市子ども・子育て支援事業計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものとなります。

また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する福祉サービスを地域全体で一体に支える「地域共生社会」の実現を目指した支援体制の整備を検討します。

■第3期合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ



6 計画の期間

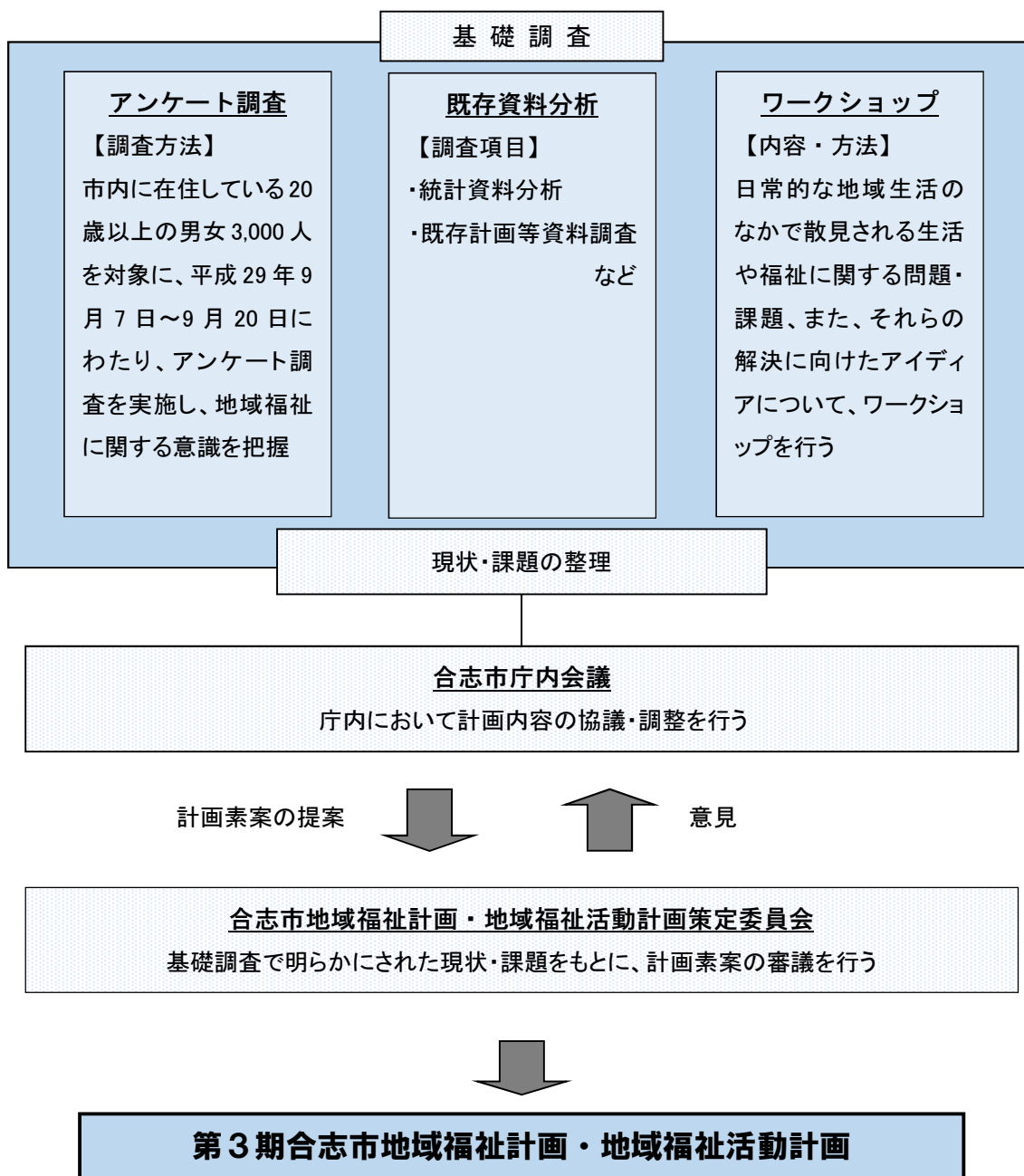
本計画の期間は、平成30年度から平成34年度（2022年度）までの5か年とし、必要に応じて見直します。

■計画の期間

	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022
総合計画				第2次基本構想(平成 28 年～平成 35 年(2023年))						
				第1期基本計画				第 2 期基本計画		
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第 2 期 <									

7 計画策定における体制

■策定における調査と体制



第2章 合志市の地域特性

1 合志市の状況

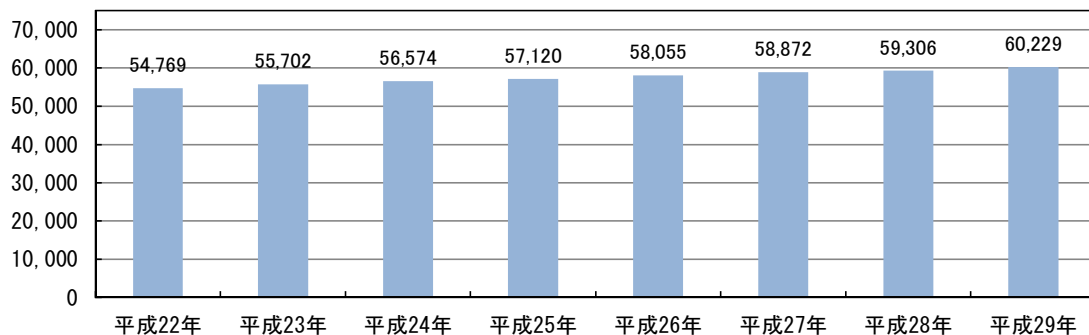
(1) 人口

① 人口の推移

本市の人口は漸増しており、平成 29 年時点では対平成 22 年比で、10.0%の増加となっています。合志市の推計による将来の人口は、65,000 人を超え、また、平成 47 年（2035 年）においてピークに達すると予測されています。

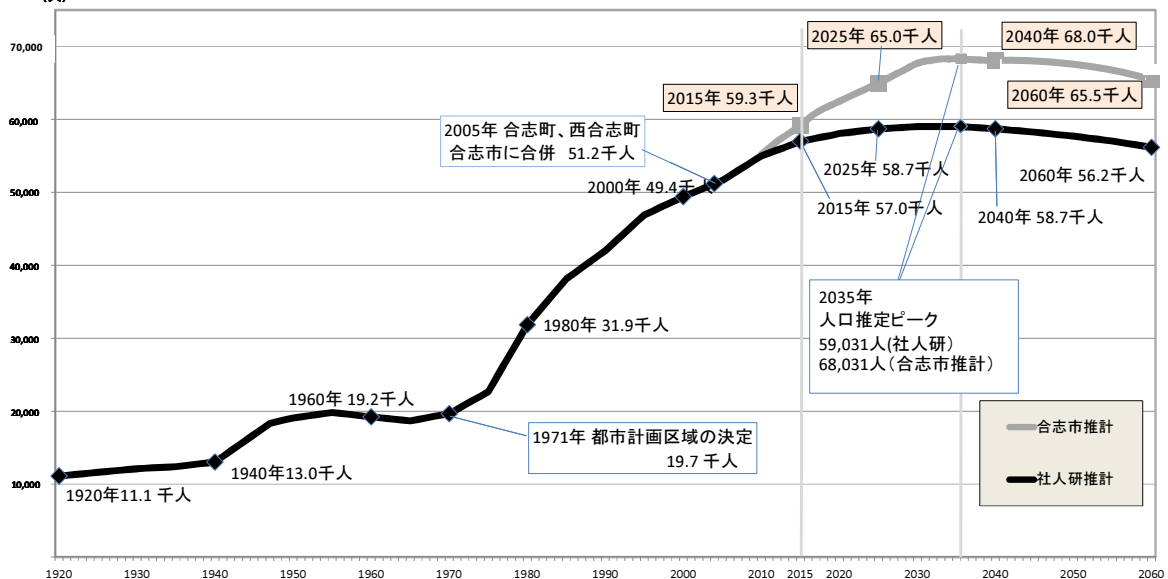
■合志市における人口の推移

(人)



■予測人口推計

(人)

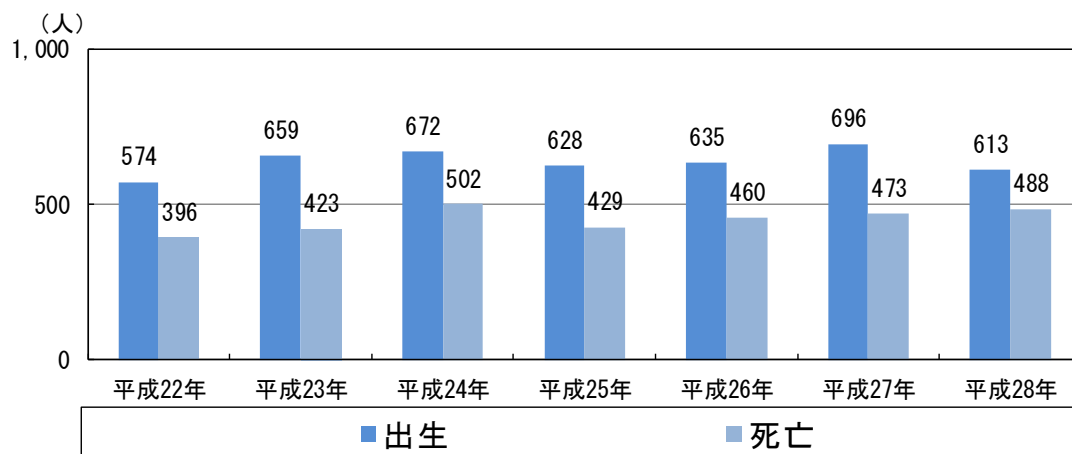


資料：・2014年までは「国勢調査、人口推計」（総務省）より作成・2015年以降の下の方のグラフは「社人研推計」より作成・2015年以降の上の方のグラフは、2031年までは合志市総合計画の推計、2032年以降は社人研推計を参考に作成 2031年まで総合計画推計、以降は社人研の仮定値を参考。

② 自然動態人口（出生・死亡）の推移

各年において、出生人数が死亡人数を上回っています。出生人数は、平成23年以降600人台を維持し、死亡人数はおおよそ400人台で推移しています。

■出生人数及び死亡人数の推移

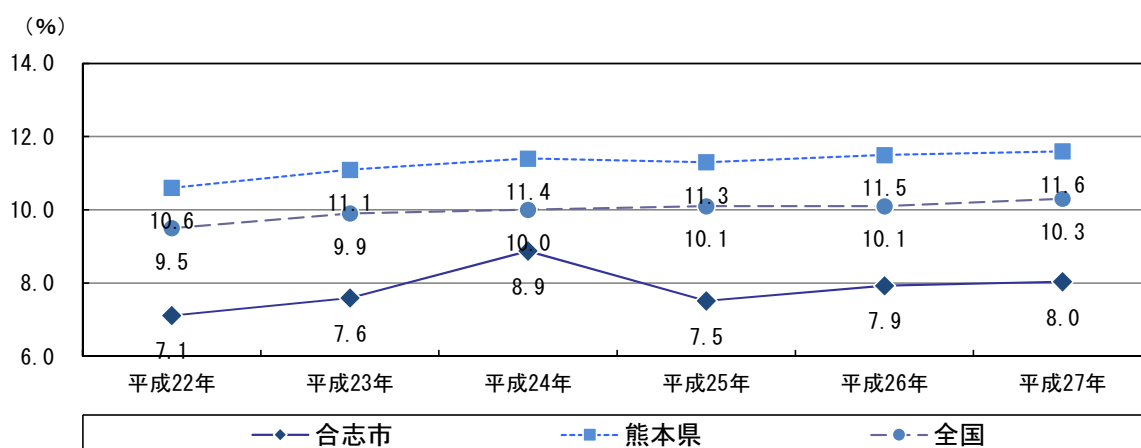


資料：人口動態統計

③ 死亡率の推移

合志市の死亡率は、全国、熊本県と比較するとおおよそ2～3ポイント程度低くなっており、平成27年では全国より2.3ポイント、熊本県より3.6ポイント低くなっています。しかし、年次推移をみると、平成22年より増加傾向にあります。

■全国・県及び合志市における死亡率の推移



※死亡率＝（件数/人口）×1,000

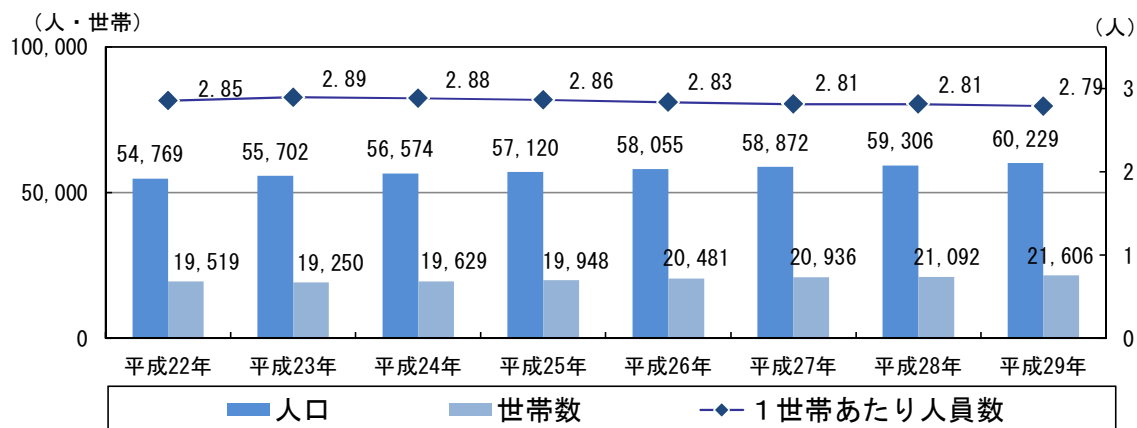
資料：国、熊本県は、人口動態調査、合志市は、住民基本台帳

(2) 世帯数の推移

① 人口と世帯数の推移

人口は、平成 22 年以降漸増しており、世帯数も平成 23 年以降増加し続けています。また、1 世帯あたり人員数は平成 22 年で 2.85 人、平成 29 年で 2.79 人となっており、おおよそ 2.8 前後で推移しています。

■人口及び世帯数の推移



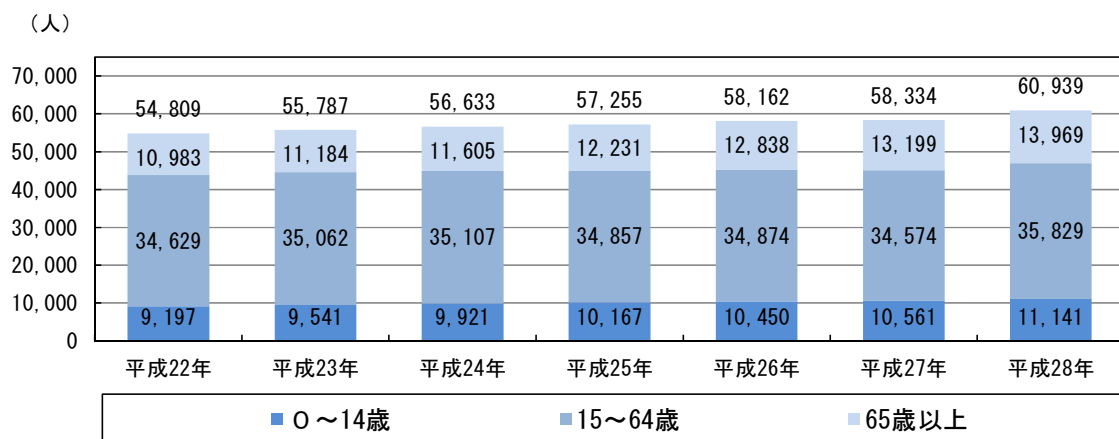
資料：熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課
(平成 27 年は国勢調査に依る)



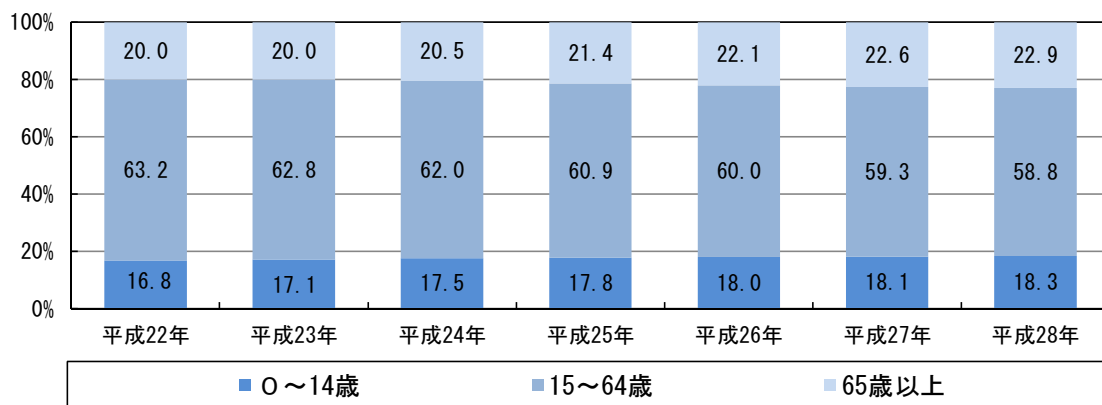
（３）高齢者及び高齢化率の推移と地区別高齢者率

年々、年少人口（０～１４歳）と高齢者人口（６５歳以上）の割合は増加傾向にあり、生産年齢人口（１５～６４歳）の割合は漸減傾向にあります。平成２２年と平成２８年を比較すると、年少人口は１.５ポイントの増加、高齢者人口は２.９ポイントの増加、生産年齢人口は４.４ポイント減少しています。

■年齢３区分別人口の推移



■年齢３区分別人口割合の推移



資料：熊本県企画振興部交通政策・情報局統計調査課
(平成２７年は国勢調査に依る)

② 地区別人口の状況

平成 22 年から平成 27 年にかけて、市内 19 地区のうち 4 地区で、年少人口率が減少しています。平成 27 年においては、13 地区で高齢化率が 25%を超えています。最も少子化が進んでいるのは福原地区で、年少人口率が 2.0 ポイント減少し、最も高齢化が進んでいるのは、すずかけ台地区で、高齢化率が 10.0 ポイント増加しています。高齢化率が、5.1%から 40.1%までと各地区によって大きな幅がみられます。

次頁の地区別高齢化率のヒートマップをみると、「北高南低」という傾向がみられます。

■地区別年齢3階級別人口と高齢化率

単位(人)

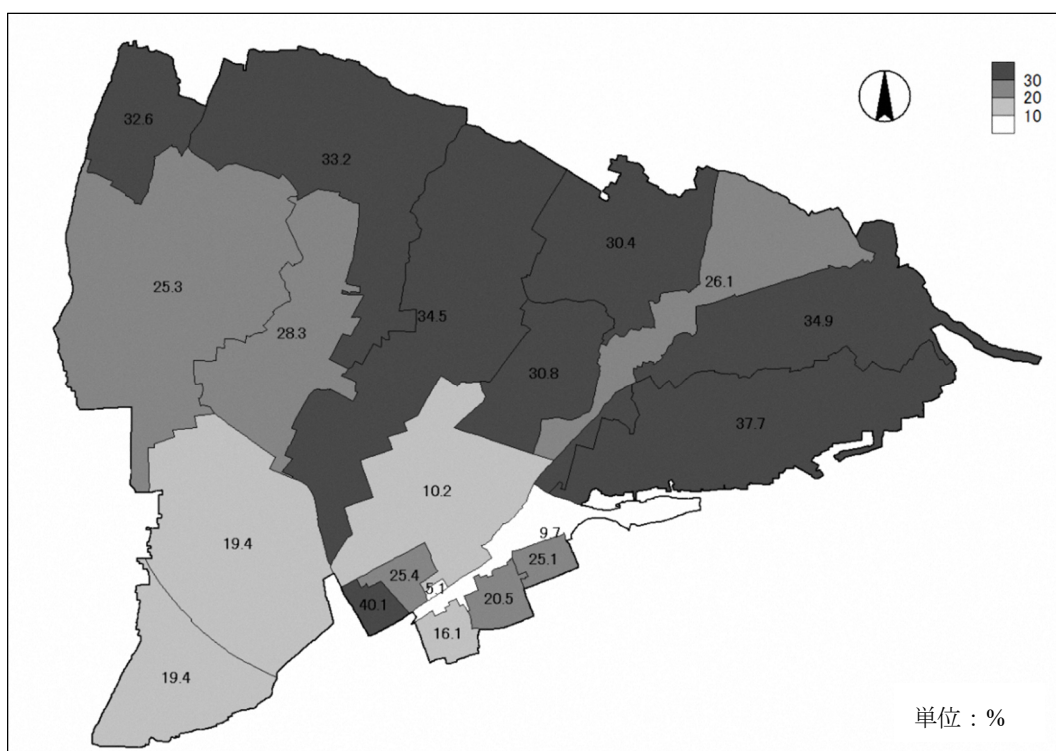
単位(%)

地区	年少人口 (14歳以下)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	計	年少人口率 (平成22年)	年少人口率 (平成27年)	高齢化率 (平成22年)	高齢化率 (平成27年)
福原	97	586	413	1,096	10.9	8.9	35.2	37.7
竹迫	96	413	273	782	10.8	12.3	31.0	34.9
幾久富(既存地区)	114	340	160	614	18.1	18.6	25.1	26.1
杉並台	330	1,332	559	2,221	13.5	14.9	17.8	25.2
永江団地	588	2,145	704	3,437	19.1	17.1	15.5	20.5
武蔵野台	514	1,678	420	2,612	19.5	19.7	12.2	16.1
群	456	1,203	178	1,837	21.6	24.8	8.8	9.7
桜路	144	189	18	351	41.3	41.0	0.9	5.1
上庄	71	366	191	628	10.3	11.3	28.6	30.4
原口	66	360	190	616	9.9	10.7	27.9	30.8
黒石原	1,111	2,005	355	3,471	27.3	32.0	12.2	10.2
泉ヶ丘	412	1,862	775	3,049	12.7	13.5	16.7	25.4
すずかけ台	211	925	759	1,895	9.6	11.1	30.1	40.1
栄	370	1,419	941	2,730	10.5	13.6	34.6	34.5
野々島	714	1,958	907	3,579	15.6	19.9	26.0	25.3
御代志	699	2,569	1,293	4,561	14.0	15.3	27.0	28.3
上生	31	149	87	267	8.2	11.6	29.9	32.6
合生	155	830	490	1,475	11.7	10.5	29.6	33.2
須屋	4,382	14,245	4,486	23,113	18.8	19.0	16.5	19.4
合計	10,561	34,574	13,199	58,334	16.7	18.1	20.0	22.6

資料：国勢調査

年少人口率＝年少人口／人口計×100、高齢化率＝高齢者人口／人口計×100

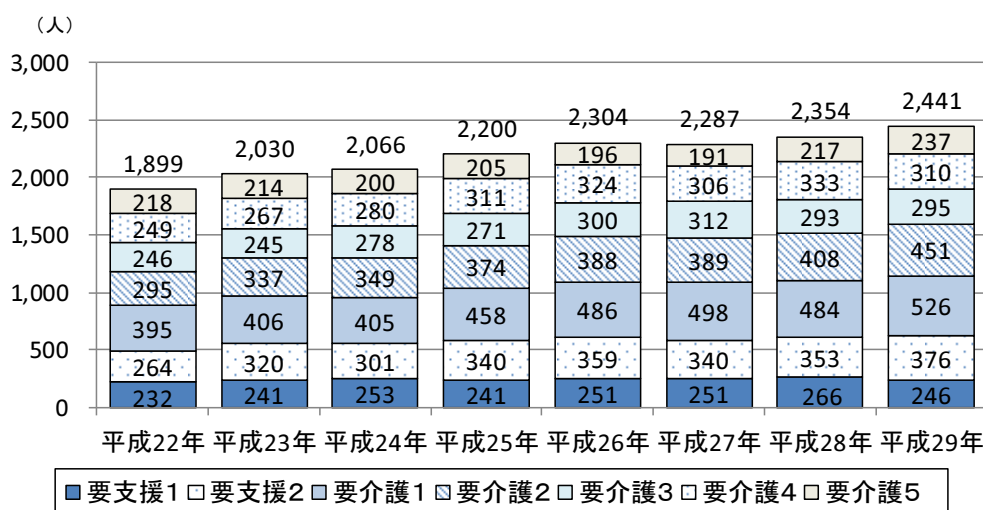
■各地区高齢化率のヒートマップ



③ 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者は、平成 29 年で 2,441 人となっており、年々増加傾向にあります。また、平成 29 年の要介護度別の分布は、要介護 1 が 526 人と最も多く、次いで要介護 2（451 人）、要支援 2（376 人）となっています。

■要介護・要支援認定者数の推移

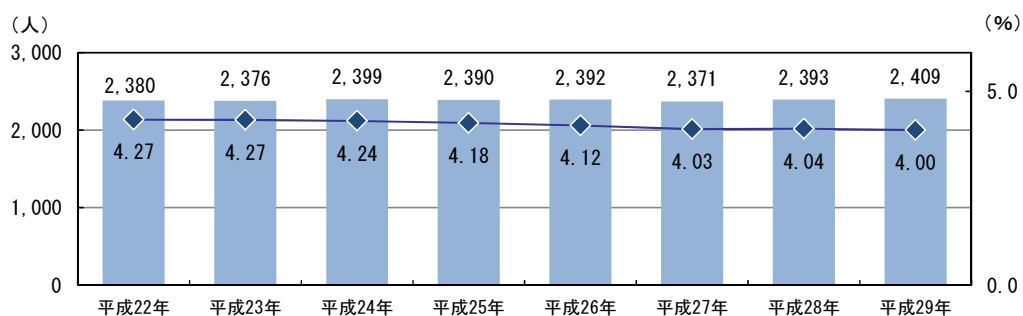


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年 9 月分）

（４）障害者手帳交付者等の推移

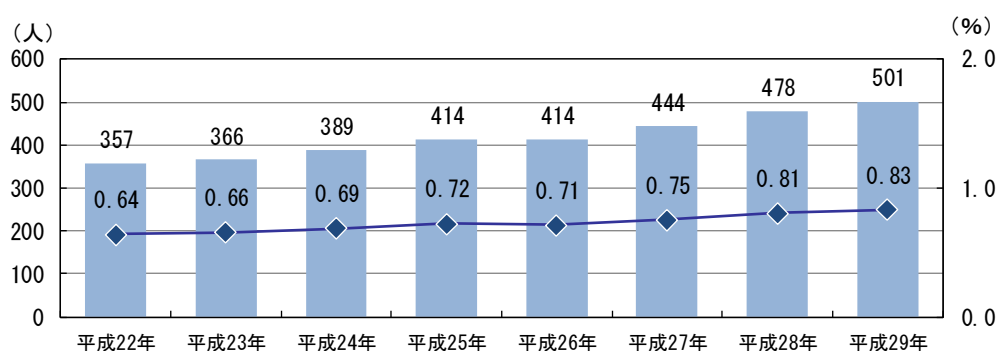
障害者手帳の交付状況をみると身体障害者手帳所持者では、平成 22 年から平成 29 年にかけて、2,390 人前後で増減を繰り返しています。療育手帳保持者では、平成 22 年から平成 29 年にかけて漸増傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳保持者では、平成 22 年度から平成 29 年度にかけて増加傾向にあります。

■身体障害者手帳交付者等の推移



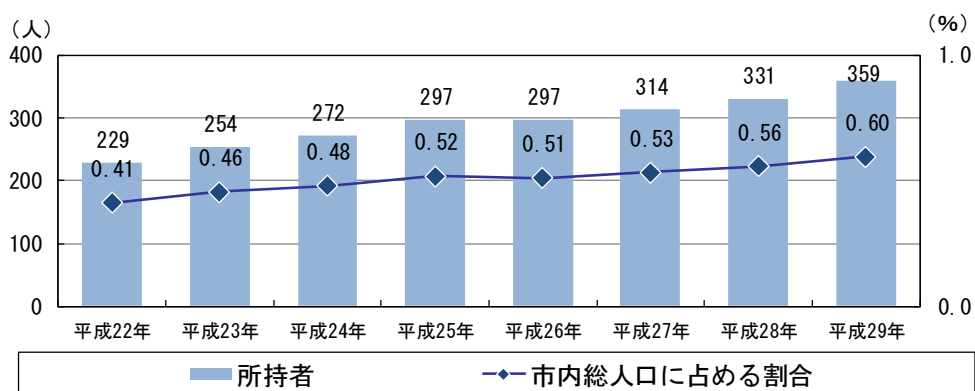
資料：合志市第 4 期障がい者福祉計画

■療育手帳交付者等の推移



資料：合志市第 4 期障がい者福祉計画

■精神障がい者保健福祉手帳交付者等の推移



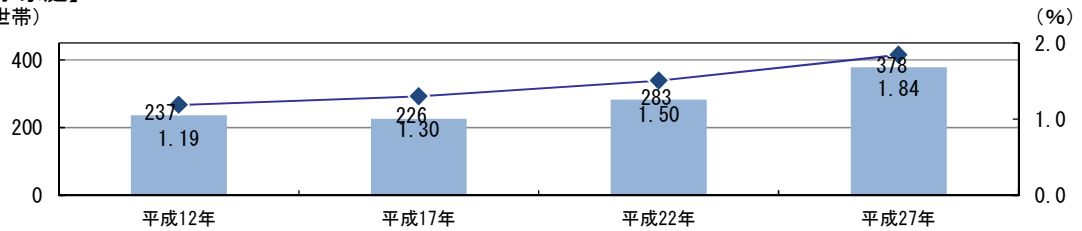
資料：合志市第 4 期障がい者福祉計画

(5) ひとり親世帯数の推移

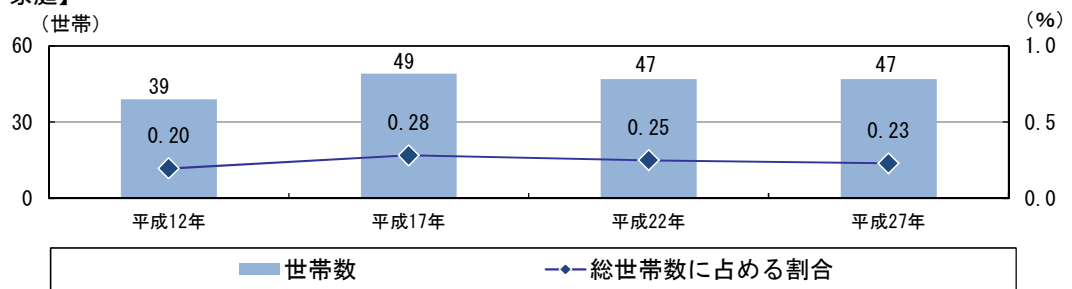
母子家庭をみると、平成17年から以降増加しており、平成12年と平成27年とを比較すると、0.65ポイント上昇しています。父子家庭をみると、平成12年より大きな変化はみられません。

■ひとり親世帯数の推移

【母子家庭】
(世帯)



【父子家庭】
(世帯)



資料：国勢調査

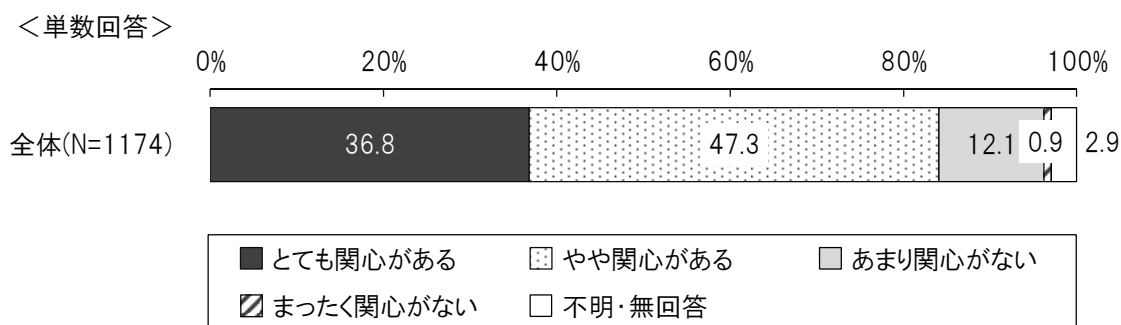


2 アンケートの結果

■福祉に関する意識

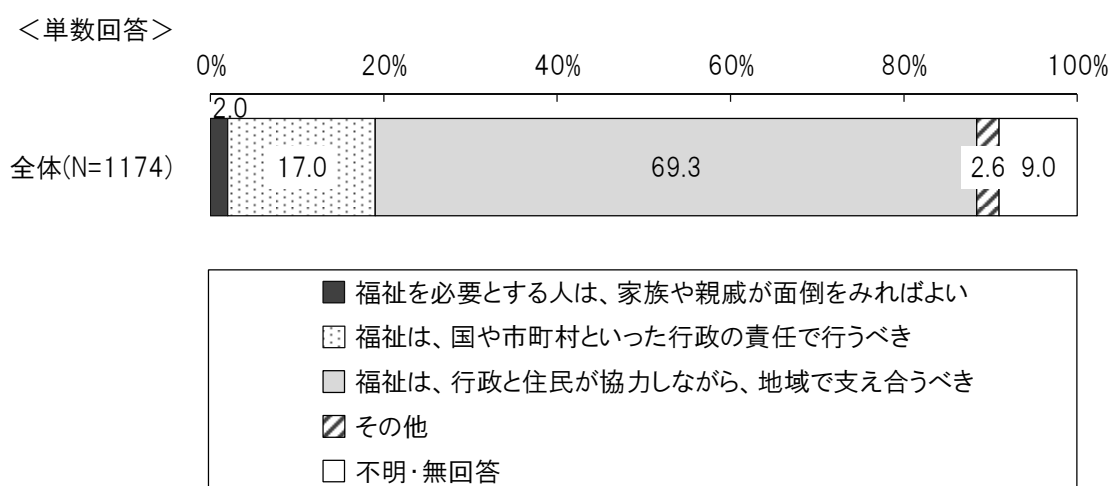
8 割の住民が福祉に関心をもっています。また、これからの福祉のあり方について、7 割近くの人が、行政と協力しながら地域で支えるべきと考えています。

●あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。(1つだけ○)



「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』と回答した人の割合が84.1%と約8割を占めています。また、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた『関心がない』と回答した人の割合が13.0%となっています。

●これからの「福祉」のあり方は、どのようなべきだと思いますか。(1つだけ○)



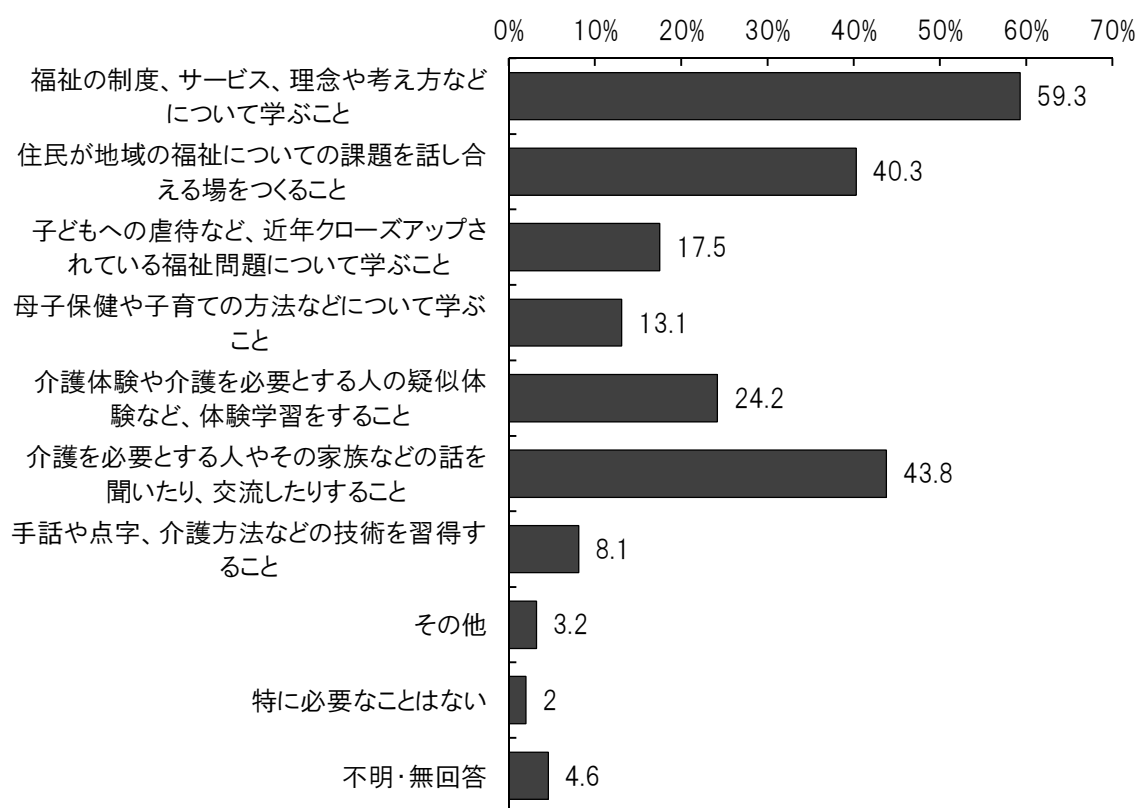
「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が69.3%と最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が17.0%、「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい」が2.0%となっています。

■福祉に対して理解を深めるために

福祉の制度、サービス、理念や考え方について学ぶということと、介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすることが必要と考えています。この結果を解釈しなおすと、住民は、福祉の制度、理念等に関する情報を得たいと思っており、さらに介護を必要とする人と交流したいと思っていることが考えられます。地域福祉を住民主体でつくるためには、こうした機会を提供する必要があると思われます。

●あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

<複数回答>
N=1174



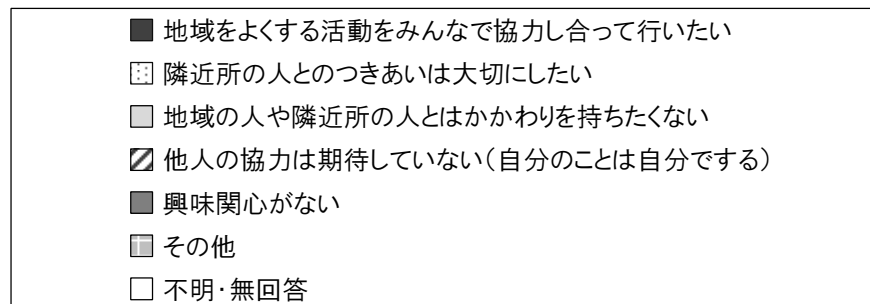
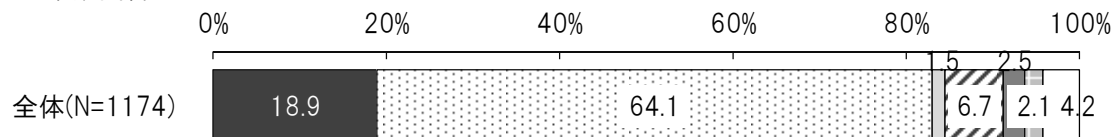
「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が 59.3%と最も高く、次いで「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が 43.8%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が 40.3%となっています。

■地域における人と人とのかかわりについて

多くの人が隣近所の人とのつきあいは大切にしたいと考えていますが、地域をよくする活動をみんなで協力し合っていきたいと思っているのは、約2割程度となっています。これからの地域福祉をつくっていくためには、この割合を高めていく必要があると思われます。

●地域での人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください。 (1つだけ○)

<単数回答>

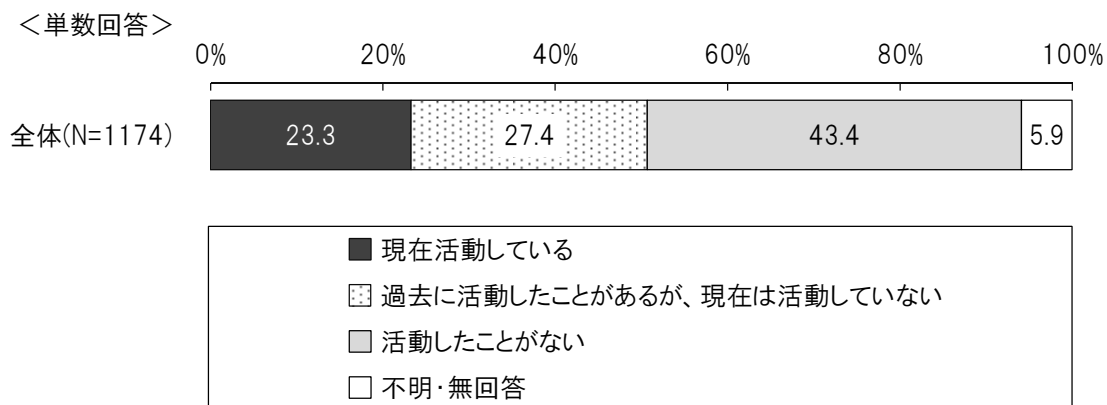


「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が64.1%と最も高く、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合っていきたい」が18.9%、「他人の協力は期待していない(自分のことは自分です)」が6.7%となっています。

■地域活動やボランティアについて

活動したことがないのは約4割となっています。過去に活動していたが現在は活動していないのは約3割となっています。その理由の多くは、勤務などで機会がないということになっています。こうした結果からすると、多くの住民に参加してもらうためには、地域活動の機会を提供することが重要であることがわかります。また、地域活動やボランティア活動などへの参加意向を聞いたところ「参加したくない」との回答が約3割ありましたが、それ以外では、なにかしらの活動に参加したいという意向がみられます。こうした意向を汲み取ることのできる方策が必要と思われます。

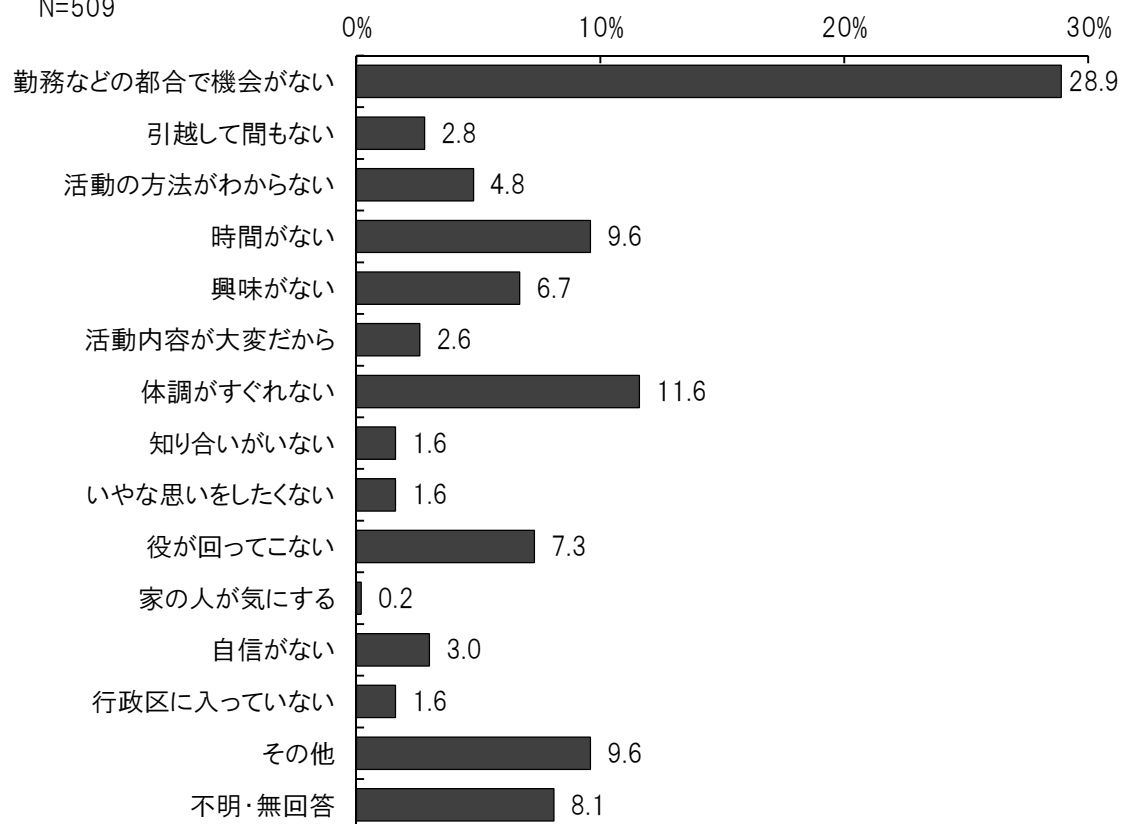
●あなたは現在、行政区や子ども会、老人クラブ(老人会)の活動など、地域活動をしていますか。(1つだけ○)



「活動したことがない」が43.4%で、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が27.4%、「現在活動している」が23.3%となっています。

●現在活動していない理由は何ですか。(1つだけ○)

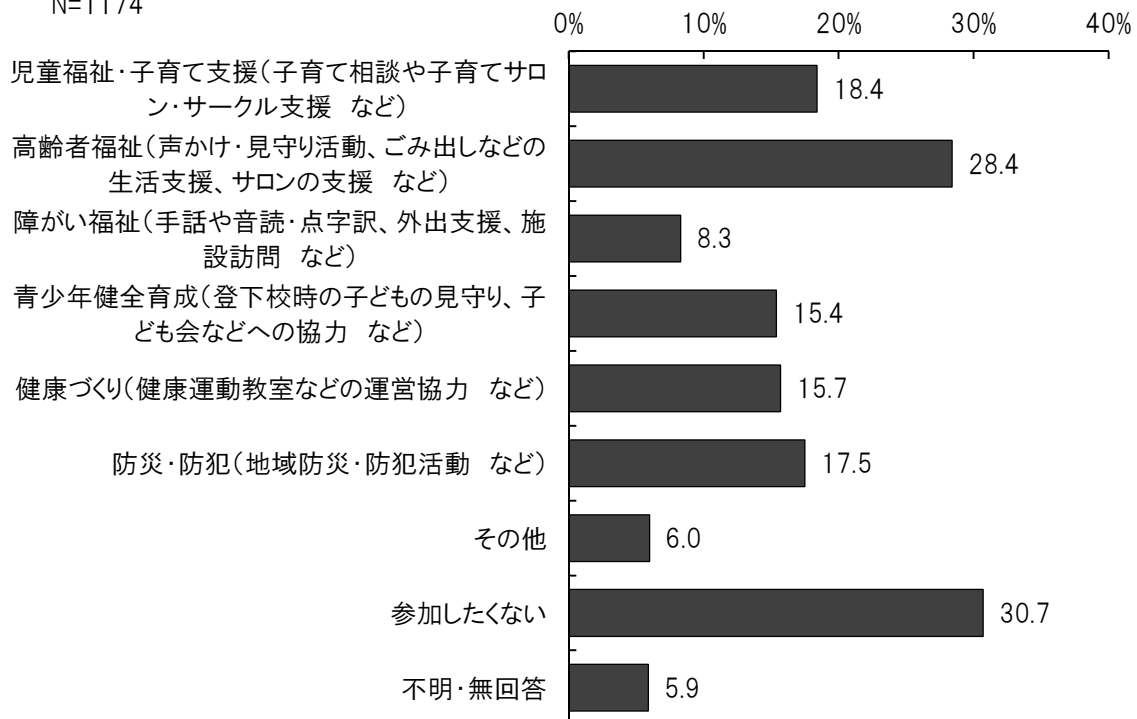
<単数回答>
N=509



「勤務などの都合で機会がない」が28.9%で最も高くなっています。次いで、「体調がすぐれない」が11.6%、「時間がない」が9.6%となっています。

●あなたは、今後、次のような福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

＜複数回答＞
N=1174



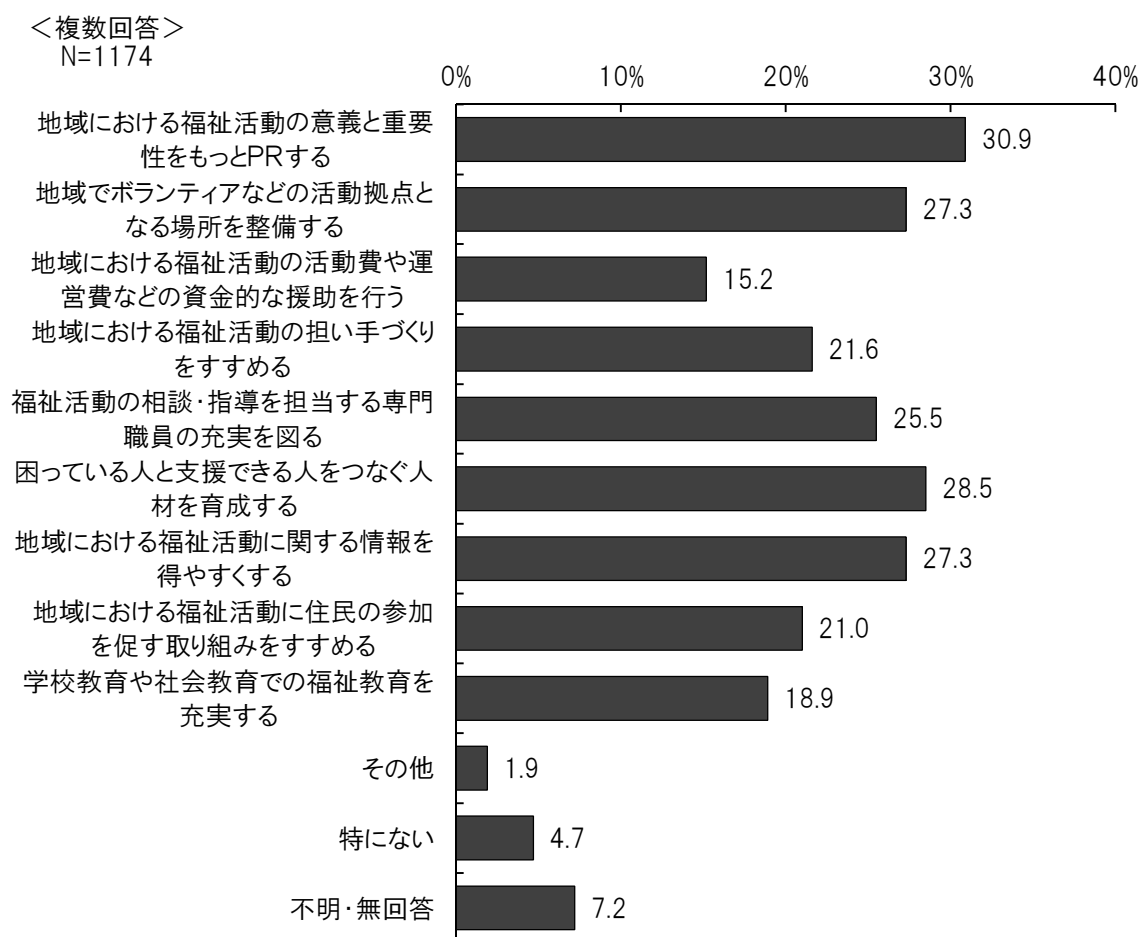
「参加したくない」が 30.7%で最も高くなっています。「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など）」が 28.4%で、次いで「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など）」が 18.4%、「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」が 17.5%となっています。

■地域における助け合いや助け合いの活動を活発にするために必要なこと

地域での助け合いや助け合い活動を活発にするためには、福祉活動の重要性をPRしたり、福祉活動に関する情報を得やすくすることが必要と思っているようです。これは、福祉に関する情報があまり広まっていないと解釈できます。広報、啓発活動がより必要かと思われます。この点について、サービスの利用について市役所の役割を聞いたところ、6割以上が福祉に関する情報提供を充実させることが必要であると思っているようです。

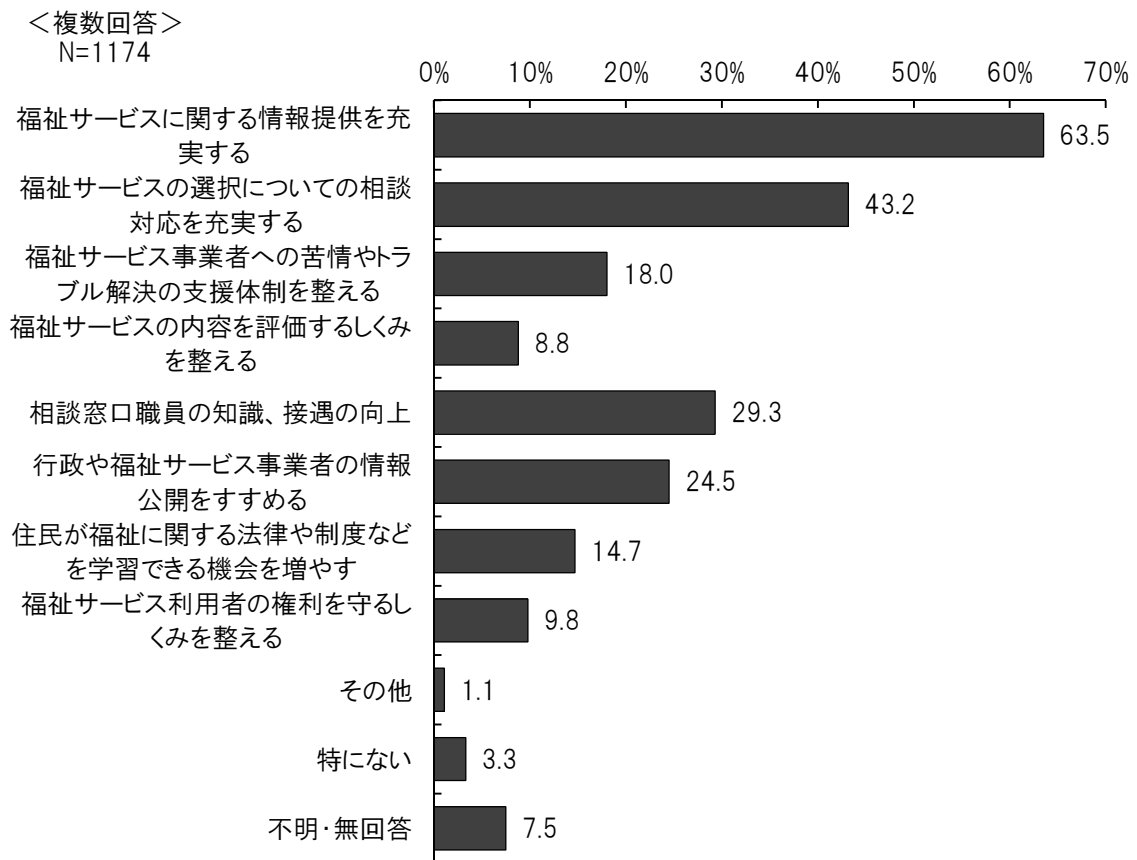
また、約3割の人が、困っている人と支援できる人をつなぐ人材の育成が大切という認識を持っているようです。

●今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか。(主なものを3つに○)



「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が30.9%と最も高く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が28.5%、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場所を整備する」「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が27.3%となっています。

●福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、市役所ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか。（主なもの3つに○）



「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が63.5%と最も高く、次いで「福祉サービス選択についての相談対応を充実する」が43.2%、「相談窓口職員の知識、接遇の向上」が29.3%となっています。

3 計画策定における課題について

(1) 統計情報からみる課題

- 人口は増加傾向にあります。生産年齢人口の割合は漸減しており、逆に高齢者人口、年少人口の割合は漸増しています。全体の高齢化率は25%を切っていますが、地区間において開きがあります。高齢化率の高くなっている地区については、これまでの取り組みを引き続き効果的に行うことに加えて、新たに拠点整備も含めて対策を講じる必要があります。
- 高齢化率の低い地域でも、今から先を見据えた対策を打つ必要があると思われます。例えば、高齢化率の高い地区との交流等により地域力を高めていくことなどが必要になると考えられます。地区ごとの特徴に合った施策が必要です。
- 要支援・要介護者数の全人口に対する割合をみると、平成22年では3.5%で平成26年では4.0%となっており、0.5ポイント上昇しています。漸増傾向にあるので、早い段階から「介護予防」に対する取り組みを行うことが重要です。

(2) ワークショップからみる課題

- ワークショップでは、暮らしのなかで気になっていることをについて、次の事柄がでてきました。
 - ①いろんな世代の方との交流ができる場所がないといった、世代間の交流やそのためのイベントや場所の確保等の意見
 - ②地域に参加する人が減っている、若者が地域に出てこないといった、地域参画の課題
 - ③子ども会に入らない、子育てにおける孤立を防ぐことや子育て世代のつながりをどのように作るのかといった課題
 - ④地域の近所づきあいが希薄になっており、地域の縦横のつながりをどのようにつくっていくかといった課題
 - ⑤高齢者の地域参加について、どのようにしたら60代以上の方々がボランティアに参加してくれるかという課題
 - ⑥交通安全の課題

(3) アンケートからみる課題

- アンケートの結果から、行政はより積極的に地域福祉に関する情報を提供していく必要があります。
- 住民の地域参加への意向は比較的高いと思われるので、そうした意向を積極的にくみ取っていく必要があります。より多くの人に地域活動の機会を提供していく必要があります。

- 時間を理由として地域活動やボランティア活動に参加できない人が多くいます。少しの時間でも地域に関われるよう、ちょっとした工夫が必要です。また、子育てを媒介としたつながりの可能性も見受けられるので、子育て世代と地域を結び付け、その関係を維持させていく工夫も必要と思われるます。また、地域福祉の根幹を成す財源の一つに「赤い羽根共同募金」や「社会福祉協議会の会費」があります。人的な支援のみではなく、このような取り組みに積極的にご理解とご協力をいただくことも、地域福祉への参画の形の一つであるため、更なる周知・啓発を行う必要があると思われるます。



◆しゃべくり座談会

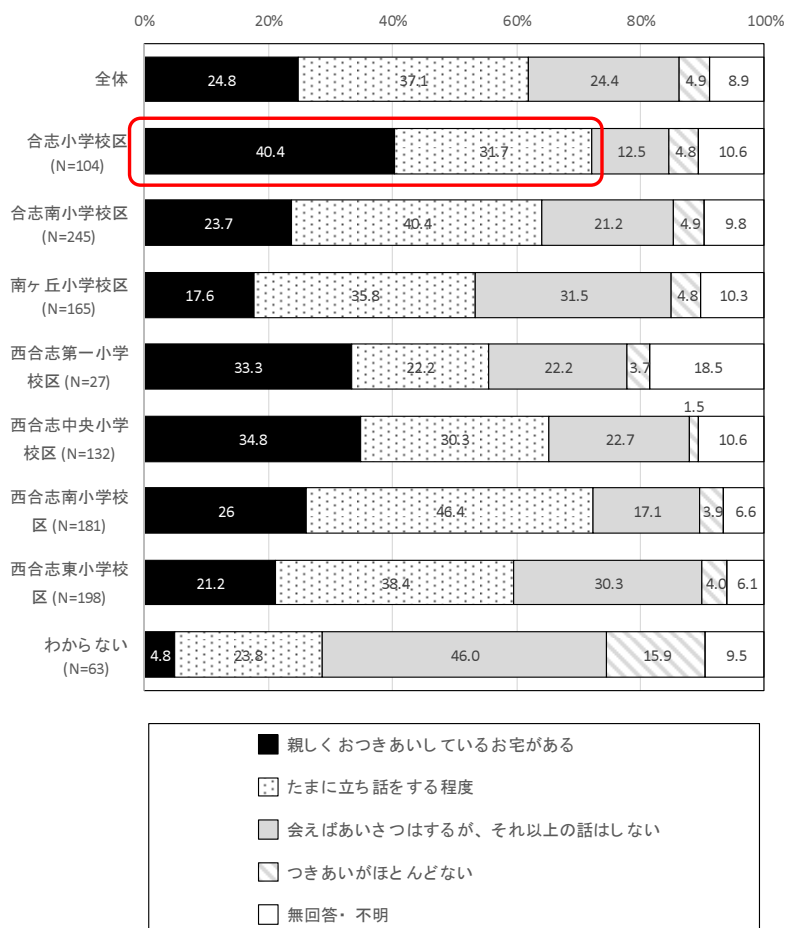
(4) アンケートからみる地域課題

1. 合志小学校区の課題

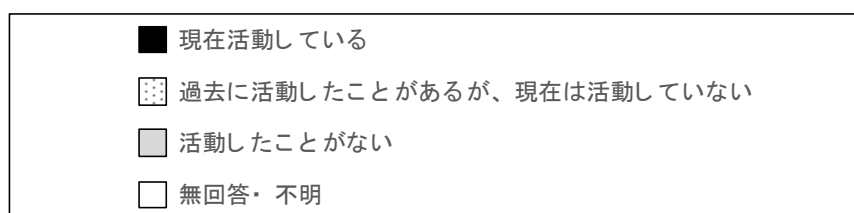
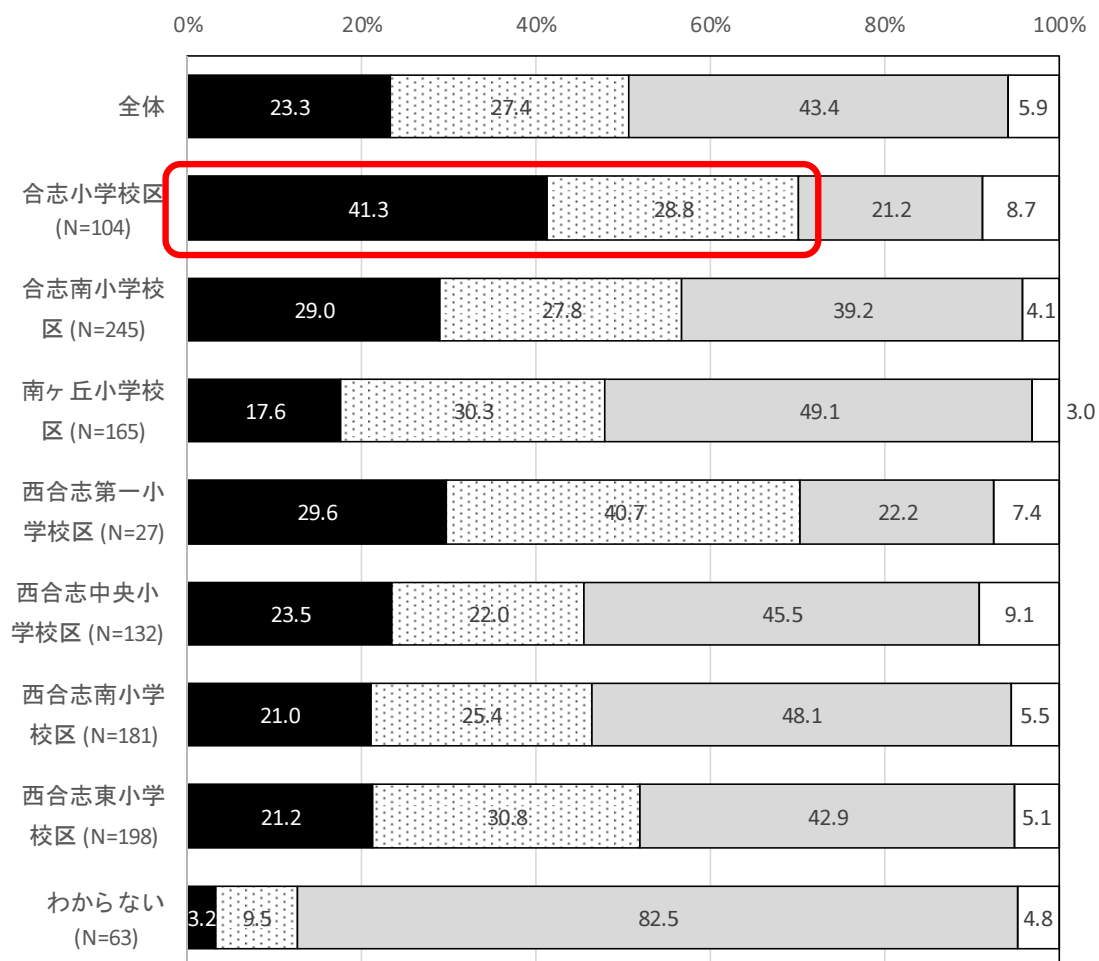
合志小学校区は以前からある校区で、地域のつながりもあり、地域活動は他の校区と比べて盛んだと思われます。また、この校区の人たちは、安心して暮らしていくために地域の活動に積極的に参加したほうが良いと考えています。しかし、地域活動ができない理由として健康上の問題を上げる方がおり、活動する人の高齢化が懸念され、若い人たちの参加が求められています。

地域活動へ参加できない理由について、「時間がない」ということが多くありました。こうした実情を背景として、若い世代との交流、若い人の地域活動への参加の在り方を考える必要があります。

<近所との付き合いの程度について>



＜地域活動の参加状況について＞

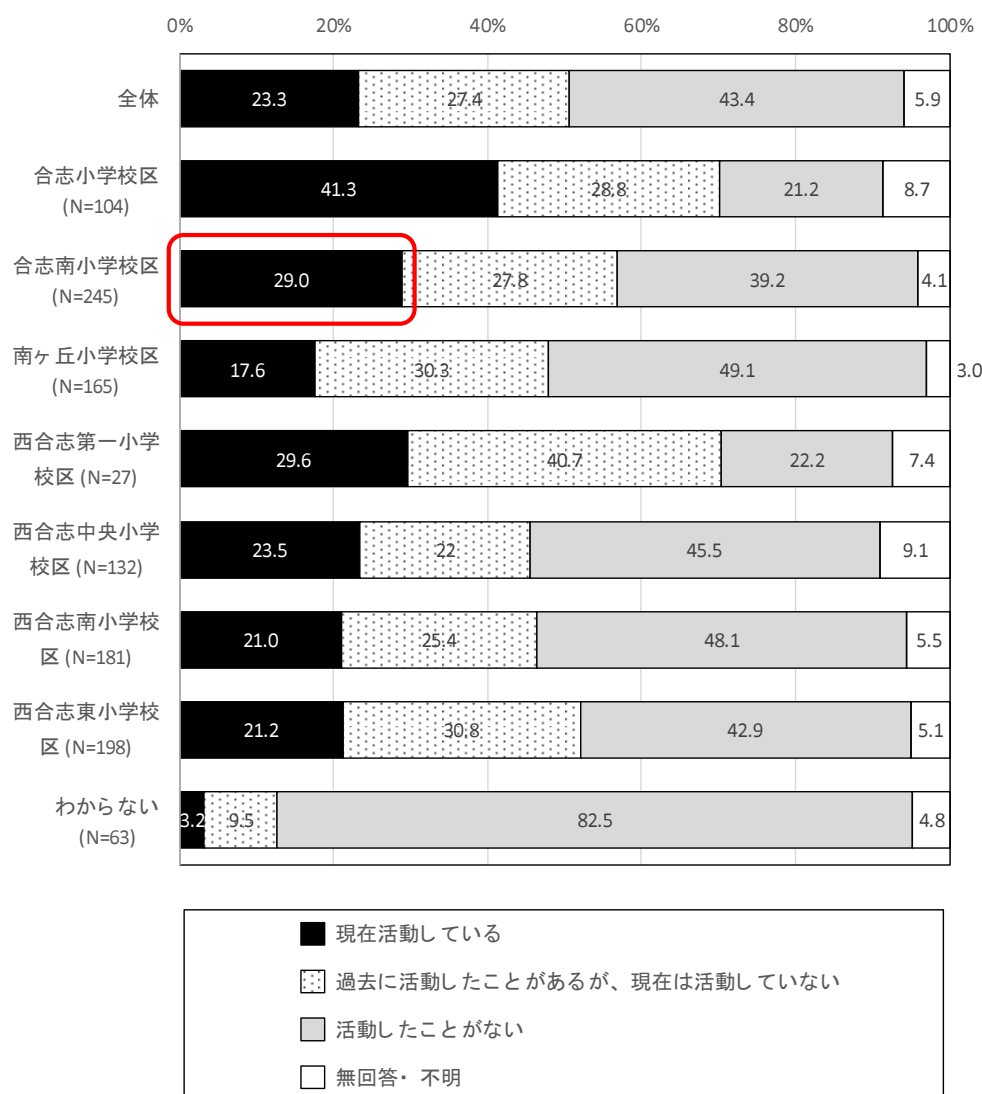


2. 合志南小学校区の課題

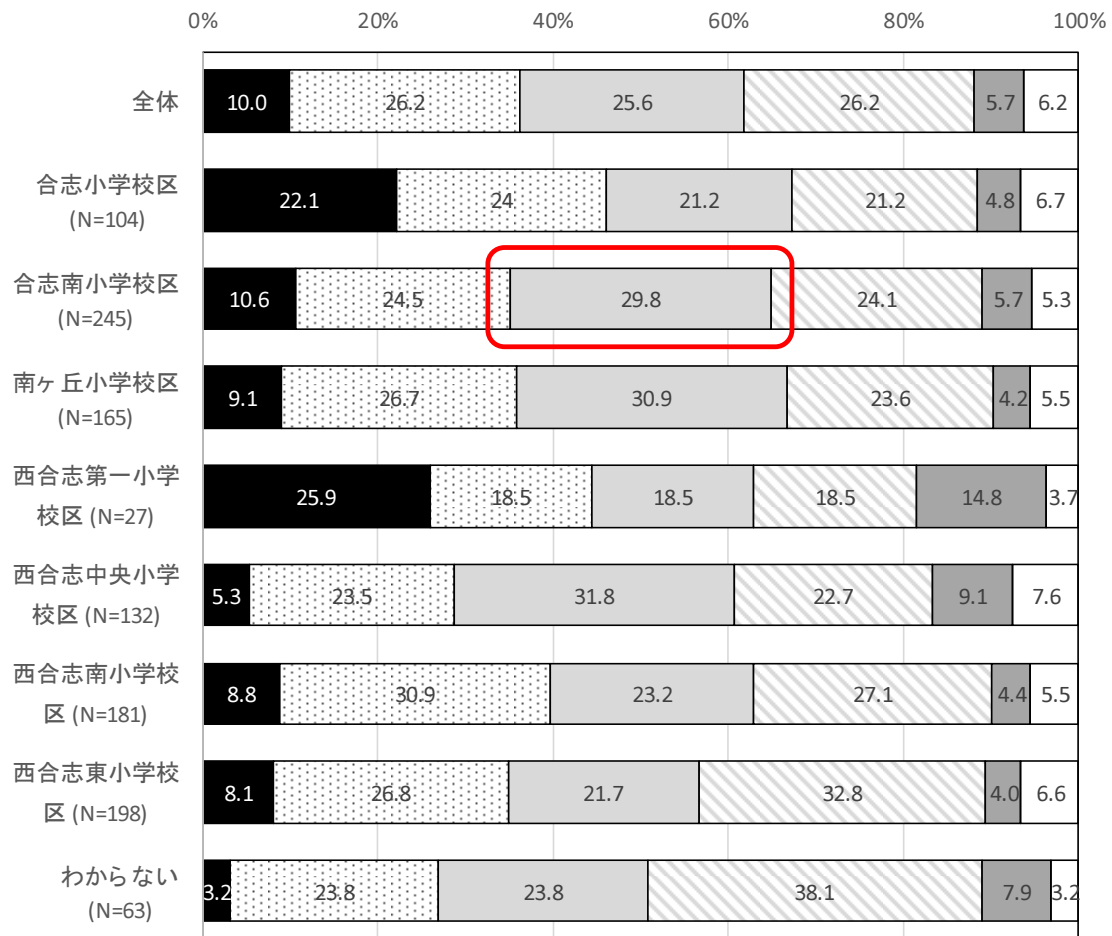
合志南小学校区は、以前から住んでいる方と新しく移住してきた方が混在している校区となっています。そうした中でも、「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行きたい」という意見が他の校区と比べて高くなっています。そして実際に、活動している割合が比較的高くなっています。また、ボランティア活動への参加意向の割合も高くなっています。これは潜在的に地域社会に参加できる人が比較的多くいるということだと考えられます。

こうした人たちが地域社会に参加できるようにすることが、地域の力を底上げすることにつながります。そうした人たちに対して積極的に働きかけることが必要となります。

<地域活動の参加状況について>



＜ボランティア活動への参加意向について＞



■ 現在参加している

▨ 以前に参加したことがあるが、現在参加していない

■ まったく参加したことはないが、今後参加したい

▨ まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない

■ その他

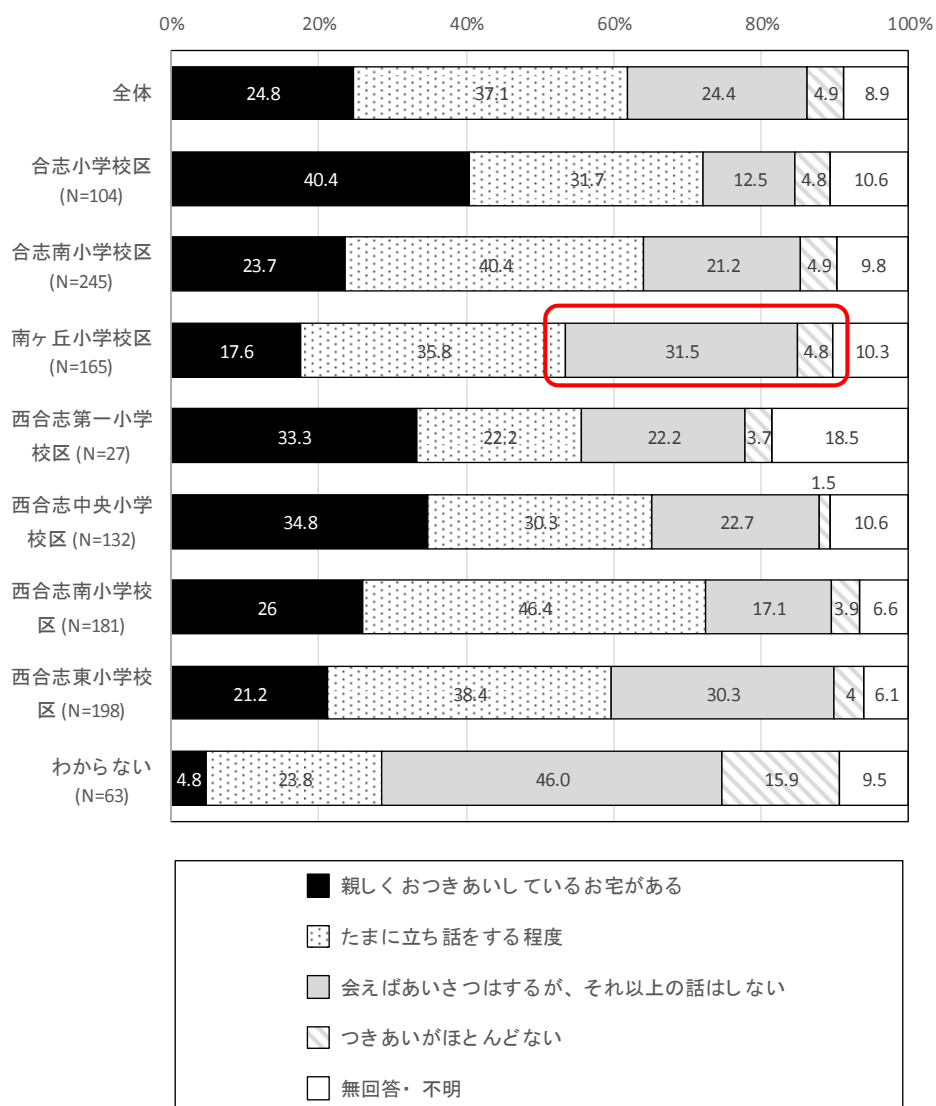
□ 無回答・不明

3. 南ヶ丘小学校区の課題

南ヶ丘小学校区は、比較的新しい校区で、居住年数の少ない人たちが多く住んでいます。この校区では、他の校区と比べると近所の人との付き合いがあまりない人の割合が高くなっています。その理由を聞くと、「かかわる機会や時間がないから」ということが最も高くなっていました。さらに、地域社会への参加意向も他の校区と比較して高くはありませんでした。

このように地域とのつながりの薄い人たちに対して、住民間のつながりをつくる必要があります。あいさつ運動、地区清掃、校区にある資源（人が集まれる公的施設、民間施設など）を活用しながら、つながりをつくっていく必要があります。また、つながりをつくる必要性を感じていただけるような、啓発活動にも力を入れる必要があります。

<近所との付き合いの程度について>



<付き合いがない理由について>

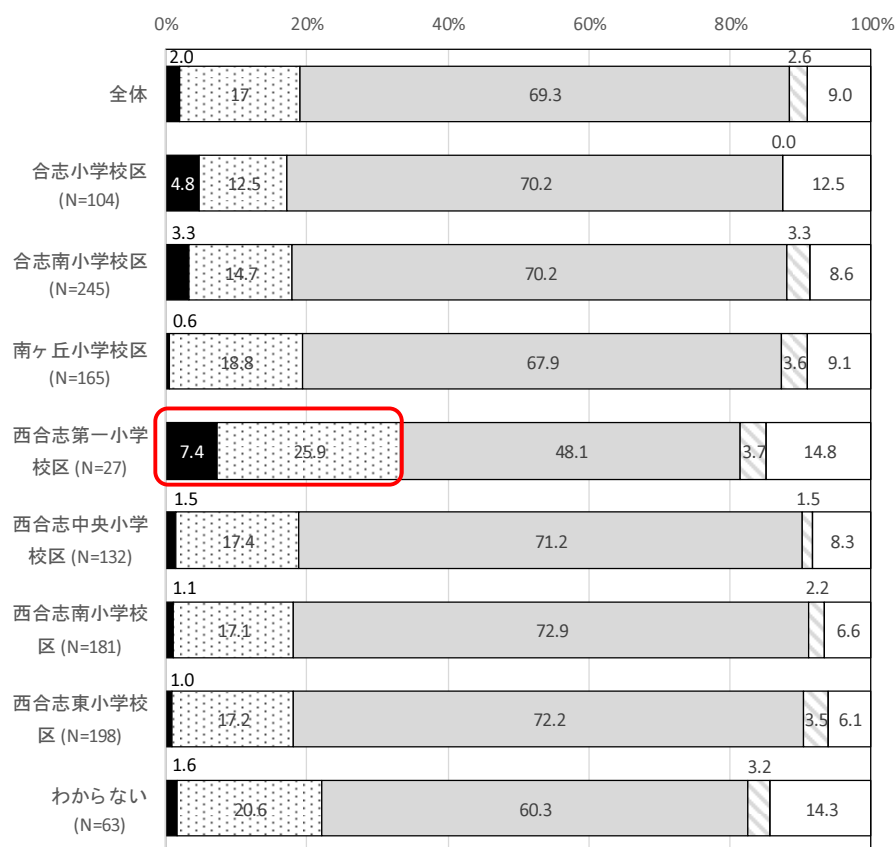
上段：度数 下段：%	合計	あまり知らないから	かかわる機会や時間がないから	家族にまかせているから	特に必要を感じないから	わずらわしいから	時間を割くのが惜しいから	人とのつきあいが苦手だから	どうしたらよいかわからないから	その他	無回答・不明
合計	343 100.0	50 14.6	145 42.3	25 7.3	42 12.2	12 3.5	2 0.6	27 7.9	6 1.7	16 4.7	18 5.2
合志小学校区	18 100.0	0 0.0	4 22.2	2 11.1	4 22.2	1 5.6	0 0.0	2 11.1	1 5.6	1 5.6	3 16.7
合志南小学校区	64 100.0	7 10.9	27 42.3	3 4.7	9 14.1	4 6.3	0 0.0	7 10.9	0 0.0	2 3.1	5 7.8
南ヶ丘小学校区	60 100.0	8 13.3	31 51.7	7 11.7	4 6.7	1 1.7	1 1.7	5 8.3	1 1.7	2 3.3	0 0.0
西合志第一小学校区	7 100.0	2 42.9	2 42.9	0 0.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
西合志中央小学校区	32 100.0	2 6.3	14 43.8	4 12.5	3 9.4	1 3.1	1 3.1	1 3.1	3 9.4	0 0.0	3 9.4
西合志南小学校区	38 100.0	7 18.4	18 47.4	2 5.3	5 13.2	2 5.3	0 0.0	2 5.3	0 0.0	1 2.6	1 2.6
西合志東小学校区	68 100.0	7 10.3	33 48.5	6 8.8	8 11.8	0 0.0	0 0.0	6 8.8	1 1.5	5 7.4	2 2.9
わからない	39 100.0	13 33.3	10 25.6	0 0.0	6 15.4	2 5.1	0 0.0	3 7.7	0 0.0	3 7.7	2 5.1

4. 西合志第一小学校区の課題

西合志第一小学校区は古くからある校区で、居住年数の長い方が多く住んでいる校区です。この校区の特徴的なところは、他の校区と比べて福祉のあり方について、「自助」と「公助」の割合が高く、「共助」の考えを持つ人の割合が低くなっていることです。その一方で、地域活動をしている割合は比較的高くなっており、ボランティア活動へ参加している割合も高くなっています。このように、一方では地域社会で活動している人もいる一方で、「協働」ということにあまり関心のない人も比較的多くいるようです。

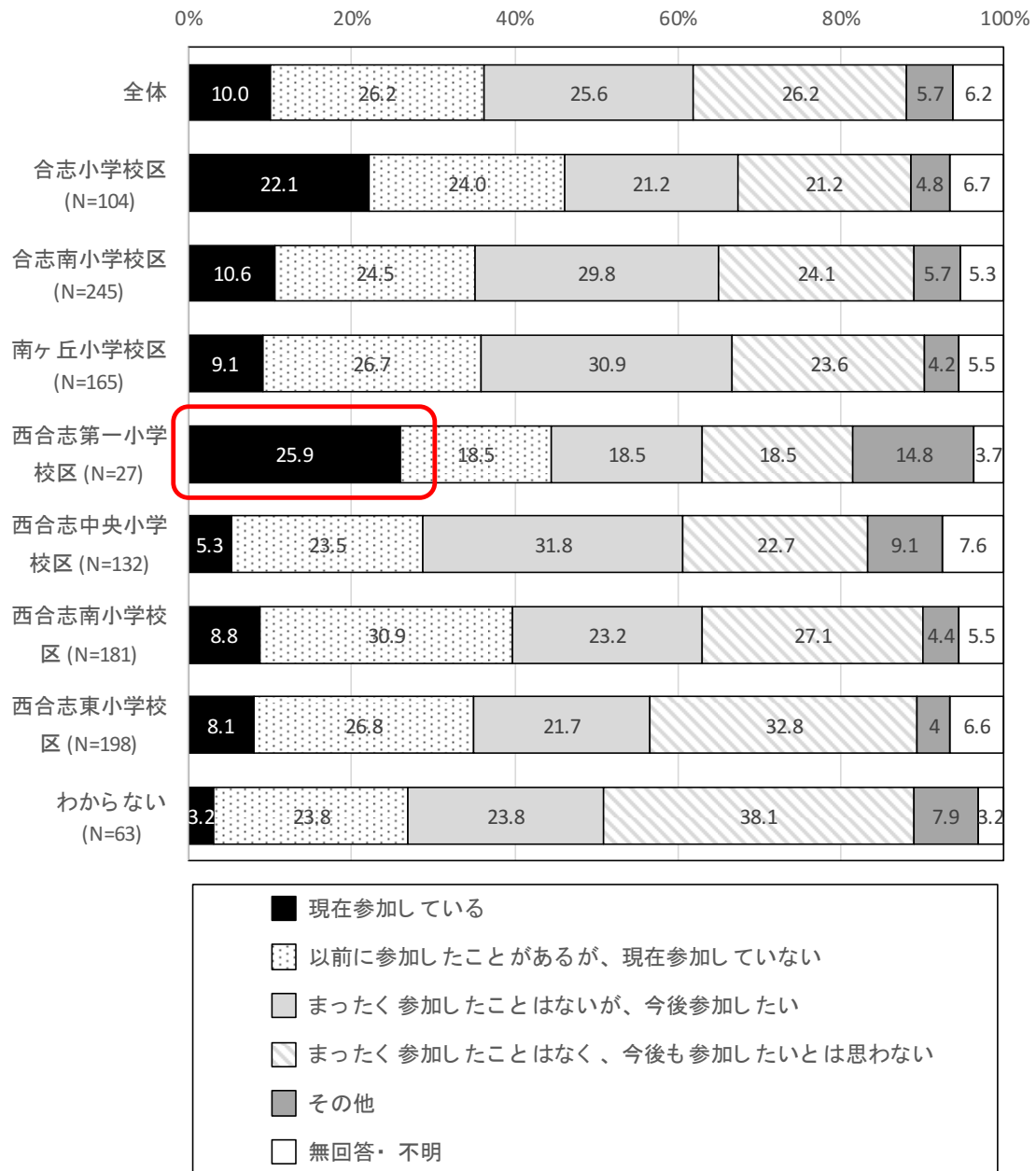
こうした住民の意識がわかれた状況において、みんなで地域福祉をつくるためには、さまざまな人たちの協力が必要となります。

<福祉のあり方について>



- 福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい
- ▤ 福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき
- 福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき
- ▨ その他
- 無回答・不明

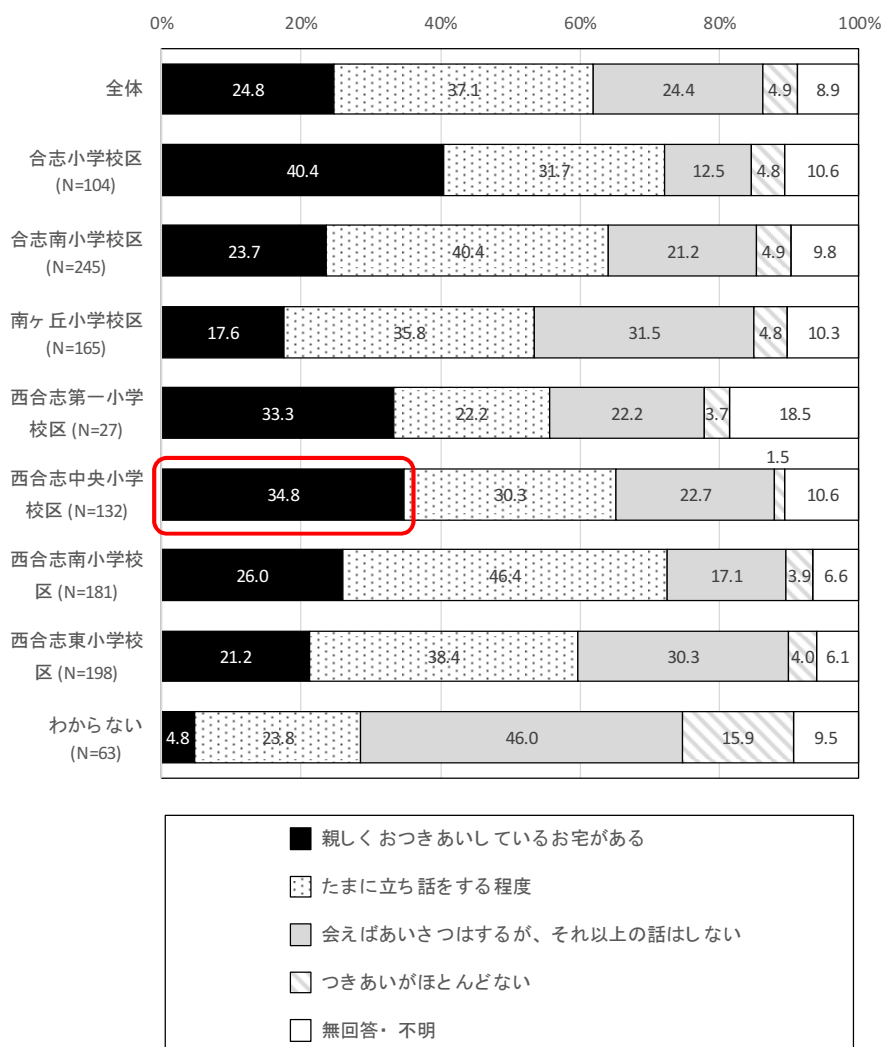
＜ボランティア活動への参加意向について＞



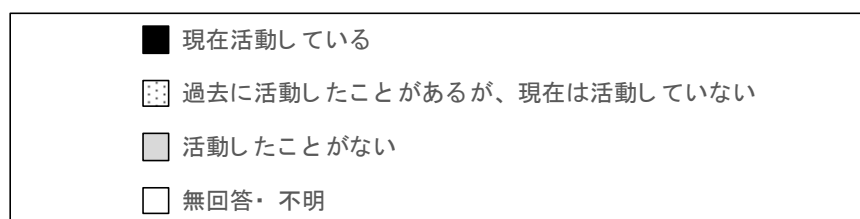
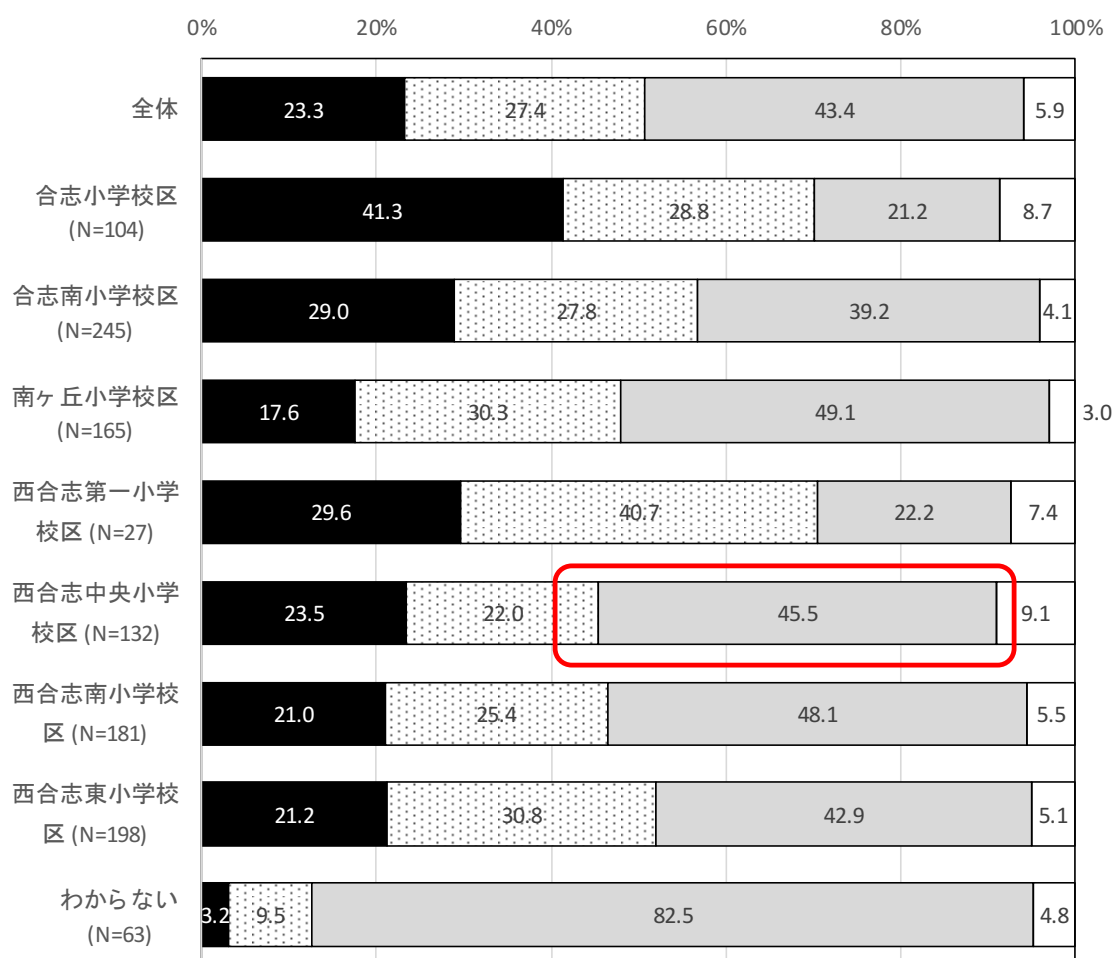
5. 西合志中央小学校区の課題

西合志中央小学校区は比較的古くからある校区で、居住年数が10年以上の方が多く住んでいる校区です。また、近年宅地の開発・造成が進んでいる地区でもあり、比較的若年世代の転入もみられることから、様々な世代が混在している地域と言えます。この校区では、人との付き合いも他の校区と比べて深い人たちの割合が高く、人と人とのかかわりを大切にしている人の割合も高くある一方で、地域活動をしたことがない人の割合が比較的高くなっています。「安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか」という質問に対して、校区住民の中で「相談窓口の充実」ということや「住民がともに支え合い、助け合える地域づくり」という回答の割合が高くなっています。

<近所との付き合いの程度について>



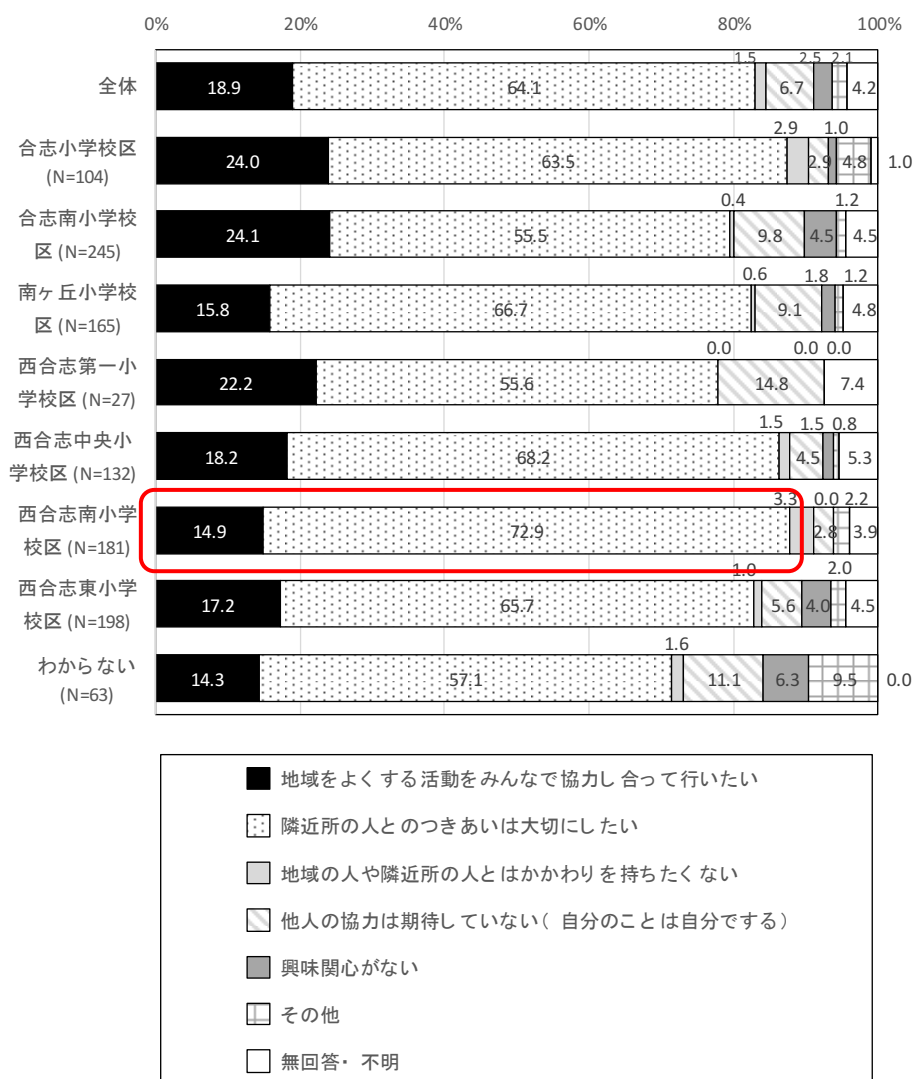
<地域活動の参加状況について>



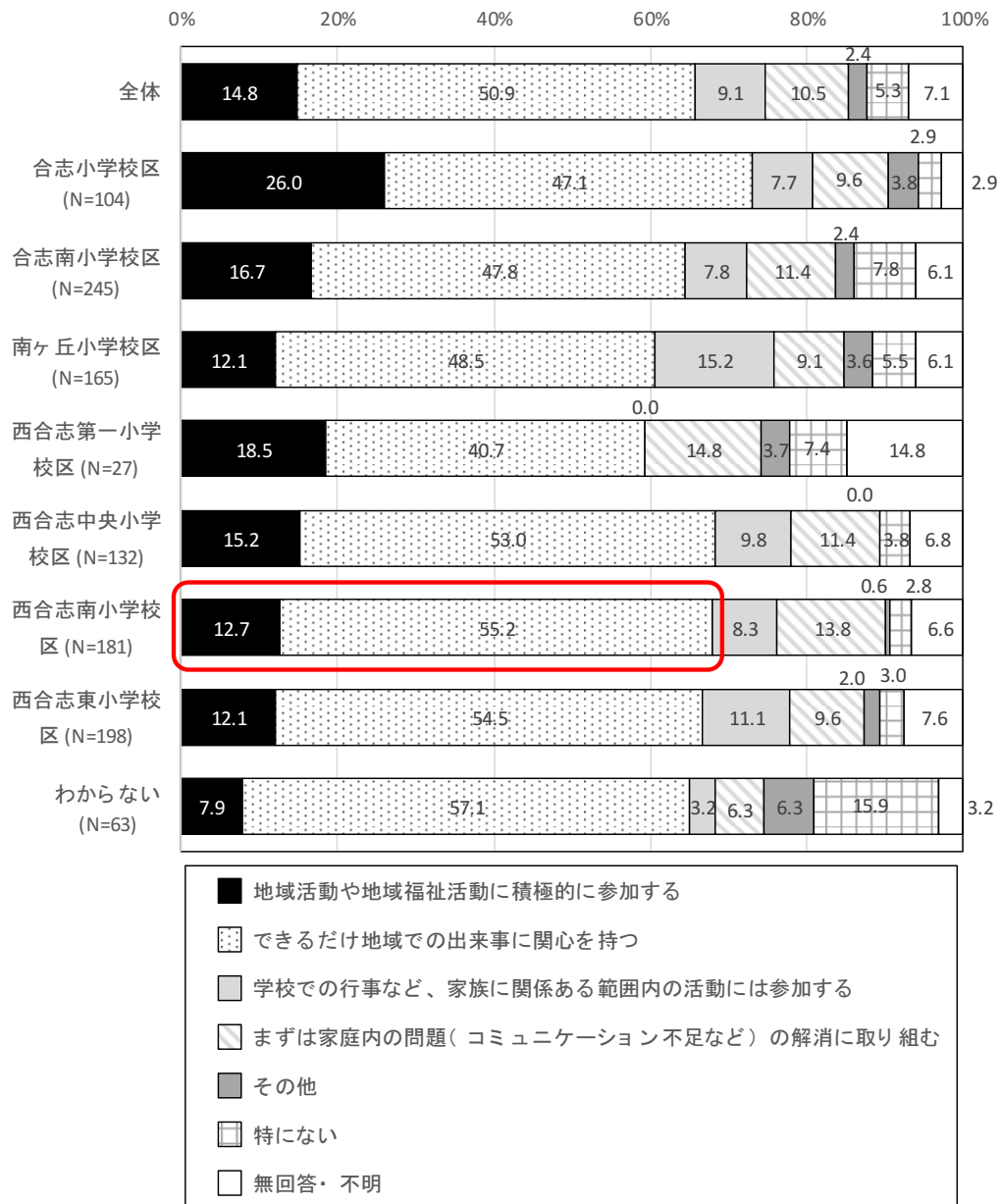
6. 西合志南小学校区の課題

西合志南小学校区は、他の校区と比べて若い校区となっています。この校区で特徴的なことは、地域の人とのかかわりについて、「隣近所の人との付き合いは大切にしたい」と思っている方の割合が最も高いのですが、「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい」と思っている人の割合が最も低くなっていることです。また、ボランティア活動についても、活動している人の割合も低く、今後の参加意向に対する否定的考えも他の校区と比べて高くなっています。「安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとして、あなたができることはどんなことがあると思いますか」という質問に対しても、地域の福祉活動に積極的に参加するという人の割合は低く、地域での出来事に関心を持つという意見の割合が高くなっています。このようにこの校区の多くの人たちは、人との付き合いは「ほどほど」にして、地域に積極的にはかかわらないという傾向がみられます。

<地域での人と人のかかわりについて>



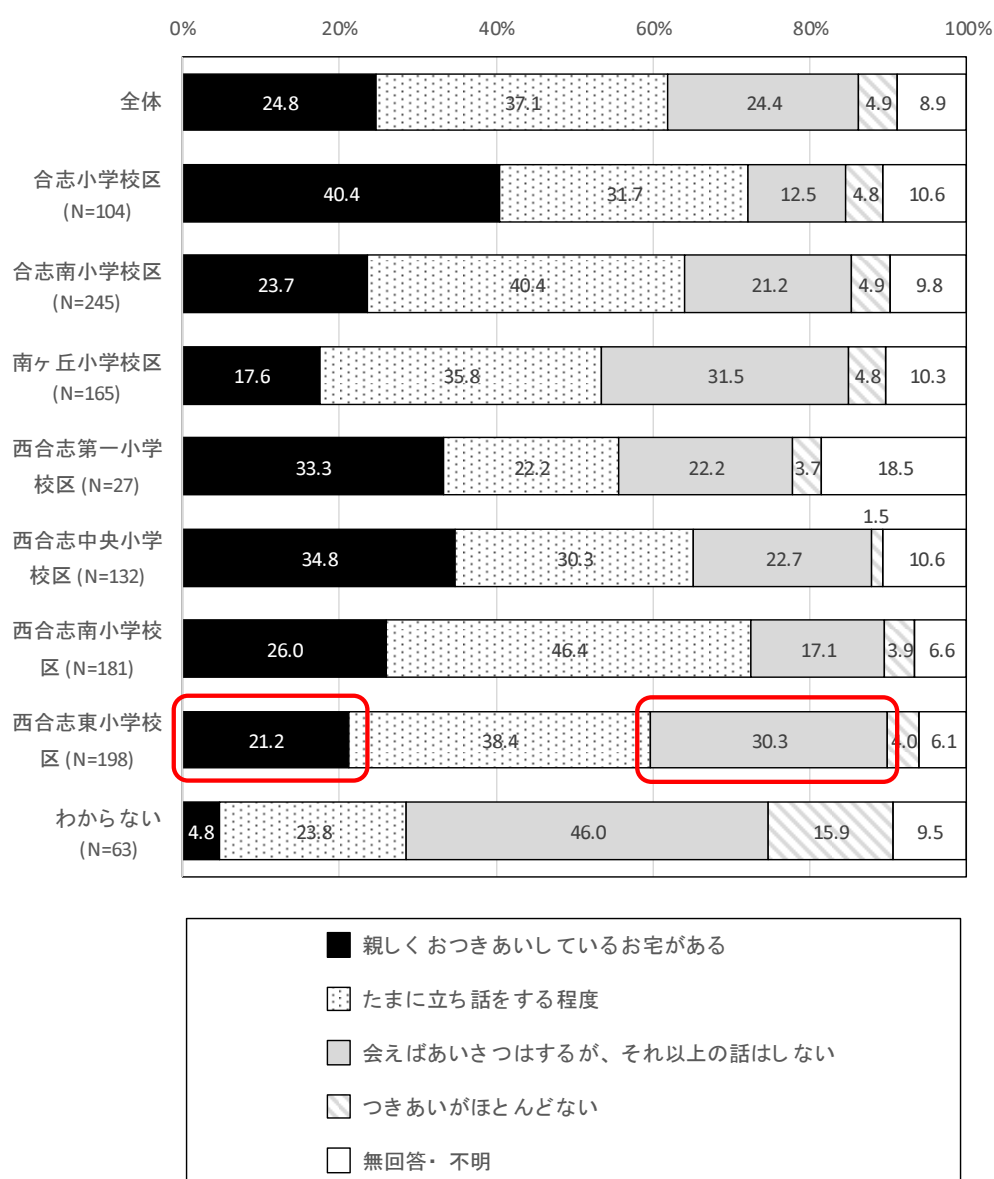
<住民の一人としてできることについて>



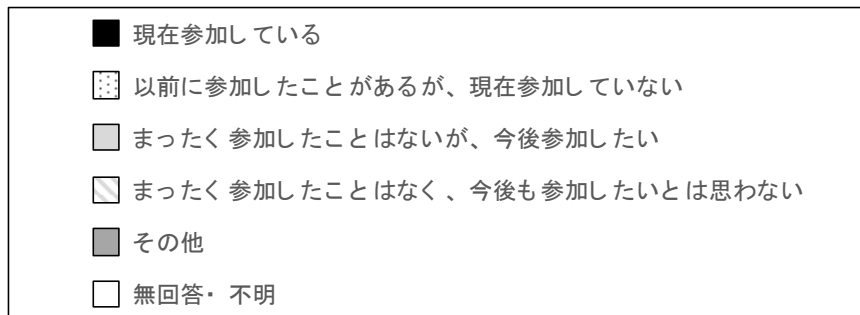
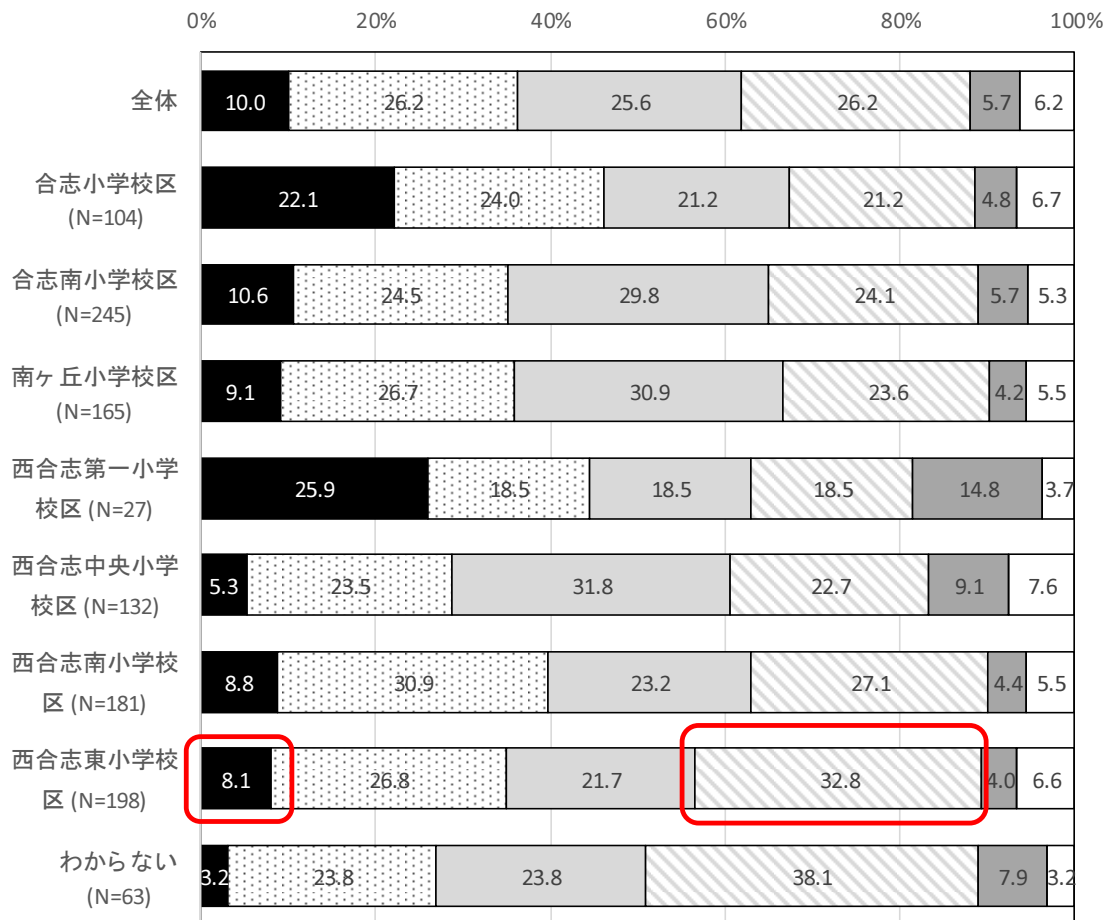
7. 西合志東小学校区の課題

西合志東小学校区は、居住年数の長い人の割合が低く、比較的若い校区となっています。近所の人との付き合いは、「親しくおつきあいをしているお宅がある」の割合が低く、浅い付き合いしかしていない人の割合が高くなっています。また、地域活動を現在行っている人の割合も低くなっています。さらに、ボランティア活動についても、活動している人の割合も低く、今後の参加意向に対する否定的考えも他の校区と比べて高くなっています。ここでは、ニュータウンにある特徴が典型的にみられます。

＜近所との付き合いの程度について＞



＜ボランティア活動への参加意向について＞



第3章

計画の基本理念と基本方針

1 計画の基本理念

「市民みんなでまると地域共生社会」

平成 28 年私たちが経験した熊本地震で、地域のつながりが大切だということを改めて認識することになりました。こうした経験を踏まえ、地域の人たちがコミュニティの一員であることを認識し、一緒に地域をつくっていく仲間なのだと感じるということが大切だと考えます。また、私たちがコミュニティの一員としてこれからの地域の福祉を担うことが非常に大切だと考えます。

これから私たちが暮らすまちを維持していくためにも、住民が支える側と受ける側どちらかに常に固定されることなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会を目指していく必要があります。そして、住民と行政、地域のさまざまな団体が連携、協力し合いながら福祉を維持していく必要があります。地域における様々な問題が複雑化していく中では、このまちに暮らすわたしたちが協力し、アイデアを出し合いながら一つ一つの問題を解決していくことが大切となっています。

本計画ではこれまでの理念をさらに進めて、市民をはじめ、地域の組織や団体、民生委員児童委員や各種福祉関係委員、福祉サービス事業所、更には企業などが、市や社会福祉協議とともに協働することにより、すべての市民が安心して暮らせるまちづくりを行います。



2 計画の基本方針

計画の基本理念を実現するために、以下の枠組みで施策を進めていきます。

1. つながりと支え合いの輪を広げる

これからの地域福祉においては住民間のつながりがとても大切となってきます。住民同士がお互いを気にかけて合いながら、協力しあって支え合うことが必要です。

前期計画より引き続き、さまざまなサポート活動を通して住民の間のつながりをつくっていきます。また、住民間のつながりを維持するための支援活動を行います。交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動を活発化し、社会参加の機会の充実を図ります。

また、より多くの人にボランティアに関する情報が伝わるように、広報の仕方を工夫します。

2. 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

地域の福祉を担うのは住民一人ひとりであり、地域の暮らしを良くしていくためには、住民の地域参加が必要です。

住民が地域へ参画しやすくなるよう、地域活動への参加意向・ニーズを捉え、活動内容を工夫していきます。また、ボランティア活動が継続できるように環境を整え、ニーズに合わせて社会福祉協議会の研修内容等も検討していきます。また、各団体の交流を進め、活動を活発化させ、各種団体と連携を図り、地域福祉をより良くしていきます。

3. 相談・支援体制の連携の輪を強める

住民が安心して暮らすためには、不安に感じていることを相談でき、問題を解決できることが必要です。誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる体制をつくります。

そのために、職員が積極的に地域に顔を出し、地域のニーズ等に対して的確に答えられるようにします。また、多様な相談を受け付けられるよう、職員のスキルアップを図ります。そして、相談者を最適なサービスへとつなげていきます。

また、その地区の状況、特性に合った福祉サービスを提供します。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、各種専門機関や民間事業所と連携し、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

3

計画の体系

基本理念	基本目標	取り組みの柱	取り組み
市民みんなでまろごと地域共生社会	つながりと支え合いの輪を広げる	(1) ご近所とのつながりと支え合いの輪を広げる	1. ぽっかぽかサポート 2. ファミリーサポート 3. 各種交流活動の支援 4. ふれあいいきいきサロン事業
		(2) 地域のつながりを下支える	1. 見守りネットワーク事業 2. 福祉座談会の推進、活動支援 3. 地域防災活動支援 4. 生活支援事業 5. 地域福祉連絡協議会活動
		(3) みんなに福祉の大切さを伝える	1. 健康福祉学習支援 2. 広報活動 3. 全般的な啓発活動
	地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める	(1) 地域を支える人たちを支援する	1. ボランティアセンター事業 2. ボランティア連絡協議会支援 3. 各種ボランティア養成 4. 民生委員児童委員との連携
		(2) 地域を支える人を育てる	1. 各種サポーターの育成
		(3) 各種団体との連携、支援	1. 民間活力を活用した福祉モデルの構築 2. 各種団体の支援と連携
	相談・支援体制の連携の輪を強める	(1) どんなことでも気軽に相談できる体制をつくる	1. 相談窓口体制の充実
		(2) 弱い立場にある人をみんなで支える	1. 地域包括ケアの充実 2. 成年後見、権利擁護事業 3. 要支援者の把握 4. 要支援者の災害時訓練 5. 「制度の狭間の課題」への取り組み
		(3) 地域における包括的な支援	1. 地域子育て支援 2. 障がい児（者）支援 3. 介護に関する支援 4. 認知症対策 5. 災害対応 6. 新しいサービス等の開発

第4章

取り組みと役割分担

1 つながりと支え合いの輪を広げる

(1) ご近所とのつながりと支え合いの輪を広げる

現状と課題

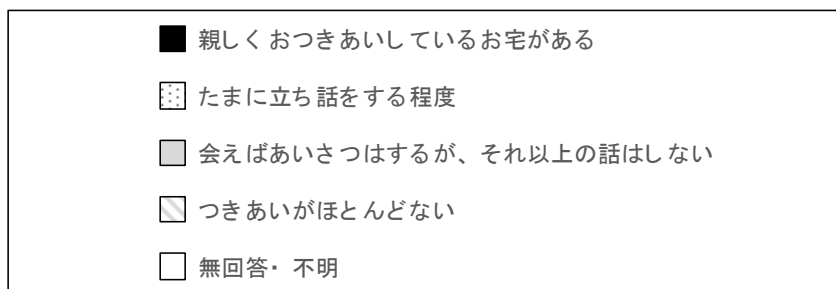
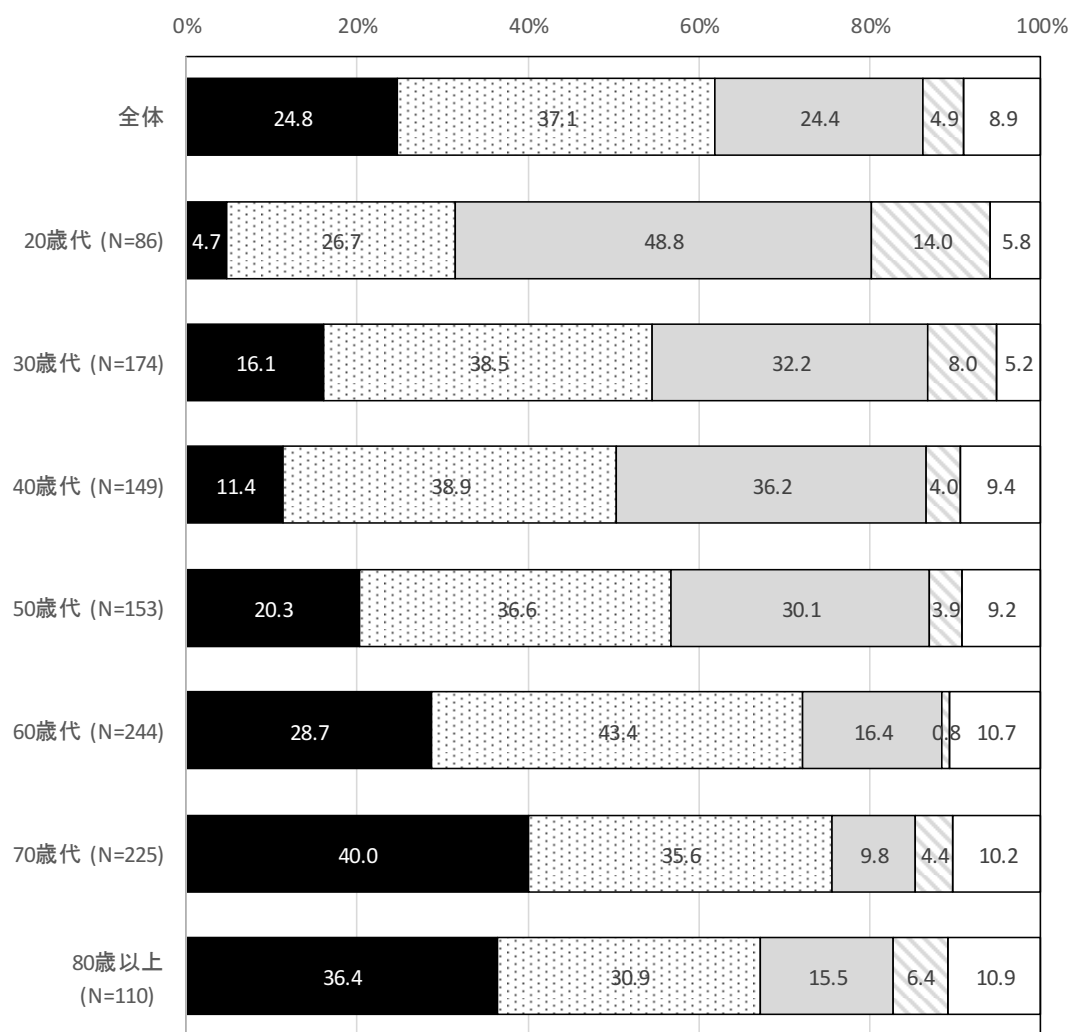
- ワークショップにおいて、地域の課題として「人との関わり」をあげる方が多数おられ、より具体的には、「新興住宅が多く、新しい住民との交流が少ない」、「旧地域の人たちとの関わりが少ない」という意見がありました。
- アンケート調査では、住民の近所の人との付き合いの程度は、全体の約6割が比較的深めのお付き合いをしています。しかし年代が若くなるにつれて、付き合いの浅い割合が高くなっています。若い世代で近隣の人たちとつながりをつくるきっかけづくりが必要と思われます。
- 40代から50代にかけて、住民の一人として行えることに関して「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」の割合が高くなります。全体の割合としては2割程度ですが、こうした人たちの意向を踏まえ、機会を捉えて、地域への参加を促すことが必要です。
- 地域共生社会を実現するためには、まず地域の人たちの間のつながりづくりが不可欠です。地域の人たちが地域社会へ参加しやすくなるよう、さまざまな方策が必要です。

<アンケート結果より>

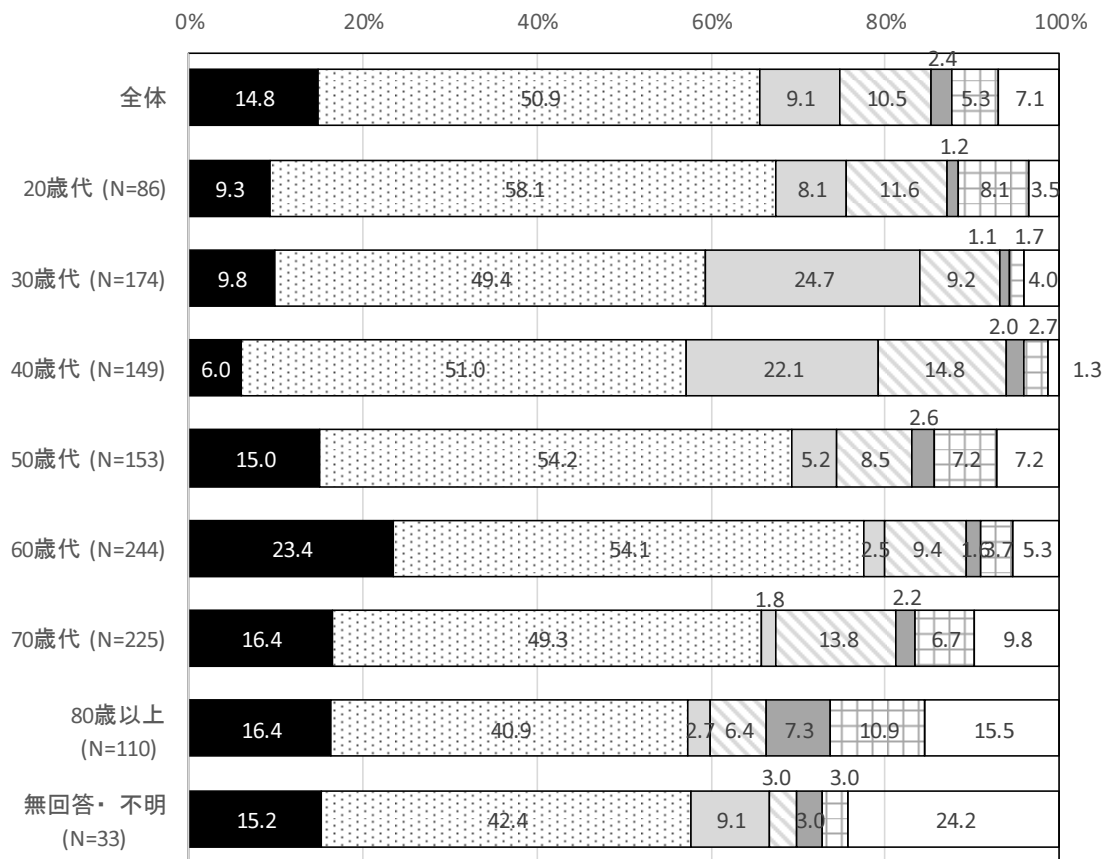
- ◆ アンケート調査で近所の人との付き合いの程度を聞いたところ、「たまに立ち話をする程度」が37.1%と最も高く、次いで「親しくおつきあいしているお宅がある」が24.8%、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が24.4%となっています。
- ◆ 年代別にみると、若い世代ほど「たまに立ち話をする程度」の割合が高く、世代が上がるにつれて「親しくおつきあいしているお宅がある」の割合が高くなっています。
- ◆ アンケート調査で安心して暮らしていくために住民としてできることについて聞いたところ、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が50.9%と最も高く、次いで「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」が14.8%、「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）の解消に取り組む」が10.5%となっています。

- ◆ 年代別にみると、子育て世代の30代、40代において、「学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する」の割合が高くなっており、子どもを通じた活動には関心が高いことが伺えます。また、40代から50代にかけて、「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」の割合が高くなります。全体の割合としては2割程度ですが、こうした人たちの意向を捉えながら、地域社会とのつながりをつくることが肝要です。

＜普段の近所の人との付き合いについて＞



<安心して暮らしていくために住民としてできることについて>



- ☒ 地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する
- ☒ できるだけ地域での出来事に関心を持つ
- ☒ 学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する
- ☒ まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）の解消に取り組む
- ☒ その他
- ☒ 特にな
- ☒ 無回答・不明

取り組みの方向

前期計画の成果である「住民のつながり」を資源にして、地域のつながりの輪をさらに広めていきます。さまざまなイベント、サポート活動を通して、住民同士のつながりをつくります。既存の活動との交流を活発にし、つながりの輪を広げていきます。

取り組み

1. ぽっかぽかサポート

住民参加型の支え合い活動として、ちょっとしたお手伝いをするすることで、住民同士のつながりをつくっていきます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●サポートの活用 ●制度を知っている人が知らない人に伝える	●ぽっかぽかサポート ・利用会員 491 名 (H29. 9) ・協力会員 346 名 (H29. 9) 〈活動実績〉 ・6, 457 件 (H28 年度)
社協	●制度の広報 ●利用者と支援者の数を増やす ●事業資金の確保 ●柔軟な組織運営を行い、各地域に広げる ●ファミリーサポートとの連携	
行政	●制度の広報 ●支援者、財源の確保 ●運営の各種サポート	

2. ファミリーサポート

子育て世帯に対する住民相互の生活支援活動として、子どもの預かり、送迎等の活動を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●サポートの活用 ●協力会員への登録 ●看護師や保育士等の資格を持つ人材の参加・協力 ●制度を知っている人が知らない人に伝える ●利用した人がサポートする側に回る	●ファミリーサポート ・利用会員 1, 041 名 (H28 年度) ・協力会員 273 名 (H28 年度)
社協	●制度の広報 ●協力会員の確保・研修 ●子ども緊急サポートの実施 ●ぽっかぽかサポートとの連携 ●協力会員間の関係、つながりを維持していく	
行政	●子育て世代への意識啓発	

3. 各種交流活動の支援

男の井戸端サロンや木工やろう会等、趣味や生きがい活動を目的とした集まりを増やします。PR 活動、団体への働きかけ、世代間交流や各種交流事業による活性化により、さまざまな人たちのつながりをつくります。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●活動への参加、イベント参加に周りの人を誘う ●制度を知っている人が知らない人に伝える ●イベントのアイデアを出す ●主催者となってイベントをつくる	●趣味活動を中心とした通いの場マップ作成
社協	●制度の広報 ●参加者の拡大 ●参加者間の関係、つながりを維持していく ●広く交流の効果等を周知・PRするとともに、既存の団体等への働きかけを行い、交流事業による活性化を促す ●既存団体への支援、効果的連携を行う	
行政	●交流活動への備品や器具等の貸し出し ●地域住民組織等や各行政区での活動事例の紹介 ●県の「縁がわ事業」の紹介	



◆男性の料理教室



◆木工教室

4. ふれあいいきいきサロン事業

高齢者を中心として公民館等を活用したサロンによる健康増進活動や住民交流の促進を行います。新しいサロン活動を増やし、また特定の目的（趣味等）の活動を興し、従来の活動とのマッチングを行います。また、イベント参加者への継続的な働きかけを行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●各種サロンへの参加 ●各種サロンへ周りの人を誘う ●サロンの実施、内容の工夫 ●福祉事業所の持つ専門知識等をサロンで講習する	●サロン事業 ・延べ参加者6,103名(H28年度) ・述べ訪問回数17,165回 ・実施箇所38地点 ・実施回数395回(H28年度)
社協	●制度の広報 ●参加者の拡大 ●参加者間の関係、つながりを維持していく ●広く交流の効果等を周知・PRするとともに、既存の団体等への働きかけを行い、交流事業による活性化を促す ●既存団体への支援、効果的連携を行う ●新しいサロン（趣味活動サロン等）の研究と構築	
行政	●サロンの広報 ●サロン活動への全般的支援 ●サロンを活用した社会参加・健康づくりの推進	



◆すみれサロン

(2) 地域のつながりを下支えする

現状と課題

- アンケート調査において、困っている人に対して自分が行える支援について聞いたところ、「安否確認の声かけ」、「災害時の手助け」、「急病になった時の家族や親戚への連絡」の回答の割合が高くなっています。「安否確認の声かけ」の割合は非常に高くなっており、ご近所の方との関係を少し良くするだけで、安否の確認を行うことができるようになると思われます。そうするためにも、より多くの人とのつながりをつくる必要があります。つながりができれば、安否確認、つまり見守りへとつながっていきます。
- ワークショップにおいて、地域への参加意識が低下しているという課題に対して、「何が課題なのかをオープンにして、周知していく」という意見がありました。地域に関心を持ってもらうためにも、地域における福祉座談会を推進していくことが必要と思われます。

<アンケート結果より>

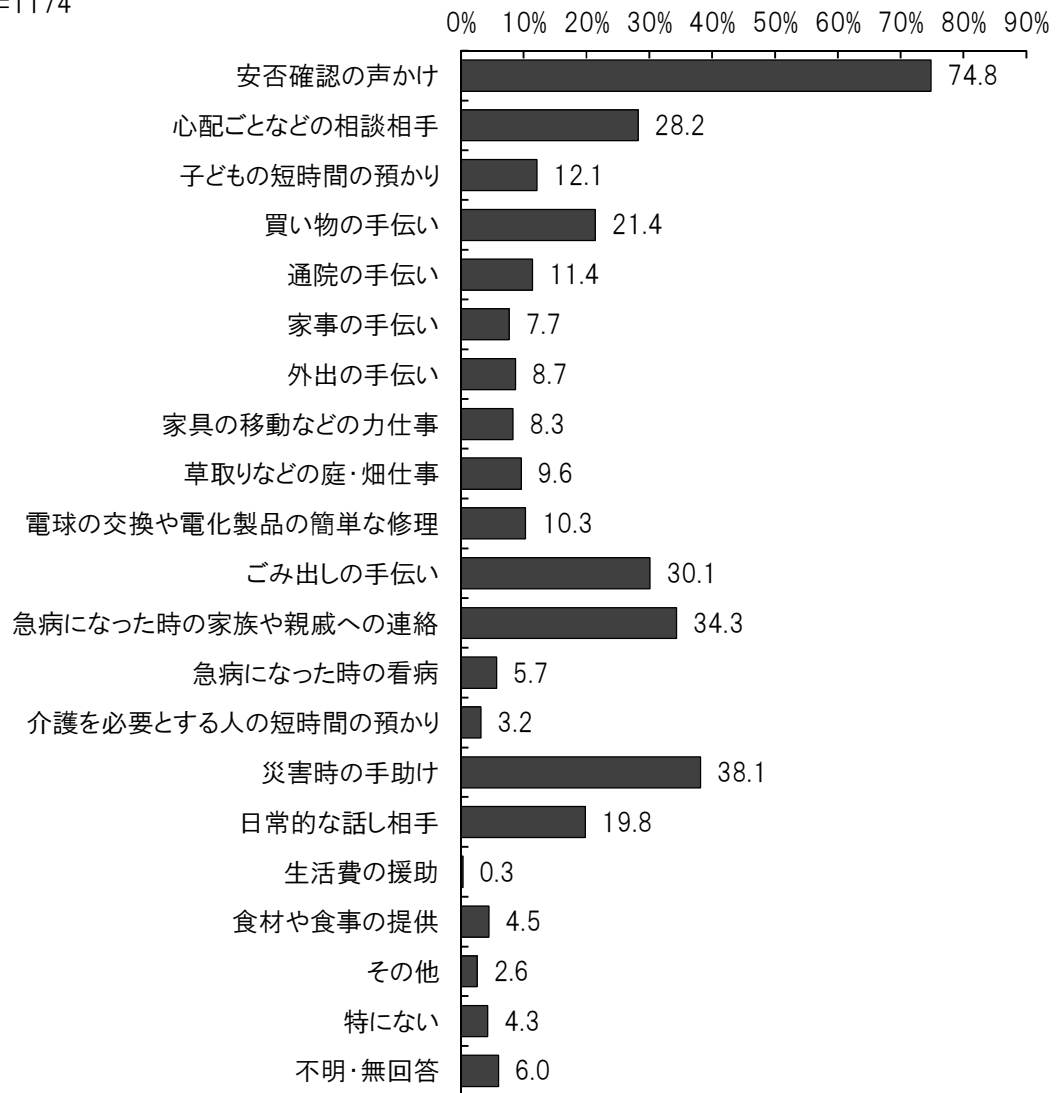
- アンケート調査で困っている人に対して自分が行える支援について聞いたところ、「安否確認の声かけ」が 74.8%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が 38.1%、「急病になった時の家族や親戚への連絡」が 34.3%となっています。



◆見守り挨拶運動

<困っている人に対して自分が行える支援について>

<複数回答>
N=1174



取り組みの方向

見守り等をきっかけとして、住民が地域に参加できるよう促します。またその活動が継続できるように、側面から支援していきます。

取り組み

1. 見守りネットワーク事業

小地域での見守りの必要な人・世帯の把握を行うとともに、地域での見守り活動の充実を進めます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●見守り活動への理解と協力 ●年一回見守りマップの更新	●安心ほっとライン（命のボタン）配布・設置 1,346 名
社協	●小地域での見守り活動の支援 ●福祉座談会での見守り啓発 ●虐待や生活困窮等の防止活動 ●地区での見守り会議の支援 ●見守りマップ作成更新支援 ●安心ほっとライン（緊急連絡カード、命のボタン）の配布、及び更新 ●関係機関と協力した被災者及び避難行動要支援者への支援	
行政	●見守り活動（声かけ・目配り等）の重要性の広報 ●避難行動要支援者に関する自治会、自主防災組織等との連携 ●見守りに関する事業所への協力	

2. 福祉座談会の推進、活動支援

座談会等において、住民自らの支え合い活動の必要性について気づきを与え、継続的にできるように支援します。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●座談会への参加、協力 ●活動の推進、福祉座談会の開催 ●自治会内に福祉部等の設置	●福祉座談会等 ・開催数 5 回 ・参加者 122 名（H28 年度）
社協	●座談会の開催・運営 ●行政区に捉われず、さまざまなテーマで座談会を開き、参加者の増加を目指す ●立ち上がった活動の継続支援	
行政	●座談会開催への支援 ●地域住民意見の集約及び施策への反映	

3. 地域防災活動支援

安全・安心のまちづくりのため住民の自主的な防災活動の支援を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●自主防災組織の編成 ●各地域における防災訓練の実施	
社協	●市の総合防災訓練時の災害ボランティアセンター設置 ●避難訓練の実施 ●個別の地域での防災活動支援の推進 ●住民の防災に関する意識の向上 ●防災を通じた地域コミュニティづくりの支援	●自主防災組織 49 団体 - 設立補助金 H28 4 団体 H29 1 団体 - 補助金交付 H28 48 団体 H29 49 団体
行政	●自主防災組織の編成支援（関係課との連絡調整） ●自主防災組織の設立促進及び補助金の交付 ●自主防災組織及び各行政区役員・防災士合同の研修会の開催 ●地域防災リーダーの育成 ●防災士養成講座を開催し、防災士資格の取得の支援 ●防災意識の高揚と地域力の向上に努める ●福祉避難所の運営支援と定期的な連絡会議の実施	●自主防災組織等研修会 H28 1 回開催 H29 1 回開催 ●防災士育成（3 市町合同） H28 1 回開催 H29 1 回開催



◆子育てサロン

4. 生活支援事業

買い物やゴミ出しなど、ちょっとした生活支援を地域で担う仕組みづくりを進める。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●地区でのちょっとした生活支援についての話し合い	●ぽっかぽかサポート協力団体（13 団体） ・ NP0 法人ぽっかぽかすずかけ ・ (株)城北 ・ サロンユトリック ・ さくらボランティア ・ 男の井戸端サロン ・ ぽっかぽか永江 ・ ぽっかぽか泉ヶ丘 ・ (株)サニクリーン ・ 武蔵野台ぽっかぽか ・ ぽっかぽか杉並台 ・ (株)ぞうさんのはな ・ さかえ〜隊 ・ クラブみよし
社協	●ぽっかぽかサポート等の地域に応じた仕組みづくり	
行政	●安心生活創造事業の継続	

5. 地域福祉連絡協議会活動

小学校区程度の範囲で福祉活動の連絡・調整・人材育成等を行う協議会活動を進める。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●協議会活動への理解	●地域福祉連絡協議会 ・ 会員数 284 名（H28 年度）
社協	●市内5ヶ所あるコミュニティ（須屋・黒石・中央・野々島・合生）における協議会への支援 ●住民のニーズを踏まえつつ、他の地区との連携を可能となるように組織の在り方を検討する	
行政	●協議会活動への支援 ●新たな協議会の枠組みの検討	

(3) みんなに福祉の大切さを伝える

現状と課題

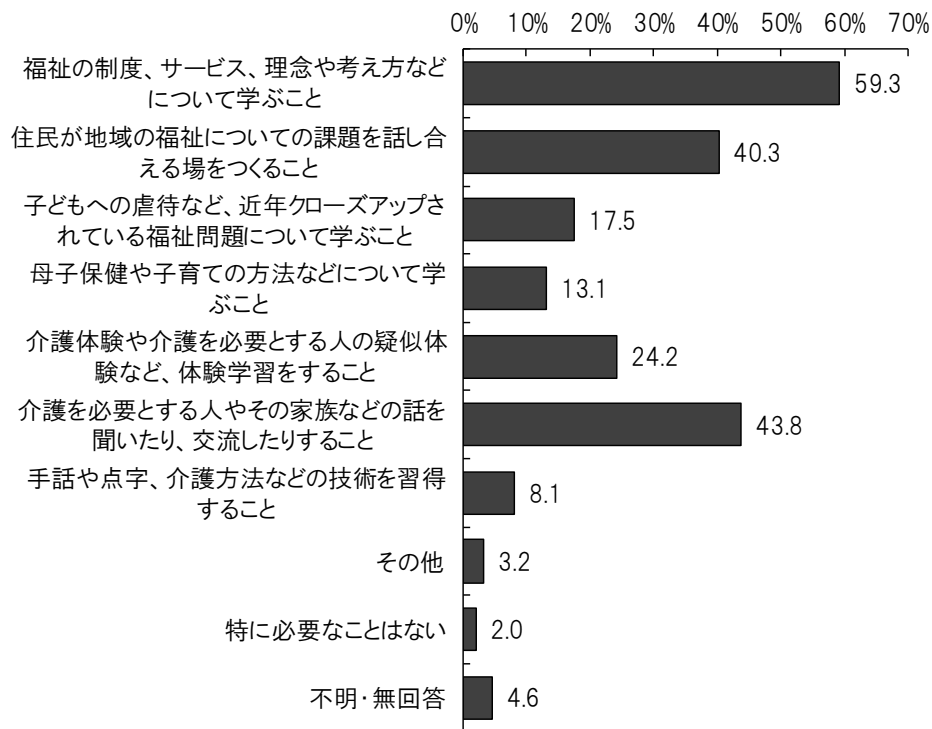
- アンケート調査において、住民が福祉について理解を深めるために必要なことについて聞いたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」などの回答率が高くなっていました。ここでは、福祉に関する抽象的な理念やサービスと福祉に関する具体的イメージを両方学びたいという意向が表れています。
- 年代別にみると、各年代で「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が最も高くなっていますが、20代と30代では、その次に「母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと」が高くなっており、40代以上では「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が高くなっています。このように、回答者の年代に応じたテーマに関する学びを得たいという意向もみえます。
- 理念と具体的イメージを併せて学習する機会を提供することが、福祉への関心、引いては地域への関心を高め、地域への参加を促すことも考えられます。
- アンケート調査の自由回答において、「福祉活動って何をするのですか？漠然としていて何をしたらいいのかわかりません。皆にわかるようなセミナー等を開いて教えてほしいです。合志市に身体障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者が何人いるんでしょうか？社会活動したいけれどどうしたらいいのかわかりません」という意見や、「色々なサービス、福祉や介護、子育てに関する手続き等、知らなかったりすることが多いです。本当に必要な時に必要な人がサービスを受けることができればいいと思います」という意見がありました。

＜アンケート結果より＞

- アンケート調査において、住民が福祉について理解を深めるために必要なことについて聞いたところ、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が59.3%と最も高く、次いで「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が43.8%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が40.3%となっています。
- 年代別にみると、各年代で「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が最も高くなっていますが、20代と30代では、その次に「母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと」が高くなっており、40代以上では「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が高くなっています。

<住民が福祉について理解を深めるために必要なこと>

<複数回答>
N=1174



<年代別>

上段:度数 下段:%	合計	福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	子どもへの虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶこと	母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと	介護体験や介護を必要とする人の疑似体験など、体験学習をすること	介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること	手話や点字、介護方法などの技術を習得すること	その他	特に必要なことはない	無回答・不明
合計	1174 100.0	696 59.3	473 40.3	206 17.5	154 13.1	284 24.2	514 43.8	95 8.1	38 3.2	23 2.0	54 4.6
20歳代	86 100.0	48 55.8	27 31.4	19 22.1	33 38.4	23 26.7	22 25.6	13 15.1	3 3.5	2 2.3	4 4.7
30歳代	174 100.0	113 64.9	53 30.5	39 22.4	61 35.1	28 16.1	57 32.8	18 10.3	10 5.7	1 0.6	3 1.7
40歳代	149 100.0	93 62.4	58 38.9	28 18.8	17 11.4	35 23.5	65 43.6	17 11.4	3 2.0	1 0.7	11 7.4
50歳代	153 100.0	101 66.0	61 39.9	23 15.0	10 6.5	47 30.7	81 52.9	19 12.4	3 2.0	3 2.0	5 3.3
60歳代	244 100.0	158 64.8	113 46.3	37 15.2	11 4.5	63 25.8	117 48.0	15 6.1	2 0.8	5 2.0	14 5.7
70歳代	225 100.0	114 50.7	101 44.9	43 19.1	13 5.8	42 18.7	94 41.8	8 3.6	8 3.6	6 2.7	11 4.9
80歳以上	110 100.0	53 48.2	43 39.1	14 12.7	6 5.5	34 30.9	56 50.9	4 3.6	6 5.5	5 4.5	5 4.5

取り組みの方向

住民が地域福祉とはどういうことか、地域共生社会とはどういうことかを、身をもって感じることができるように、福祉教育を展開していきます。また、上記の観点から、より多くの住民に福祉の情報をわかりやすく提供します。

取り組み

1. 健康福祉学習支援

普段からの健康づくりの機会提供（いきいきサロンや各種スポーツ大会等）や意識啓発を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●出前講座の活用 ●健康を自分で守る意識づくり ●健康づくりに関するボランティア活動（食生活改善推進員等）	●福祉体験学習 ・西合志中央小 ⇒福祉のお話、車椅子体験、認知症サポーター養成 ・西合志東小 ⇒福祉のお話、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者なりきり体験、認知症サポーター養成 ・西合志南小 ⇒福祉のお話、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者なりきり体験、認知症サポーター養成 ・南ヶ丘小 ⇒福祉のお話、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者なりきり体験 ・合志中 ⇒認知症サポーター養成（H29年度）
社協	●福祉教育の推進 ●福祉体験学習等（福祉のお話・車椅子体験・アイマスク体験・高齢者なりきり体験・認知症サポーター養成講座等） ●学校と協力し福祉教育と福祉体験学習の内容を充実化する ●サロン事業において「健康」をテーマに各種運動を行う ●各種出前講座（健康講話・認知症予防・介護予防・地域のつながりづくり等）を行う	
行政	●社協、関係機関と連携した出前講座の体制整備 ●講座の周知 ●健康づくりや生活習慣病予防に関する正しい情報を提供する	

2. 広報活動（市広報誌、社協だより、ホームページ等）

行政各分野・社協とが連絡調整し、様々な媒体を活用した広報・啓発活動を進めます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●広報やホームページ等の活用	●市広報紙（広報こうし） ・総発行数 250, 595 部 （H28 年度） ●社協広報誌（ほっとライン） ・総発行数 219, 890 部 （H28 年度）
社協	●社協広報誌・ほっとラインの発行 ●社協ホームページ／フェイスブック、ツイッターでの発信 ●わかりやすく市民に届くように情報発信を行う	
行政	●市広報紙やホームページ、その他様々な媒体を活用した地域福祉に関する啓発広報 ●相談や制度利用等の周知	

3. 全般的な啓発活動

認知症啓発講演会等、行政と社協が連携した講演会開催等の実績を生かし、各種啓発活動を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●講演会への参加	●ふれあいフェスティバル ・年 1 回開催 ●認知症啓発講演会 ・年 2 回開催
社協	●ふれあいフェスティバルの開催 ●ターゲットとコンセプトを明確にしたイベントの開催	
行政	●「ボランティア表彰式」の実施 ●地域福祉に対する市民意識の啓発 ●認知症啓発講演会・研修会等の開催・周知啓発	

2 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める

(1) 地域を支える人たちを支援する

現状と課題

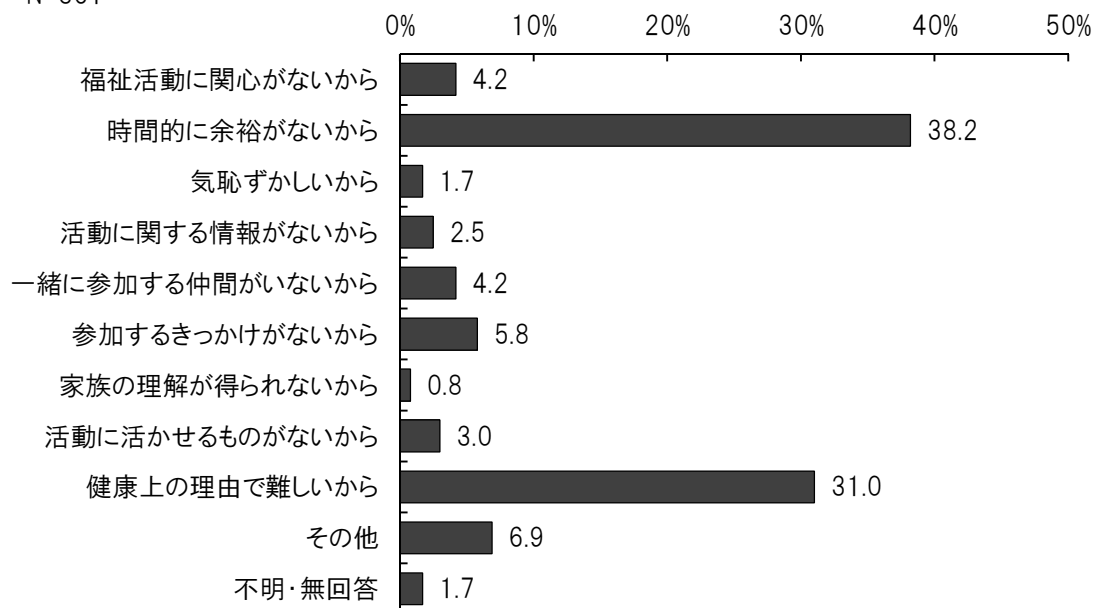
- ワークショップにおいて、「地域への参加意識が低下している」、「ボランティアが不足している」という意見が出されました。
- アンケート調査において、地域活動やボランティアをしたくない理由を聞いたところ、「時間がない」という答えが多くありました。
- 一方、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロン支援 など）」、「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など）」、「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」といった活動については、今後参加したいという意向もみられます。
- 年代別にみると、若い世代は「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など）」に、それ以外の世代は「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロン支援 など）」に参加したいという意向をもっています。世代の関心に応じた活動に参加したい傾向がみられます。
- アンケート調査の自由回答において、「仕事を退職したらボランティアやまちの行事などに積極的に参加したいが、その情報を得る方法がわかりません。ヴィーブル等にボランティアの内容、連絡先等を紹介してほしいです」といった情報提供に関する意見がありました。
- また、「今はパートで月 10 日ほど働いています。70 代になっても有償ボランティアがあればいいと思います。将来年金だけの生活に不安を感じます。例えば有償ボランティアでチケット等あれば使えるシステムがあったり、現金だったりでもいいと思います。まだまだ体力的にも自信があり、何かできればと考えます」、といった意見があり、こうしたニーズに応えるためにも、多様で柔軟な社会参加の在り方を考える必要があります。

＜アンケート調査結果より＞

- アンケート調査において、地域活動に参加したくない理由を聞いたところ、「時間的に余裕がないから」が38.2%と最も高く、次いで「健康上の理由で難しいから」が31.0%となっています。
- また、今後参加したい地域活動について聞いたところ、「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロン支援 など）」が28.4%で、次いで「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など）」が18.4%、「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」が17.5%となっています。
- 年代別にみると、20代～40代において「児童福祉・子育て支援（子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など）」が高くなっており、それ以上の年代では「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロン支援 など）」が高くなっています。

＜地域活動に参加したくない理由について＞

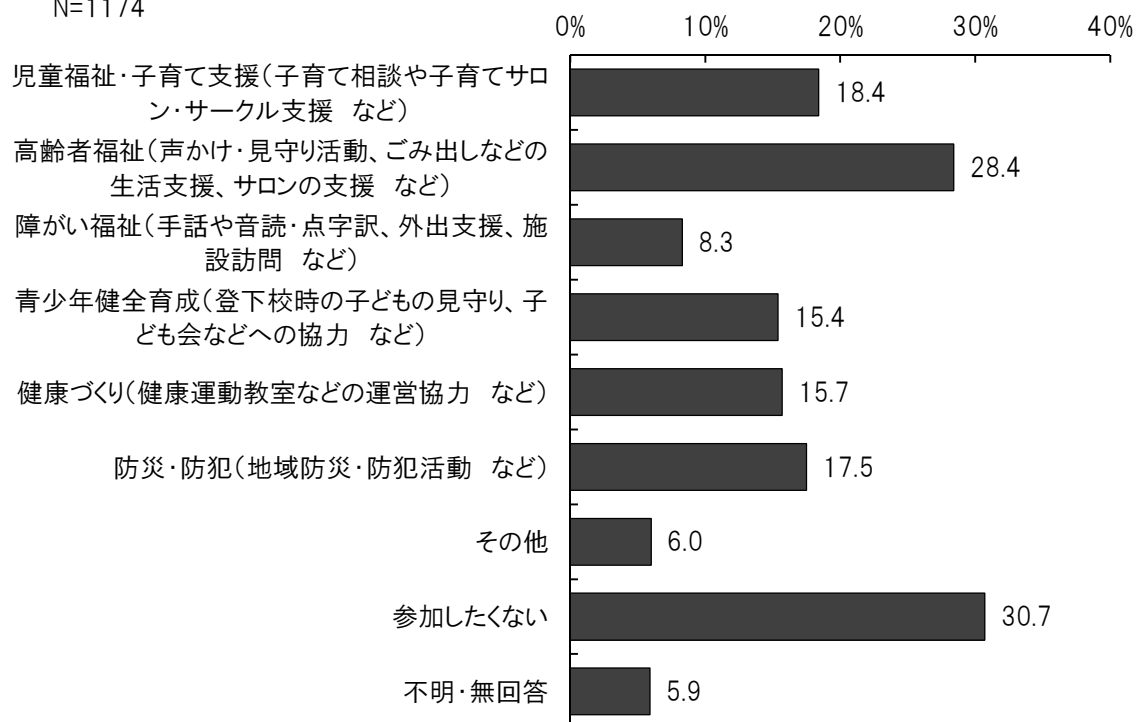
＜単数回答＞
N=361



＜今後参加したい地域活動について＞

＜複数回答＞

N=1174



＜年代別＞

上段:度数 下段:%	合計	児童福祉・子育て支援(子育て相談や子育てサロン・サークル支援 など)	高齢者福祉(声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など)	障がい福祉(手話や音読・点字訳、外出支援、施設訪問 など)	青少年健全育成(登下校時の子どもの見守り、子ども会などへの協力 など)	健康づくり(健康運動教室などの運営協力 など)	防災・防犯(地域防災・防犯活動 など)	その他	参加したくない	無回答・不明
合計	1174 100.0	216 18.4	334 28.4	98 8.3	181 15.4	184 15.7	206 17.5	70 6.0	361 30.7	69 5.9
20歳代	86 100.0	32 37.2	12 14.0	8 9.3	15 17.4	14 16.3	17 19.8	1 1.2	30 34.9	3 3.5
30歳代	174 100.0	72 41.4	29 16.7	15 8.6	36 20.7	22 12.6	24 13.8	2 1.1	56 32.2	6 3.4
40歳代	149 100.0	43 28.9	33 22.1	15 10.1	23 15.4	18 12.1	31 20.8	8 5.4	50 33.6	2 1.3
50歳代	153 100.0	30 19.6	47 30.7	20 13.1	24 15.7	27 17.6	30 19.6	12 7.8	43 28.1	5 3.3
60歳代	244 100.0	24 9.8	101 41.4	21 8.6	38 15.6	54 22.1	51 20.9	12 4.9	57 23.4	12 4.9
70歳代	225 100.0	9 4.0	76 33.8	13 5.8	35 15.6	38 16.9	40 17.8	17 7.6	68 30.2	19 8.4
80歳以上	110 100.0	1 0.9	22 20.0	2 1.8	4 3.6	8 7.3	7 6.4	16 14.5	47 42.7	19 17.3

取り組みの方向

住民の地域活動への参加意向を捉え、気軽に参加してもらえるよう、活動内容を工夫します。またボランティアを継続してもらえるよう、研修内容等も検討していきます。各団体の交流を進め、活動を活発化させていきます。

取り組み

1. ボランティアセンター事業

ボランティア活動の啓発・支援するため情報収集・発信・コーディネート・人材育成に取り組めます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●ボランティア活動への参加 ●ボランティアを行って楽しかったことを他の人に伝える	●ボランティア地域活動支援 ・個人登録者 75 名 ・団体登録 89 団体 ・相談件数 271 件 ・調整回数 615 回 (H28 年度)
社協	●ボランティアに関する情報の提供 ●コーディネーター設置 ●ボランティアの育成(あらゆる世代への働きかけを行っていく) ●地域のボランティア活動支援 ●災害時に対応できる体制づくり	
行政	●ボランティア活動の重要性の広報 ●ボランティアセンター事業の支援	



2. ボランティア連絡協議会支援

ボランティア活動の充実のため自主組織である連絡協議会の活動を支援します。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●ボランティア連絡協議会への参加 ●ボランティア団体間の交流・相互支援	●ボランティア連絡協議会・役員会 10 回 ●ボランティア交流会・169 名（H28 年度）
社協	●ボランティア交流会の開催 ●ふれあいフェスティバル開催 ●市民へのボランティアに関する周知 ●連絡協議会会員同士の交流や相互協力を促進し、協議会活動の活性化を進める	
行政	●ボランティア連絡協議会の支援 ●各種企画に関してボランティア連絡協議会、社会福祉協議会との連携	

3. 各種ボランティア養成

養成講座の実施や活躍の機会づくりにより、ボランティア育成を進めます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●ボランティア養成講座の受講	●災害ボランティアセンター設置訓練 ・年 1 回（市総合防災訓練に併せて実施） ●オモイカタルバ（中高生の居場所づくり・ボランティア養成）の開催 ・開催回数 9 回 延べ参加者数 95 名（H29 年度） ●災害ボランティア講座 ・年 1 回（設置訓練前に実施） ●ボランティア表彰制度（H23. 11～） ・年 1 回 ・H29 年度現在 60 人を表彰
社協	●災害ボランティアセンター設置訓練の実施 ●傾聴ボランティア育成と育成システムの確立 ●送迎ボランティア育成 ●シニアボランティアの育成 ●若者ボランティアの育成と居場所づくりや活動参加の促進 ●各種ボランティアを通じた地域のつながりづくり	
行政	●ボランティア活動の啓発 ●ニーズに対応できる体制づくり ●ボランティア養成講座の開催	

4. 民生委員児童委員との連携

地域福祉において重要な役割を果たしている民生委員児童委員と連携した活動を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●民生委員児童委員への理解 ●民生委員児童委員への協力	●避難行動要支援者登録（市登録＋福祉票登録）2,683名（H29.11） ●安心ほっとラインの配布・設置1,346名
社協	●通常の会議等の運営補助（定例会・役員会・総務会） ●協働での事業推進（地域見守り等） ●避難行動要支援者システムの構築・改善 ●社協・民生委員児童委員・区長間の情報共有 ●「安心ほっとライン」の定着	
行政	●民生委員児童委員活動の重要性の広報・周知 ●民生委員児童委員協議会の会議や研修への参加	



◆安心ほっとライン配布

（２）地域を支える人を育てる

現状と課題

- アンケート調査の結果から、暮らしのなかでの困りごと（「庭・畑仕事（草取りなど）ができない」「家事労働（炊事・洗濯など）がきつい」「生涯学習などの場所や機会の不足」「ごみ出しが困難」「力仕事（家具の移動など）ができない」）に関して支援を必要としている人は一定程度いることがわかります。これらの一部は、ご近所の人たちの少しの助力によって解決するものと考えられます。このようなちょっとした困りごとに手助けする人を増やしていくことが必要です。
- そのようなことをきっかけとして、地域のサポーターを増やしていくことも必要と思われます。

＜アンケート調査結果より＞

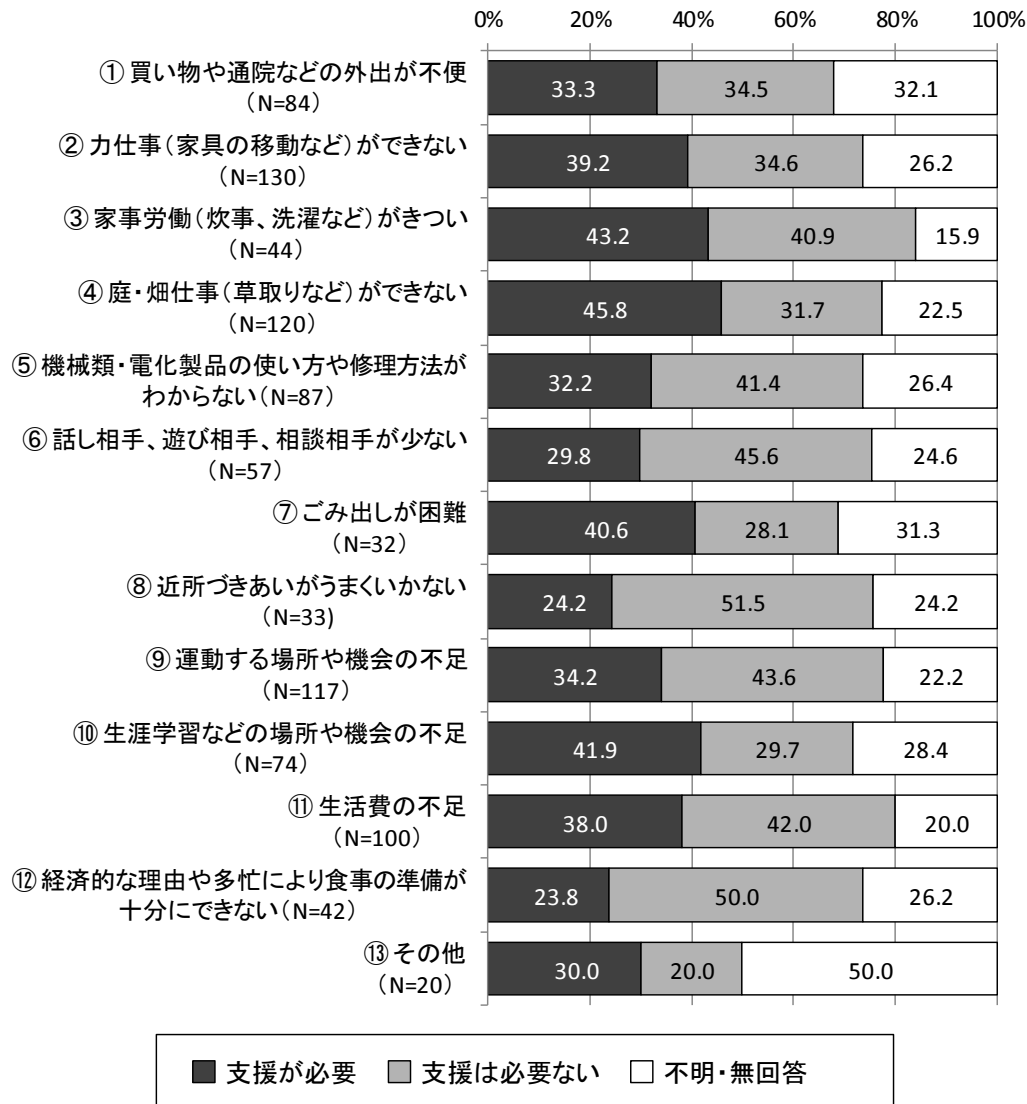
- アンケート調査において、暮らしのなかでの困りごとについて聞いたところ、『庭・畑仕事（草取りなど）ができない』『家事労働（炊事・洗濯など）がきつい』『生涯学習などの場所や機会の不足』『ごみ出しが困難』『力仕事（家具の移動など）ができない』では「支援が必要」の割合が他の項目と比較してやや高くなっています。



◆ありがとうカフェ

＜暮らしのなかでの困りごと＞

＜単数回答＞



取り組みの方向

暮らしのなかで困っている人が一定の割合でいることから、日常的な困りごとを地域の力で解決できるよう支援します。そのために、各種サポーターを養成していきます。

取り組み

1. 各種サポーターの育成

地域の支え合いに関する専門的な研修を実施し、担い手の育成を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●各種養成講座への参加 ●地区での研修修了者の活用 ●地域の活動をやっていて楽しかったことを他の人に伝える ●「みんなでやろう」と声かけする（輪を広げるために周囲を意識する）	●認知症サポーター養成講座 ・受講者 825 名 ●ぽっかぽかサポーター ・登録 346 名（全体） ・団体登録 240 名
社協	●ぽっかぽかサポート協力会員養成 ●元気応援サポーター養成 ●認知症サポーター養成 ●家族介護教室等（スーパー・サポーター） ●生活・介護支援サポーター養成（エグゼクティブ・サポーター） ●認知症予防サポーター（脳活き生き教室）の育成 ●各種サポーターの活用 PR ●各種サポーターが地域の中核的役割を果たせるようにスキルアップを進める	●エグゼクティブサポーター ・認定者 67 名 (H25～H29 年度) ●スーパーサポーター ・認定者 120 名 ●元気応援サポーター養成講座 ・認定者 17 名
行政	●人材育成の推進・啓発活動 ●生活介護支援サポーター養成講座の開催 ●介護予防・生活支援サポーター養成講座修了生の活躍の場を広げる ●元気応援サポーター養成講座の開催 ●元気応援サポーター養成講座修了生の訪問型サービス A の担い手として登録の数を増やす ●健康づくり推進員の学習会の開催	●健康づくり推進員養成講座 ・受講者 106 名 (H24～H26 年度) ●健康づくり推進員学習会 ・H27 53 名受講（6 回） ・H28 49 名受講（4 回） ・H29 43 名受講（5 回）



◆脳活き生き教室

(3) 各種団体との連携、支援

現状と課題

- 平成 29 年 7 月から被災者の復興支援である、地域支え合いセンターを設置し、主に訪問活動を事業者が行い、側面的な支援を社会福祉協議会が行っています。
- ぽっかぽかサポートの団体登録としては（城北ガス、サンコーライフサポート、サニークリーン等）それぞれの事業体でできる形での地域支援を行っています。その際活動資金による収益については、寄付として還元してもらっています。
- こうした活動を諸団体と調整しあいながら自律的に機能するような仕組みをつくる必要があります。
- 合志市は民間事業所と安全・安心まちづくりのために見守り・防犯に関する協定を締結しています。

取り組みの方向

各種団体と連携を図り、地域福祉を構築していきます。あらゆる民間団体、社会福祉法人、各種企業等を問わず、地域の福祉力向上に資する活動を行っていただけるところと連携し、地域福祉の充実を図ります。

取り組み

1. 民間活力を活用した福祉モデルの構築

地域福祉における社会福祉協議会と民間事業所の先進的な協働モデルを確立します。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●見守り活動への協力 ●ぽっかぽかサポートへの参加	●ぽっかぽかサポート ・協力会員 346 名 (H29. 9) ・協力団体会員 13 団体 (H29. 9)
社協	●ぽっかぽかサポートの協力団体の拡大 ●ぽっかぽかサポートの PR ●地域支え合いセンター業務の運営、継続のための仕組みづくり ●社会福祉協議会と民間事業所の協働モデル（「合志モデル」）の確立	
行政	●参加協力への啓発 ●見守り等への協定呼びかけ ●協定を結ぶ事業者の増加	

2. 各種団体の支援と連携

老人クラブ、家族会等の各種団体活動の支援と連携を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●他団体との情報交換 ●積極的に情報を発信し、情報を受信するように努める	●ボランティア表彰制度 (H23. 11～) ・年 1 回 ・H29 年度現在 42 団体を表彰
社協	●各種団体との連絡調整 ●協働事業の実施 ●各団体間のコーディネーション ●「生活支援協議体」に参加し、連携の中心的役割を担い、諸機関とのネットワーク化を図る	●生活支援協議体 (16 団体) ・地域包括支援センター ・社会福祉協議会 ・社会福祉法人 山紫会 ・医療法人 中山会 ・社会福祉法人 慈啓会 ・特定医療法人 萬生会 ・社会福祉法人 学優会 ・シルバー人材センター ・商工会 ・民生委員児童委員協議会 ・老人クラブ連合会 ・区長連絡協議会
行政	●各種団体活動の広報と活動支援 ●各種団体との協働事例の実施 ●各種取り組みに対する表彰	・NPO 法人ぽっかぽかすずかけ ・上須屋いきいきサロン ・ボランティア連絡協議会 ・(株)サンコーライフサポート



◆ぽっかぽかサポート（窓拭き支援・城北ガス）

3 相談・支援体制の連携の輪を強める

(1) どんなことでも気軽に相談できる体制をつくる

現状と課題

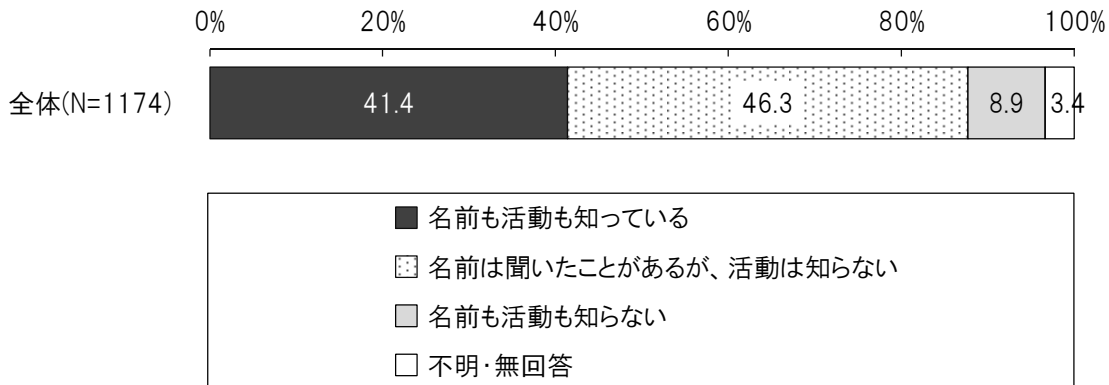
- アンケート調査では社会福祉協議会について、4 割の回答者が「名前も活動も知っている」と答えていますが、同じ程度の割合で「名前は聞いたことがあるが、活動は知らない」と回答しています。相談体制を充実させるには、社会福祉協議会の地域における存在感をより高める必要があります。
- 社会福祉協議会が今後充実させるべきものについて、おおよそ半数の回答者が「福祉に関わる相談」と回答し、他に「ボランティア・市民活動支援（災害支援を含む）」、「介護保険、障害福祉サービス関連事業」、「認知症など判断能力に不安のある方への支援」が多くなっています。
- アンケート調査の自由回答において、「相談しやすい接客をして欲しいです。行政の方々や社会福祉協議会の方々が他人事のように接されると、勇気を出して相談しに行った市民が傷つくし、どんどん引きこもってしまうと思います」という意見や、「『福祉』となると窓口が行政や社会福祉協議会のイメージが強いです。その中で、窓口で親身になって対応してほしいという気持ちです。その対応が『ここに住んでよかった。住み続けたい。』ということにつながるのではと思います」という意見があり、窓口対応の改善を望む声がありました。

<アンケート結果より>

- アンケート調査において、社会福祉協議会を知っているかどうかを聞いたところ、「名前は聞いたことがあるが、活動は知らない」が 46.3%となっています。また、「名前も活動も知っている」が 41.4%となっています。4 割の回答者が「名前も活動も知っている」と答えていますが、同じ程度の割合で「名前は聞いたことがあるが、活動は知らない」と回答しています。相談体制を充実させるには、社会福祉協議会の地域における存在感をより高める必要があります。
- アンケート調査において、社会福祉協議会が今後充実させるべきものについて聞いたところ、「福祉に関わる相談」が 48.4%で最も高く、次いで「ボランティア・市民活動支援（災害支援を含む）」が 34.7%、「介護保険、障害福祉サービス関連事業」が 32.1%、「認知症など判断能力に不安のある方への支援」が 30.0%となっています。このように社会福祉協議会に対して、福祉に関する相談者としての役割が求められています。

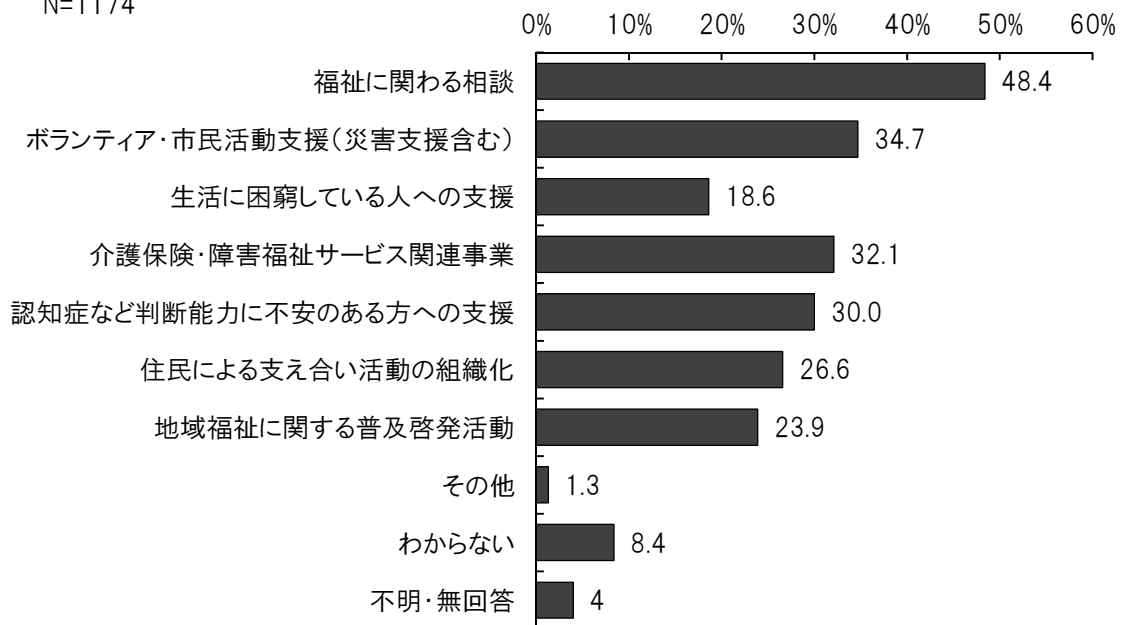
<社会福祉協議会について>

<単数回答>



<社会福祉協議会が今後充実させるべきものについて>

<複数回答>
N=1174



取り組みの方向

地域における社会福祉協議会の存在感を高めるために、職員が積極的に地域に顔を出し、地域のニーズ等に対して的確に応えられるようにします。また、多様な相談を受け付けられるよう、職員のスキルアップを図ります。そして、相談者を最適なサービスへつなげていきます。

取り組み

1. 相談窓口体制の充実

だれもが身近なところで相談を受けられるようにします。相談者の様々な疑問・課題を解決するための相談窓口として、相談内容に応じて、各支援機関が提供する最適なサービスへとつなぎます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●総合相談の利用 ●制度を知っている人が知らない人に伝える	●地域包括支援センターへの相談 ・件数 4000 件（H28 年度）
社協	●困難事例への専門検討会の開催 ●個人情報保護事項を遵守しつつ、情報の共有やケースの検討を行う ●多様で複雑な問題にも対応できるよう職員研修等を開催 ●窓口対応の改善	●安心サポート合志 ・生活困窮者自立支援事業 ・相談受付件数 149 件（H28） 94 件（H29.12）
行政	●総合相談拠点の開設 ●相談窓口の広報 ●窓口対応の改善 ●各種相談の実施 ●各種の保育サービスの案内 ●子育て支援事業の周知 ●専門職の確保	●各種相談 ・こころの相談 ・心理相談 ・育児相談 ・随時の健康相談等



(2) 弱い立場にある人をみんなで支える

現状と課題

- アンケート調査の自由回答において、「成年後見制度、成年後見登記など知る必要があると思い、又いざと言う時のためにわかりやすい説明をお願いしたいです」という意見がありました。
- また、「昨年の地震の折、精神障がい（統合失調症）の息子と一緒に夫婦でどこにも避難するところはなく、揺れのおさまるまで自宅で不安なまま過ごしました。どこに行っても皆様に迷惑をかけると思ったからです。どこからも声かけも支援もありませんでした。自分達の場合は自分達で頑張ろうと思いましたが、これから先私達が老いて（70 歳、68 歳、40 歳です）自分達で頑張れなくなった時、また息子の体調が悪化した時、天災のあった時などいろいろ考えると不安になります」という意見がありました。このようになかなか可視化されない人たちを、地域の人たちの協力で見つけ、助けていくことが必要です。
- ワークショップにおいて、「一人暮らしの高齢者で認知症と思われる方をどうサポートできるか。見守ることはできるが、立ち入れない部分が多いので、どうしたらよいか？」という意見がありました。

取り組みの方向

地域のなかに暮らす弱い立場にいる人たちを、見逃すことなく、みんなが協力して支援していきます。また、みんな協力し合って、いざという時のために備えていきます。

取り組み

1. 地域包括ケアの充実

医療・介護・保健・福祉が連携し地域での包括的な支援体制の構築を進めます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●地域での介護支援サポーター等の活躍	●生活支援協議体の開催 ・年4回（H28年度） ・H29年度より個別案件を協議する分科会を開催。
社協	●各種会議の開催 ●生活支援コーディネーターとの連携によるサービス向上 ●生活支援コーディネーターの機能の向上	
行政	●医療・介護・福祉等関係者の情報共有の支援、相談窓口の確立 ●在宅医療・介護連携体制の構築 ●地域ケア会議の開催及び地域課題の把握 ●在宅医療・介護連携推進会議の開催 ●生活支援協議体における会議	

2. 成年後見、権利擁護事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の権利擁護支援を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●地域での介護支援サポーター等の活躍 ●進んで制度の内容を得る	●地域福祉権利擁護事業 ・新規契約者3名 ・相談件数727件 ・紹介相談件数29件（H28年度）
社協	●行政・社協間での連携や、医療機関、居宅介護支援事業所や障害者相談事業所等の各事業所との連携による潜在的ニーズの把握 ●法人後見及び成年後見センターの設置 ●生活支援員の確保、スキルアップ	
行政	●制度の周知と適正な利用の促進 ●ニーズに対応するための環境づくり ●法人後見及び成年後見センターの設置支援	

3. 要支援者の把握

援護の必要な人・世帯を把握し適切な支援にむすびつけます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●福祉マップ作成等による地域での要支援者の把握 ●地域での見守り活動	●総合防災訓練 ・年1回 ●民生委員児童委員協議会各種会議への出席 ・総務会 ・役員会 ・定例会 (それぞれ月1回) ・全体研修会 (年2回)
社協	●見守り活動推進による要支援者の発見 ●地域福祉支援システムの充実 ●民生委員児童委員との連携による、要支援者の情報収集 ●運用に際しては市と社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会の三者で情報共有を行い、迅速な見守り活動に生かす	
行政	●避難行動要支援者登録の推進 ●地域での見守りマップ作成や見守り会議との連携 ●避難行動要支援者台帳の更新	

4. 要支援者の災害時避難

地域支援者の確保や避難訓練の実施など災害時を想定した避難及び日常の安否確認を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●災害時における福祉避難所への協力 ●地域支援者としての協力	●福祉避難所運営連絡会議 ・年1回 ●避難行動要支援者名簿の作成 ・年1回 ※65歳以上の対象者へ調査の実施
社協	●地域支援者の確保、育成 ●福祉避難所開設に際して協定を結んでいる事業所間での調整会議への参加、協力支援	
行政	●見守りネットワーク事業及び自主防災組織支援との一体的な推進 ●福祉避難所設置に関する民間事業所との協定 ●福祉避難所開設に際して協定を結んでいる事業所間での調整会議の開催	

5. 「制度の狭間の課題」への取り組み

ひきこもり、生活困窮者、社会的孤立、自殺志願者、社会復帰要支援者等、助けることが難しい人たちを可視化させ、支援を行い、弱い立場にある人たちを支え合うことのできる地域をつくれます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●地域の中での見守り ●地域における声かけ	
社協	●見守り機能の拡充による、ひきこもり、生活困窮者の可視化（情報収集方法の検討） ●地域福祉の担い手に対する「制度の狭間の課題」へのアプローチに関する研修 ●相談支援体制の確立 ●生活困窮者自立相談支援事業の充実	
行政	●地域福祉の担い手への各種支援 ●情報の共有	



(3) 地域における包括的な支援

現状と課題

- ワークショップにおいて、「地域の行事が少なくなり、子どもたちの参加、親の参加が少なくなった。仲間づくりができない」、「地域のなかで子育ての情報を得るのが難しい」、「子ども会の入会率が低くなっている」など、子育てに関する課題が多数出されました。
- こうした課題に対して、「子育て世代の横とのつながりをつくる」、「大きなものではなく気軽に来られるような、子どもでも楽しめるイベント作りをする」、「子育て世代・共働きの方々の負担にならないような地域のイベントを開催する。子どもが中心となるようなものだと思われやすいのではないかと。子どもがやりたい、楽しいと思えることだと親も一緒に参加し、つながりが広がるのではないかと」、という意見がありました。
- アンケート調査の自由回答においては、「合志市は子育て日本一とずっと聞いて引越してきたのですが、子育てに対して充実しているとは思いません。病児保育の受け入れも人数がかなり少ないのでなかなか予約もとれません。核家族が多い中もう少し子育てしやすいまちづくりをしてほしいです。子どもを産んで育てやすい環境はみんなで作らないといけないですね。母親の負担がもっと少なくなるよう取り組んで頂けたらと思います」という意見もありました。
- アンケート調査の自由回答において、「福祉サービスを受けたくても、体力的に交通手段がないひとり暮らしや、生活困窮者、障がいがある人に重点を置いて、サービスを充実してほしい」という意見がありました。

取り組みの方向

地域の人たちのつながりを基盤としながら、より多くの人を巻き込み協力を得ながら各領域における支援を行います。

取り組み

1. 地域子育て支援

地域で安心して子育てができるように、子育てのしやすい環境を整え、母親が孤立しないよう、相談体制を充実させます。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●地域での世代間交流 ●母親同士が集まる場所を独自につくる ●登下校時の見守りパトロール ●ファミリーサポートセンター協力会員登録	●ファミリーサポート ・利用会員 1,041名（H28年度） ・協力会員 273名（H28年度）
社協	●ファミリーサポートセンター事業の継続 ●知り合いや頼る人がおらず、不安や孤立して育児の悩みを抱え込んでの疲労感を防ぐため、子育て中の方が足を運びやすい安心できる居場所をつくる ●複雑化する相談に対応できる体制の整備 ●ファミリーサポート協力会員だけでは対応できない支援内容の検討とフォローアップ体制の確立 ●多世代交流等を通じて、地域の方々の子育て世代への理解を深め、子育て世代と地域の方々とのつながりや郷土愛を育むことで、孤立感の解消に努める	●子育てサロン ・実施ヶ所7ヶ所 ・実施回数（年間）77回 ・参加者（延べ）1,355名 ・ボランティア参加（延べ）539名 （いずれもH28年度） ●子育て支援取り組み ・活動件数2,026件 ・活動時間7,224時間 ・月平均件数168件
行政	●各種子育て支援事業の実施 ●虐待防止や養護の観点から緊急に対応できるような体制づくり ●子育て支援の情報提供 ●子育てサロンの活動支援 ●各種子育て支援事業のニーズの把握、充実	《主な子育て支援事業》 ●地域子育て支援拠点事業 ●一時保育事業 ●子育て短期支援事業 ●病児・病後児保育事業

2. 障がい児（者）支援

障がいへの理解、障がいのある方との地域住民との交流を促進します。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●障がいへの理解促進 ●店舗等での障がいのある方への合理的配慮	●特定相談 ・件数 204 件 ●サービス利用計画 ・件数 181 件 ●モニタリング報告 ・件数 383 件 ●虐待防止センターへの通報 ・件数 2 件（H28 年度）
社協	●障がい者団体と地域組織等との交流支援 ●障がい者サロンの支援 ●障がい者団体への支援 ●サービス提供による地域共生への支援 ●相談体制の拡充・整備 ●サービスの向上と提供体制の検討 ●虐待防止のため地域での見守りサポーターの養成等、地域とのつながり・連携を行う	
行政	●増加している相談に対応する相談体制の確立 ●障がい者差別解消法の周知 ●公的施設における障がい者への合理的配慮 ●障がいに対する正しい知識と理解の促進	

3. 介護に関する支援

介護予防をはじめ、介護に関わる世帯への支援を行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●インフォーマルなサービスの利用 ●近隣でできる介護世帯への支援	●家族介護教室 ・開催数 6 回 ・参加者（延べ）120 名（H28 年度） ●合志ぼちぼち元気ポイント事業（H29 年 12 月開始）
社協	●各種介護教室等の実施 ●介護保険サービスの実施 ●介護者の集い及び介護者交流（リフレッシュ）事業の実施	
行政	●地域包括ケアシステムの構築 ●在宅介護家族への支援 ●介護保険における日常生活支援総合事業の構築	

4. 認知症対策

認知症への正しい理解、早期発見、早期相談体制の拡充を行い、認知症の人をみんなで支え地域づくりを行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●認知症への正しい理解 ●近隣でできる認知症の人や家族の支え	●認知症サポーター養成 ・受講者数 825 名（H28） ●ささえ愛ネットワーク模擬訓練（徘徊模擬訓練） ・開催場所 合志小校区（栄地区以外） ・参加者数 250 名程度（H29 年度）
社協	●認知症サポーター養成講座の実施 ●徘徊模擬訓練の実施 ●認知症予防の推進 ●認知症の人を地域で支え、見守りあえる関係性を構築するための仕組みづくり	
行政	●認知症初期集中支援チームの効果的な運用 ●認知症予防を推進するための体制づくり ●認知症への理解と協力のための啓発 ●認知症サポーター養成講座の開催・支援 ●徘徊模擬訓練の開催	

5. 災害対応

災害に備えた防災訓練・避難訓練と一体となった支援の仕組みづくりを行います。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●日常的な災害に対する備えを心がける ●福祉避難所としての受け入れ態勢への協力 ●災害ボランティア講習講座の受講	●災害ボランティアセンター運営（H28 年熊本地震） ・活動件数 270 件 ・活動人数 1,127 名（延べ）
社協	●重度者避難誘導対応 ●地域見守り及びニーズ調査（民生委員児童委員と連携） ●災害ボランティアセンター設置・運営 ●避難所（ふれあい館・みどり館）運営支援 ●他社協との連携	
行政	●防災・ボランティア意識の啓発 ●福祉避難所設置の協定、及び設置に関する運営支援 ●防災計画、各マニュアルが実際に機能するように改訂し、迅速な対応ができるようにする ●福祉避難所の設置、運営	

6. 新しいサービス等の開発

本市の人口や世帯構成の動向に対応し、必要なサービスを提供します。

取り組み主体	施策内容	主な活動例
住民	●NPO 等でのサービス提供	●特定非営利法人（NPO） ・市内 25 団体 ●各ぽっかぽかサポート協力団体の特徴的な活動 〈地区単位の団体〉 ・ <u>NPO 法人ぽっかぽかすずかけ</u> ⇒居場所づくりの家「よんなっせ」、弁当配達見守り事業等 ・ <u>サロンユトリック</u> ⇒コミュニティ・ビジネス（地区内の事業と一体的に実施） ・ <u>ぽっかぽか永江</u> ⇒複数会員での個別対応、自治会との連携企画 ・ <u>ぽっかぽか泉ヶ丘</u> ⇒歌声喫茶の開催 ・ <u>武蔵野台ぽっかぽか</u> ⇒障子張り、網戸張り替え、エアコン清掃等の特殊技術 ・ <u>ぽっかぽか杉並台</u> ⇒居場所「友・遊・悠」、にこにこカフェ（認知症カフェ） ・ <u>クラブみよし</u> ⇒老人クラブでの活動 〈ボランティア団体〉 ・ <u>さくらボランティア</u> ⇒裁縫を主とした活動 ・ <u>男の井戸端サロン</u> ⇒片付け等の力仕事、各種交流活動 ・ <u>さかえ～隊</u> ⇒きずな広場支援（新開区・栄地区） 〈事業所・企業の団体〉 ・ (株)城北 ・ (株)サニクリーン ・ (株)ぞうさんのほな ⇒各企業とも収益は地域福祉事業に寄付
社協	●地域のニーズの把握 ●ニーズに対応できる体制づくり ●ぽっかぽかサポート等の住民参加型で、地域の理解を得ながら進めるサービスの構築	
行政	●社会福祉協議会と連携し、住民のニーズを捉え、適切なサービス等のアイデアを提案する	

第5章

計画の推進にあたって

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。特に前期高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を生かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

(2) 地域の役割

自治区や民生委員児童委員、ボランティアなど地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を生かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

(3) 社会福祉協議会の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を生かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組みます。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を生かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組みます。

(4) 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

2 具体的な計画の推進

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、本計画の進捗状況や、住民や福祉関係団体等の意見を踏まえ、必要に応じて取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

3 計画の普及啓発と実践

計画を住民のものとするため、概要版やこの計画書を主要施設へ配布するとともに、広報やホームページ等を通じて周知を図ります。

また、自治区や民生委員児童委員、ボランティア等、地域活動団体に本計画の周知を図るとともに、具体的な活動事例等の情報提供や共有化を図ります。

なお、地域における活動は様々であり、抱える課題も一様ではありません。そのため、地域活動団体においては、地域の実情にあった具体的な行動計画を立てて実践していくことが望めます。具体的な行動計画を立てるに際しては、合志市と合志市社会福祉協議会が連携して情報提供や相談・助言等支援に努めます。

資料編

計画策定のための「Café オモイカタルバ」概要

■開催日時：平成 29 年 12 月 10 日 10:00～11:35

■開催場所：合志市保健福祉センター ふれあい館

■参加人数：一般市民 39 名

■実施概要：

○ワールド・カフェ方式で実施

○カフェスタイルのテーブルに4人（5人）で座る

○約 20 分の会話を3ラウンド行い、各ラウンドでメンバーを入れ替える

○テーブルの上に広げてある模造紙に、自由に書き込みを行う（※模造紙はメモ帳変わり）

【当日の様子】※市民ボランティア（珈琲講座の受講生）3名の協力を頂きました。



■出された意見

※ここに掲載している意見は、様々な年代の参加者が自由に記入した内容をそのまま転記したものです。

No.	課題	私たちにできること	校区
1	行政はもっと市民に目を向けてくれ	現状が解ってらっしゃるのか？議員さんの給料を上げるだけでいいのか？	
2	情報を得る機会が少ないかもしれない	自ら出向く事で知りあいを多くしていく。	
3	まあ、自分的の、通がくろで困っている事が、私が、かよっているつうがくろはゴミがとても多く、捨ててあることが問題です。そして、ある時には、私のつうがくろには、くりの木があるのですが、そこにポイ捨てした人は、ばっきん 1000 万円以上と書いてありました。	自分達の、地域をキレイにするために、そのゴミを捨てることが、一番効果的ではないでしょうか？そして、かんぱんなどをたてて、少しでもゴミをへらしていくのではないのでしょうか。	西合志東小
4	自分の小学校には、人数がとても多くて、私は、学校の保健委員になって、始めてきづいたことは、昼休みになると、ケガをする人の人数が、50～100 人以上になることがひっくりしました。	私達にできる事は、運動場を広くしたいけど、私達にはできないので、そのことを、地域の人たちに知ってもらいたいです。	西合志東小
5	健康で長生きしてほしい	個人の運動量を医師に診断してもらい診断結果をもとに体力アップ 自分に合った運動量で健康につながるコースの設定。	

No.	課題	私たちにできること	校区
6	是非社協の方に見て欲しい認知症予防の件、番組の内容はNHK スペシャルホームページ” NHK の認知症革命” という番組で国や県としてまだ、癌検診のような認知症検診が行われていないことで地域の人に出来るだけ早く、広く予防の機会を享受する機会が出来るように、そして早期発見につなげるよう企画されたものです。(MCI の段階でくい止める) 国立長寿医療研究センターの島田裕之先生が高浜市と認知症予防システムを開発され脳と身体の健康チェックを1万人を対象に検診され脳と身体 の健康 社協にお願いされ認知症のリスクの早期発見につながる企画です。	認知症予防のため「ヒラメキア」という認知機能チェック維持向上を目的としたクラウドサービスを合志地区に是非取り入れて欲しい。NHK の番組で「認知症革命」という番組がありました。番組の内容は NHK スペシャルのホームページで見られます。	西合志東小
7	老人から、子どもまで、幅広い人達、だれもが、楽しく安全に暮らせる町の未来について、語り合うために、しせつや、昔あそびなどをして、はば広いねんれいの人達が、楽しめる行事にしたい！！	自分にできる事は、自分からせっきょ的に、とりくんだり、おばあちゃん、おじいちゃん達と、一緒に、むかしあそびを楽しんだり、皆んなで、楽しくあそべるように私はとりくみたいと思っています。	西合志東小
8	一人暮らしの高齢者で認知症と思われる方をどうサポート出来るか？	市、社協へ相談する。見守る事は出来るが、立入れない部分が多いのでどうしたら良いか？	合志南小
9	高齢者…お一人暮らし…身不自由…の方について…	ほがらかサポートの利用&活用…(社協との連携…)日々の生活での不自由：窓ふき、ゴミ出し、電球交換…等の支援、補助を…	南ヶ丘小

No.	課題	私たちにできること	校区
10	老人会の人口が増えない。	成功した例を参考に出来るといいなと思っている。 老人会の人達が廃品回収をして、いつでも、都合のいい時に持ち寄る場所を作り、回収した資金迄、老人会で管理して、子ども会や色々なグループに助成金として配布している。皆、イキイキと活動しているのを見せることで次の人達が入会しているとの活に感動 老人も、人の役に立つことをしていると(生きがいあることをしている)見せることも大事だと思った。	西合志東小
11	50代60代の方々にボランティア活動の楽しさをどう伝えられるか？	自分達がイキイキと動いている姿 幸せ感を見ていただけると良いナァと思います	合志南小
12	退職後の男性をボランティアにさそい出すにはどうしたら良いか	楽しいつどいのある場を作り、参加をうながす。	
13	寄り合いになかなか出て来ない	声かけをさら強く	
14	団塊世代の地域へ参加が少ない。サロンスタッフの育成。こどもとの関わり	自治会の役員の活用 こども会との連携をもつ 自治会組織の活性化	西合志南小
15	家庭にいる65歳以上の人が多い、その方々をどうしたら地域行事に参加させられるか。	生きがい作りを地域の中で、何か出来ないかと今後民生委員さん、自治会長等と話し合えたらいいなと思います。生きがいを見つけたら、きっと出てこられるのではないかと今日感じた。	西合志東小
16	参画と協働 老人会や高齢者サロンの会員参加を	オアシス運動 一日の始まりは朝のあいさつから	合志小
17	①老人会やサロンについて ②区費について	老人会に加入する人が協力して行く事 サロンのスタッフの人達が地域を見守る。 区に入会する為に金額が高い為に若い人達には大変	西合志中央小
18	地域の縦横のつながりをどう作って行くか。自主的な参加をどう増やすか。	地域で少人数で支え合う場をつくる。色々な活動に参加することで知り合える。→地域をまとめる。イベントを企画する。	合志小

No.	課題	私たちにできること	校区
19	地域の近所の付き合いが希ハク（アパート、マンションが多い地域）	それぞれが（高齢者、子供会）の課題について（知らない情報）、違う世代のコミュニケーション場を多く設ける。まず、知ること、見ること、考える事がスタートか。	南ヶ丘小
20	地区での世代別がもっとふれ合えるようにしたい。若い世代が増えて集まりが少ない。	楽しい（→これが難しいところだと思います。）と思わせるイベント、やボランティア	
21	おとしよりと子どもをつなぐ場を増やすとよりよい合志になるのでは。	楽しく参加できる機会づくり。Ex.核家族の学童利用増中。おとしよりに学童にきていただき、ふれ合いをしていただく。子どもはおとしよりにやさしい子どもになる。落ち着く	
22	地区の皆さんが話し合い顔みせの出来る状況でありたい。	強力なリーダーが必要である。	
23	個人主義、個人情報の過大な意識。	1人1人との口コミ作業を少しづつ広げて行く、機会(場所)づくり	
24	人とのつながりをもっとつくろう	となり近所。小さい子供とお年寄り、接する機会を持てる場所をつくる	
25	健康でボランティアを長続きする事(私)「和」からしか何も出て来ない？	いろんな方々に声をかける事。笑顔で！	
26	少子化の問題・高齢化に伴う、後継者育成・近所付き合いのあり方…	「縁のつながり」…婚活の活用・若い力の助け…親睦を深める… 「サロン」等での交流の場活用…	南ヶ丘小
27	子ども会の入会率が少ない。(めんどくさい。何をするか知らない)	子どもが楽しめるイベント作りをする。大きなものではなく気軽に来れるような。準備などあまり必要にならないような。(まつりごとは大変…スポーツ大会などは会場だけでいいので負担にならないのではないかな)	
28	親(小・中)が忙しくて、めんどくさがってイベント参加しない。できない。	子供だけで参加(→親もラクできる?)できるイベントを作ってみる	
29	子育て世代の横のつながりを作る 地域の人と支え合い、助け合えるような <u>地域</u> 作り、仲間意識	子育て世代・共働きの方々の負担にならないような地域のイベントを開催する。(子どもが中心となるようなものと集まりやすいのではないかな。子どもがやりたい!! 楽しいと思えることだと親も一緒に参加し、そこでつながりが広がるのではないかな。	

No.	課題	私たちにできること	校区
30	核家族化により、 <u>親が孤立してしまう</u> 。学童のニーズがある理由 子どもの塾通いなどで生活で精一杯。登校班がなく、縦のつながりも少ない。昔はみんなで見守っていた。	地域の役員の負担の軽減。実際はそんなに負担が少ないと思うようなことでも負担なイメージがどうしてもある。	
31	子供会…の加入しない！！故…？	小6年生の女の子からの意見…・面倒臭い・塾で忙しい 親として役員の選出に行かされる…	
32	子どもが楽しく色々の場に入れる環境作り	地域全体での協力、自分だけではなく、自分から地域の事を知っている人達からの関わりも必要であると思う。	
33	子供が優しい人に育ってほしい。「物があたり前にある」という時代で子供の育ち方に不安	お年寄りの人との交流を増やす。・昔遊びを知る。 「困る」ことを知る（物右や体の不自由さ） ←年をとった時のなど…	
34	地域の中で子育てする情報を得るのがむずかしい	もっと情報が入るようにしていく必要がある。	
35	少子化の問題	幼稚園、保育園がもっと建つといいなと思う 企業で産休、育休を取得できるようになるといいなと思う	西合志第一小
36	地域の子供会に入る児童がいない。子供会が廃止の声も出ている今！	子どもの孤立化を防ぐため、地区の行事等に参加してつながりを造る。祖父母が頑張る。親同士のつながりを造る。	南ヶ丘小
37	地区の行事が少なくなり、子供達の参加、親の参加が少なくなった。核家族化、仲間作りができないなど	昔ながらの”まつり”など楽しく参加出来る行事を減らさない努力が必要では。親の年代（30～40代）が忙しくなっているので、その人達をどうやって参加させるか？仲間に入りやすいように働きかけていく方法を考える。	
38	子ども会への加入が減っている 子ども会は、子どもの活動だけでなく、親の親ぼくの目的もある。その後の地域への参加につながる。	子ども会の目的の明確化。 加入促進・役員の負担軽減	
39	色々な世代の方との交流ができる場所作り、また楽しく地域の方と交流できまた来たいと思える楽しめる地域作りが必要であると思う。	情報の発信する場所、人達、物を考え周りの方達とふれあえる、ふれあおうと思う人達を増やし情報を相手に伝える事のできる人達（自治会）などの協力が必要であると思う。	

No.	課題	私たちにできること	校区
40	高齢者と子供達がもっとふれ合えるようにしたい。子供達のこれからの為に、親世代が高齢になった時の為に。	例えば、学校が終わって、学童に行く時間を、たまにでも「老人ホーム」に行き、ふれあう時間を作るなど、学校や PTA に呼びかけをして、その時間を増やせるように考える。	西合志東小
41	年齢層ごとの関わりの場、 <u>イベント交流</u> (年間を通して)高齢者・若者、子育て世代	年代によっての困りごとをまとめて、それに関する解消する場、みたいな集い	
42	ジェネレーションギャップを、どううめるか。		
43	交通事故(通路)	交通指導ボランティアの養成・育成等を、行政で実施してもらいたい。	西合志中央小
44	集まりの場所までの交通便が悪い	レターバスをふやしてほしい。出かけたら帰りもあまり待たないで帰れる様に…。	
45	公共交通について、利用者が少ないからレターバスの便数が少ないのですが、利用するのに、便数が少ないのは困る。	あえて利用するのか？	
46	地域の参加意識が低下してる。	知らしめる→何が課題なのか →オープンにしていく →地域ごとの特色を出す	南ヶ丘小
47	地域参加の人数を増したい。	なるべく、行事に参加し、楽しさをアピールする。	
48	ボランティアをする人が少ない	市職員が退職後 1～2 年はぜひとも、地域のために頑張ってもらいたい。	
49	地域への関わる場を知る、情報元(若い方に知ってもらうには?)	HP,チラシ(回覧板?)、SNS)) 情報発信のやり方	
50	ボランティア人口の不足	誰でもいいから もっと参加者が欲しい	
51	若者が集まらない	若者が定期的に集まれるような場所やイベントを企画する	西合志第一小
52	地域の地域のための地域による活動 上生地区の自治会のあり方に興味	向こう三軒両隣を大切に	合志南小
53	若い世代の人の地域活動への参加をどうながすか、意見や考えを行動をどう拾いあげるか。	自治会、子ども会、近隣からの働きかけ。	
54	高齢化で同じ人がいろいろな役をいくつもやっている。	サロン、民生委員など、地域を何か所かまとめて行事を行うなど、ここでやることを考えて行く必要があるのでは	合志南小

No.	課題	私たちにできること	校区
55	民生委員について	民生委員になり手がないので今後どうしたら良いか？	西合志中央小
56	地域の一斉清掃について不参加者の出費のあり方及び免除の範囲の区別が不明	出来れば参加せん世帯は一律に出費願いたい	合志南小
57	地区の住民が気軽に参加できる内容を…！ 近所とのつきあいが、うまくできるよ！・若い人も、あつまれる場を作ってあげたい。	各自が、気持ちを(参加しよう…と)もとう	西合志東小
58	地区の行事に対する参加者が少ない。よって、人のつながりが無い。	呼びかけを多くする。遊び方の内容を(アイディア)募集する。自らの健康を注意して、参加を心掛ける。	西合志東小
59	自治体への参加が減っている。 若い人が興味をもつイベントが少ない。	自治体への参加が少ないと、何が問題なのか、現状と問題の周知が必要だと思う。 今日のような会への参加(とても勉強になりました)	南ヶ丘小
60	自治会内の交流がすくない。	各種イベント開催必要ではないか？ 若者をまきこんで活動する。	南ヶ丘小
61	①若い人に積極的に協力参加する。 ②学校への送迎の車が見られず各福祉の車の数が多い。	①話を聞き参加する②自宅での「カイゴ」が赤ひげみみたいな「カイ護」が必要だ	
62	地区によって人口の増減の差が大きい。活動費や、維持費(共有)に差がある。	各地区フラットな運営法を考える必要ある。	

合志市地域福祉計画策定委員会要綱

平成29年5月18日

合志市告示第 31号

（設置）

第1条 地域福祉計画の推進を図るため、合志市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事務）

第2条 委員会は、合志市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び進行管理する。

2 委員会は、前項により策定した計画を市長に報告する。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が選任する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）福祉団体に所属する者
- （3）保健・医療関係者
- （4）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会の事務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

所 属 等	職 名	氏 名
合志市区長等連絡協議会	区長協議会会員	荒川 福江
合志市民生委員児童委員協議会連合会	会長	串下 一 (副委員長)
合志市老人クラブ連合会	会長	松岡 為利
合志市ボランティア連絡協議会	会長	坂本 国顕
合志市身体障害者福祉協議会	会長	建岡 秋男
社会福祉施設（社会福祉法人 山紫会） 特別養護老人ホーム 菊香園	施設長	水上 次雄
NPO 法人ぽっかぽかすすかけ	代表理事	佐藤 昭男
サロン代表	みよし友愛会 代表	岩下 悦子
認知症ささえ愛隊	隊員	矢野 成美
子育てサークル（サロン）	子育てパンダ サロン代表	永溝 明美
福祉行政経験者	元市健康福祉部長	青木 洋治 (委員長)

用語説明

あ行

●SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトやネットサービス。「Facebook」(フェイスブック)や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム)などが有名。

●NPO

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成 10 年に特定非営利活動促進法(いわゆる NPO 法)が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

●エグゼクティブサポーター(合志市独自)

生活・介護支援サポーター講座(高齢者支援の基礎知識、介護実技等)の修了者。

か行

●介護サービス

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」などのこと。

●介護保険制度

平成 12 年から介護保険法により設けられた社会保障制度。

●核家族

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者に対する虐待が問題となっている。

●高齢化率

全人口に占める 65 歳以上の人の割合

●協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、共に力をあわせて活動すること。

●グループホーム

専門職員の援助を受けながら、少人数のメンバーが地域社会の通常の住宅で生活する社会的養護の一形態。

●個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

●コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

さ行

●災害ボランティア

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

●災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置される民間のボランティアセンター。被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

●自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

●小地域

小学校区や行政区などの「住民の顔が見える日常生活圏」を指す。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

●スーパーサポーター（合志市独自）

介護予防教室（基礎知識等）および家族介護教室（在宅介護・緊急時対応等）修了者。

●生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う（地域支え合い推進員）。

●精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

●成年後見制度

精神上の障がいなどによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

た行

●地域共生社会

高齢者・障がいのある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域福祉連絡協議会（合志市独自）

コミュニティを単位とする住民組織。旧西合志地域の5つで設置済。

●地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、様々な相談を受ける。

●地域包括支援ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

な行

●認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

●認知症サポーター養成講座（合志市独自）

認知症についての基本的な理解促進のための講座。受講の証としてオレンジリングが渡される。

は行

●ヒートマップ

データを可視化するために、数字データの強弱を色で視覚化するもの。

●避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

●ファミリーサポートセンター（合志市独自）

育児の手助けをしたい人（協力会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる地域住民の会員組織による、地域における子育て支援活動。

●福祉課題

この計画では、住民が日々の生活の中で抱えている様々な問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

●福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（要援護者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

●ふれあいいきいきサロン事業（合志市独自）

自治会や小地域ごとに高齢者や障がい者が気軽に集まれるように、近隣住民のボランティアで開催している交流会である。参加者が歩いて行けるように公民館や集会所などで実施されている。

●ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

●ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織である。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

ま行

●見守り会議（合志市独自）

行政区等を単位に、行政・社協、地域の人とで地域で見守りが必要な人の把握などを行うこと。

●民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、町長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

●要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方。

●要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において何らかの配慮を要する人を「要配慮者」という。

ら行

●療育手帳

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

わ行

●ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

関係法令

改正社会福祉法（抜粋）（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民など」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民などは、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携などによりその解決を図るよう特に留意するものとする。

改正社会福祉法（抜粋） （平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条（注：第 106 条の 3）第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民などの意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

改正社会福祉法（抜粋） （平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民など及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民などが相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民などに対する研修の実施その他の地域住民などが地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民などが自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

改正社会福祉法（抜粋） （平成 30 年 4 月 1 日施行）

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉活動計画策定指針（抜粋）
＜全国社会福祉協議会＞

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を經營するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

合志市地域福祉計画・合志市地域福祉活動計画

（第3期計画）

平成 30 年3月

策定：合志市・合志市社会福祉協議会

